

ともに生きる



プラごみゼロ

亀岡市 ゼロエミッション 計画

2023(令和5)年3月
亀岡市ごみ処理基本計画



「ごみ」の見方を変えてみませんか？
～次世代に“ふるさとかめおか”をつなぐために～

亀岡市は平成30年3月に策定した「亀岡市ゼロエミッション計画」において、子どもたちに美しい“ふるさとかめおか”を残すために、ごみ処理についての方針を見直し、環境にも将来世代にも大きな負担となる埋立処分場は新たににつくらない政策へとシフトしました。

その一環として、埋立てごみを埋立てる前に本当に埋立てるしかない物だけを分別する中間処理事業を開始するとともに、近年はご家庭で不要となった物の回収・交換会を通じて次の利用者につなげることで、今までごみだったものがごみでなくなるリユースの取組を強化し、ごみの減量に取り組んでいます。

これまでの取り組みを通じて本市が目指しているのは、皆様に「ごみ」の見方を変えていただくことです。ごみとして捨てられる前には、それが本当に「ごみ」なのかを考えていただくこと、こうしたことが無駄のない生活の実践につながります。

例えば、本市の燃やすごみの中には手つかずのままに捨てられている食品、いわゆる「食品ロス」が多く、その量は市民全体で約20億円分と試算しています。

市民の皆様には、こうした現状を知っていただき、日頃からごみの減量をはじめとした環境配慮型の消費活動を実践していただきたいと考えています。

私たちがこれまでに築き上げてきた社会や資産は、やがて次の世代に引き継ぐことになりますが、施設整備における過度の経費投入による負債や自然環境の悪化は次の世代の負担になってしまいます。

次の世代の負担の軽減に向けて、ごみ処理施設については、ごみの減量施策の推進と合わせて、ごみのエネルギー化によるエネルギーの地産地消に努めるなど、焼却処分に頼らない処理を目指した施策を推進し、施設整備に係る過度の経費負担の抑制に努め、これまでに施設にかけていた予算を子育て支援などの福祉施策や教育施策の実施に係る予算にシフトさせるなど、環境を起点に市民生活の質の向上に取り組みます。

世界的にも環境問題がクローズアップされている中で、これからはサーキュラーエコノミー（循環型経済）の実現に向けた具体的な政策の推進が求められます。将来世代に負担をかけない仕組みづくりとして、資源循環型のまちづくりをさらに強力に進めていかななくてはなりません。

新たなゼロエミッション計画の基本方針となる「それって本当にごみ？」をキーワードに、市民の皆様や事業者の皆様と一緒に、今、私たちにできることを着実に進め、次世代に“ふるさとかめおか”をつなぎ、次の世代が幸福に過ごすことができる環境整備を進めてまいります。



亀岡市長

桂川 考裕

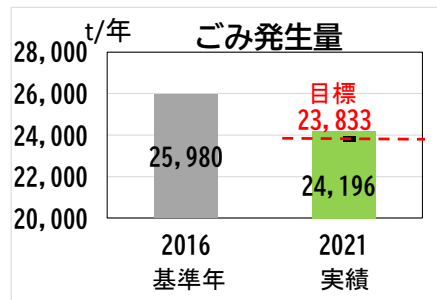
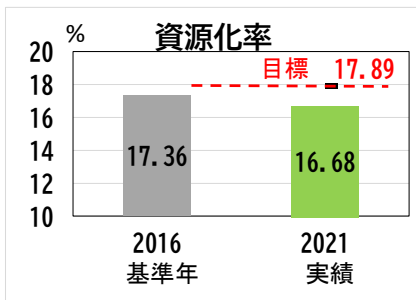
目次

| | |
|------------------------------|----|
| 第1部 亀岡市ゼロエミッション計画 | |
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 第2章 計画策定の基本的事項の概要 | 9 |
| 第1 計画策定の背景と目的 | 9 |
| 第2 計画の位置づけ | 9 |
| 第3 計画期間及び目標年度 | 9 |
| 第3章 基本理念と基本方針 | 10 |
| 第1 基本理念 | 10 |
| 第2 基本方針 | 11 |
| 第4章 基本理念の実現に向けた施策の展開 | 12 |
| 第1 施策の体系図 | 12 |
| 第2 施策の取り組み内容 | 14 |
| 第5章 減量化及び資源化の目標 | 23 |
| 第1 現在のごみ減量等の進捗状況 | 23 |
| 第2 本計画の減量化及び資源化等の目標 | 24 |
| 第3 目標達成に向けた減量、資源化に関するケーススタディ | 28 |
| 第2部 計画策定に係る市の概要やごみ処理の動向 | |
| 第6章 計画策定の基本的事項の詳細と亀岡市の基本情報 | 31 |
| 第1 基本的事項の詳細 | 31 |
| 第2 亀岡市の基本情報 | 37 |
| 第7章 亀岡市のごみ処理の現状と将来予測 | 45 |
| 第1 ごみ処理のながれ | 45 |
| 第2 ごみ排出量等の実績 | 47 |
| 第3 ごみ処理の実績 | 56 |
| 第4 ごみ処理体制 | 60 |
| 第5 一般廃棄物処理システムの評価 | 62 |
| 第6 将来のごみ処理量の予測 | 65 |
| 第8章 亀岡市のごみ処理の課題 | 84 |
| 第1 前計画（中間目標年度）における達成状況 | 84 |
| 第2 亀岡市のごみ処理の課題 | 88 |

第1部 亀岡市ゼロエミッション計画

【 計画策定の振り返りと未来 】

ごみの見方を変え、市民・事業者・行政みんなで力を合わせて環境から始まる誰もが幸せになれる未来へ！



実際の埋立てごみ

2021 年度実績

- ・資源化率は目標 17.89% に対して **16.68%**
- ・焼却処理量 **19,995 t/年**
- ・まだ **分け切れていない資源物**
- ・**食品ロス・プラスチック類対策**は急務
- ・最終処分量 **3,994 t/年**
このままだと残余容量は…

約10年

2018年3月
亀岡市
ゼロエミッション計画
を策定

2022 計画の見直し

- ・脱炭素、循環経
- ・食品ロス対策の
- ・分別拡大による
(2023年度よりスタ
剪定枝 落葉 小型金
資源化率目標

50%超え

2033年度に
(ごみの半分以上)



亀岡市の食品ロス

2023年度より 新しい計画の実行

- ・焼却処理に頼らない処理方法の推進
- ・二酸化炭素量は2030年に**50%削減**
(2013年度基準 市環境基本計画)
- ・エネルギーの地産地消
- ・最終処分量を削減し、埋め立てに頼らない処分
現状 3,994 t/年 ⇒ **1,457 t/年**
(2021年) (2033年)
- ・財政・収支構造の改善、施設規模と適正運営
- ・子育て支援・福祉・教育等への多様な施策展開
- ・災害時に強靱な施設の実現

施策を実施する

詳細 24~28 ページ

私たちが残すべき未来はどちら？

施策を実施しない

- ・焼却処理に頼った処理方法
- ・ごみ焼却による二酸化炭素、排ガスの排出
- ・エネルギー回収が貧弱な小規模施設
- ・最終処分場の残余容量のひっ迫！**あと10年弱**
- ・人口減少等による**財政収支の悪化**
- ・将来の施設建設費の負担は
約100億円？
- ・防災力の脆弱さは現行レベルのまま



年度
し策定

済の必要性
推進の必要性
資源化の促進
ート、紙類
属 プラスチック)



設定
は資源)

基本理念

それって本当にごみ？ 人と資源が環^{めぐ}る持続可能なまちづくり
～みんなで力を合わせて次の世代につなぐ“ふるさとかめおか”～

基本方針 1

「美しいふるさとかめおか」を次代につなぐ活動を支援します。

基本方針 2

2R（リデュース/減量・リユース/再使用）を強化します。

基本方針 3

多様な資源化システムを構築します。

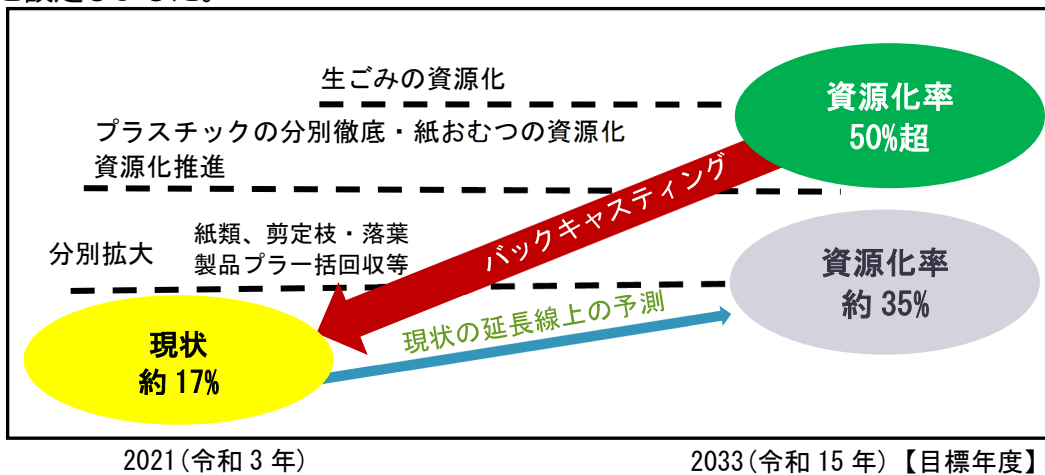
基本方針 4

ごみの適正処理に向けた体制・仕組みを整備します。

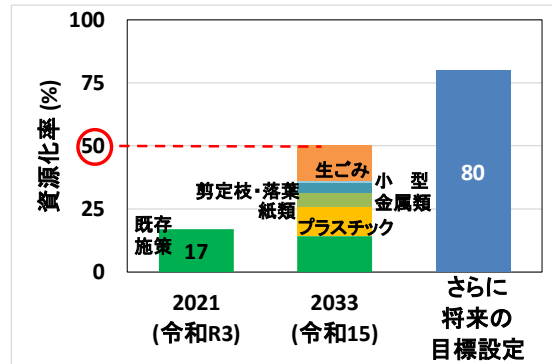
基本方針 5

不法投棄対策及び災害廃棄物対策を強化します。

本計画の目標は、まず未来像を設定して、現代まで逆算・遡りのシナリオを描く計画手法である「バックキャストिंग」という方法で設定しました。現状の延長線上の予測に加えて、より高い目標を設定し、生ごみの資源化、燃やすごみ中のプラスチックごみの分別徹底、紙おむつの資源化等の分別拡大の施策により達成可能となる目標を設定しました。



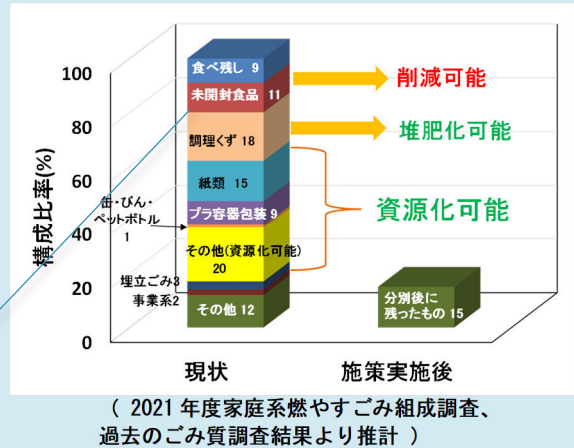
資源化率 50%超という目標は、高い目標のように見えますが、2023年度からの分別拡大や、将来の生ごみの分別等の成果を積み上げれば 2033年度に達成可能な目標です。さらに将来を見ると、分別意識の醸成や技術の進歩により資源化率 80%の達成も現実味を帯びてきます。



< ごみの中の資源物 >

ごみ発生量、資源化率ともに目標値(2021年度時点)に未達です。ごみ中には、まだまだ資源化可能なもの含まれていて、分別すればごみはまだまだ減らすことができますといえます。

亀岡市の手つかず
食品の1年間の廃棄は20億円
(市民1人当たり23,000円)



< 現行の焼却処理 >

桜塚クリーンセンターの直面する課題は次の通りです。

- ・ 迫る更新時期
- ・ 低いエネルギー回収効率
- ・ 焼却灰・残渣の発生
- ・ 二酸化炭素の排出

< エコトピア亀岡の残余容量 >

ここまで埋まっ
てしまいました。
本当に「埋立て
るしかないごみ」
ばかりでしょうか?



資源化のさらなる促進

2023年度から
分別区分の拡大

多様な資源化システムの検討

分別区分拡大と将来の分別項目の追加、市民の協力度アップで、より高い資源化率をめざします。

紙類 剪定枝・落葉 小型金属類・プラスチック



- ◎施設整備の周辺市町と協同した広域化の検討
- ◎バイオガス化、堆肥化、資源化できる処理方式の採用
- ◎民間資源を活用する方法についても検討

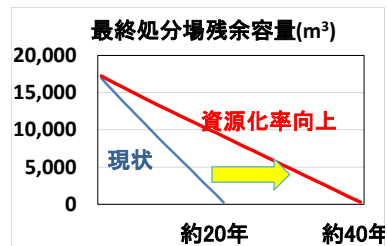
焼却処理だけに頼らない処理が可能

脱炭素の視点に立ち、また、少子高齢化や将来のごみ量の減少に対応できる、資源再生やエネルギー変換など、資源化のできる多様なシステムが実現します。



埋立容量に余裕を確保し 新たな埋立処分場は作らない

減量と資源化により、埋立量は大幅に下がり、残余容量に余裕が生まれます。



将来世代に負担をかけない!

3 施策体系の概要

計画の進捗に伴い、基本理念及び基本方針を見直しました。前計画の基本方針とその内容も継続しますが、新計画の施策体系に融合しました。

本計画は基本理念に基づいて5つの基本方針を定めます。それぞれの基本方針に基づいて58の施策に取り組みます。施策体系の概要は下記のとおりです。

基本理念

めぐ
それって本当にごみ？ 人と資源が環る持続可能なまちづくり
～みんなで力を合わせて次の世代につなぐ“ふるさとかめおか”～

基本方針1

「美しいふるさとかめおか」を次代につなぐ活動を支援します。

(1) ごみ減量・資源化の市民活動の支援

- ①美化活動や環境保全活動に取り組む団体や自治会等の地域コミュニティ団体への支援
- ②地域コミュニティなどによる集団回収や適正な分別排出の取り組みの支援
- ③地域における持続可能な衛生保持の仕組みづくり

(2) 環境に配慮したイベントの推進・環境学習の充実

- ①環境配慮型イベントの推進
- ②大堰川・保津川をはじめとする自然環境をフィールドにした環境学習の展開
- ③小・中学校、義務教育学校における環境教育の充実
- ④企業と連携した環境学習の開発・展開
- ⑤就学前教育やエコウォーカーキッズチャレンジプログラム等の充実・展開

(3) ゼロエミッションをオールかめおかで取り組むための支援

- ①誰もが分かるごみ分別情報の提供
- ②環境ポスター・標語等の募集による環境意識の啓発
- ③高齢者等ふれあい収集を通じたごみ出し支援

(4) 企業とのパートナーシップの構築

- ①環境パートナーシップ協定の締結企業の拡大
- ②環境パートナーシップ協定締結企業の製品・サービス等の周知・広報によるエシカル消費の普及促進

基本方針2

排出されるごみを徹底的に減らすため、2R（リデュース：排出抑制、リユース：再使用）を強化します。

(1) 生活系ごみの2Rに向けた取り組み

- ①エコバッグやマイボトルの持参等による、プラスチック製レジ袋やペットボトルをはじめとする使い捨てプラスチックの発生抑制対策の更なる推進
- ②家庭から排出される食品廃棄物などの減量
- ③環境家計簿の普及拡大
- ④ごみを出さない買い物や環境にやさしい生活習慣(エシカル消費)の普及に向けた環境の整備
- ⑤リユース交換会の実施

(2) 事業系ごみの2Rに向けた取り組み

- ①製造・使嘆・排出者責任を浸透させる啓発活動
- ②紙ごみを資源物として受け入れることの検討
- ③桜塚クリーンセンターにおける搬入指導の実施
- ④多量排出事業者の届出制度(条例制定など)の検討
- ⑤事業者から排出される食品廃棄物の実態の把握
- ⑥事業者から排出される食品廃棄物減量の取り組み

(3) 食品ロス対策の推進

- ①食品ロスの発生状況、発生要因の周知啓発
- ②「食品ロス削減推進計画」に基づく施策の展開

(4) イベントごみ対策の推進

- ①リユース食器等の利嘆促進
- ②テイクアウト容器の削減

基本方針3

多様な資源化システムを構築します。

(1) 市民が取り組みやすい資源化システムの構築

- ①公共施設における資源ごみ回収拠点の拡充
- ②事業者と連携した資源ごみ回収拠点の拡充
- ③小型家電等のイベント回収の拡充
- ④コンポストによる生ごみの減量、資源化

(2) 事業者による資源化システムの構築

- ①事業者による古紙、古着等の資源化の拡大
- ②事業者と連携したペットボトルの資源回収、資源循環システムの構築
- ③事業者と連携したステンレスボトルの資源回収、資源循環システムの構築
- ④事業者と連携したサーキュラーエコノミーによる持続可能なビジネスモデルの構築

(3) 中間処理等の充実による資源化システムの構築

- ①中間処理施設（民間）の活暎による資源回収
- ②埋立てごみの中間処理によるごみの減量、資源化率の向上
- ③焼却灰のリサイクルの検討
- ④剪定枝や落葉等のたい肥化の推進

(4) 廃棄物の資源化・エネルギー化と脱炭素に向けた取り組みの促進

- ①生ごみのバイオガス発電に向けた事業化の検討
- ②廃棄物のエネルギー化による再生可能エネルギー導入拡大及びエネルギーの地産地消の推進

(5) 分別ごみ拡大によるごみの減量・資源化の促進及び新たな分別拡大に向けた調査研究の推進

- ①紙類、剪定枝・落葉、小型金属類、プラスチック一括回収等の分別拡大による大幅なごみの減量
- ②生ごみ及び使暎済み紙おむつ等の資源化に向けた事業化の検討
- ③燃やすしかないごみ及び埋め立てるしかないごみの大幅な減量を前提とした桜塚クリーンセンターの更新の可否及び広域処理、さらにはエコトピア亀岡の延命化及び域外処理の調査・研究

(6) 経済効果を考慮した事業方式の調査研究の推進

- ①将来の処理施設の事業化手法について、安定的な処理かつ経済効果が高い処理を実現させるため、民間企業の資源・ノウハウの活暎により相乗効果が期待できる「公民連携」方式等の導入についての調査研究

基本方針4

ごみの適正処理に向けた体制・仕組みを整備します。

(1) 収集・運搬体制の充実に向けた取り組み

- ①安全安心な収集運搬体制の維持
- ②収集体制等の効率化

(2) 受益者負担の適正化の取り組み

- ①ごみ処理手数料について、適切な仕組みとなっているかの検証や検討を引き続き実施

(3) 適正処理困難物を適正に排出できる体制の整備

- ①適正処理困難物に対する体制の整備
- ②廃蛍光管や水銀体温計等有害ごみの安全な回収方法の整備

(4) 最終処分体制の充実に向けた取り組み

- ①第3期大阪湾フェニックス計画への参加
- ②最終処分場の適正な維持管理
- ③医王谷エコトピア（旧最終処分場）の廃止確認に向けた取り組み

(5) 計画の着実な履行に向けた取り組み

- ①ごみ処理基本計画の進捗状況の点検・評価

基本方針5

不法投棄対策及び災害廃棄物対策を強化します。

(1) 不法投棄対策及びポイ捨て対策の強化

- ①不法投棄に対する監視活動の強化
- ②捜査機関などの関係機関との連携強化
- ③エコウォーカーによる新たな感覚での環境美化活動の推進
- ④アプリケーションソフトを活かしたポイ捨てごみの可視化による環境美化の意識啓発

(2) 災害廃棄物対策の点検・見直し

- ①災害廃棄物処理計画についての点検及び見直し
- ②災害廃棄物についての適正処理の実施（発生時）

第2章 計画策定の基本的事項の概要

第1 計画策定の背景と目的

市町村には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一般廃棄物処理に関する計画の策定が義務付けられています。

2017年3月に策定された「亀岡市ゼロエミッション計画」(以下、「前計画」という。)の下に、2R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用))強化型の取り組み、埋立地を新たににつくらないまちづくりを柱とした施策を推進してきました。前計画の策定から5年が経ち中間目標年度(2021年度)を過ぎたこと、人口減少社会の到来等により廃棄物処理を取り巻く社会情勢が変化しつつあることなどを考慮し、これまで取り組んできた資源循環型のまちづくりをさらに発展させ、ゼロエミッション(ごみを出さない地域社会)の考え方を基本としたまちづくりを進めるために計画の見直しを行うこととしました。

新たな計画では、前計画の基本理念「人と環境にやさしい資源循環のまちづくり」の考え方を踏襲しつつ、SDGsを見据えたサーキュラーエコノミー(循環経済)、「かめおか脱炭素宣言」の趣旨などに見る「持続可能なまちづくり」の実現を目指し、次の世代を担うこどもたちをはじめとする将来世代に負担をかけないまちづくりを推進するため、市民1人1人が考え、当事者となれるよう計画を策定します。

第2 計画の位置づけ

本計画は、亀岡市のごみ処理に係る最上位計画です。また、「第5次亀岡市総合計画」及び「第3次亀岡市環境基本計画」を上位計画とする計画です。

第3 計画期間及び目標年度

本計画における計画期間は、2023年度(令和5年度)から2033年度(令和15年度)までの10年間とし、目標年度を2033年度(令和15年度)とします。策定指針に従い概ね5年ごとの見直しを予定し、中間目標年度は2028年度(令和10年度)とします。

なお、亀岡市を取り巻く社会情勢や新たな環境問題等、大きな変化が生じた場合は、計画期間中であっても、随時見直しを行います。

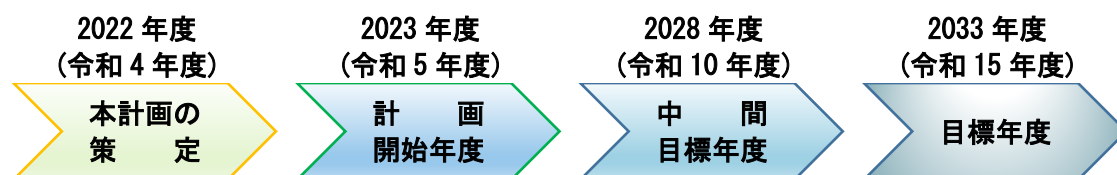


図2-1 計画のスケジュール

第3章 基本理念と基本方針

第1 基本理念

国では、これまでの大量生産・大量消費型の経済社会活動により形成されていた大量廃棄型の社会からの転換を図り、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り削減される「循環型社会」を形成することを目指しています。

このため、循環型社会形成推進基本法（平成12年6月）に基づき循環型社会形成推進基本計画を策定したことを契機に、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その後、2018年には第四次循環型社会形成推進基本計画を策定し、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示しています。

一方、亀岡市では、第5次亀岡市総合計画において『地球にやさしい環境先進都市づくり』等に係る施策の大綱を掲げています。また、第3次亀岡市環境基本計画では、『未来につながる 世界に誇れる持続可能な環境先進都市 かめおか』を目標に各種施策を推進しているところであり、特に「脱炭素化の推進」及び「資源循環型社会の形成」は本計画とかわりの深い部分です。

このような状況を踏まえ、本計画の基本理念については、2017年3月に、埋立地を新たにつくらないまちづくりへと舵を切るべく策定された「亀岡市ゼロエミッション計画」の考え方や方向性を発展させ、前計画の基本理念「人と環境にやさしい資源循環型のまちづくり」と掲げられた5つの基本方針について、本計画では、現計画の基本理念「人と環境にやさしい資源循環のまちづくり」の考え方を踏襲しつつ、SDGsを見据えたサーキュラーエコノミー（循環経済）、「かめおか脱炭素宣言」の趣旨などに見る「持続可能なまちづくり」の実現を目指し、次の世代を担うこどもたちをはじめとして、すべての人が将来にわたって健康で豊かに過ごせるよう、環境から福祉・教育など多様な施策へ展開します。

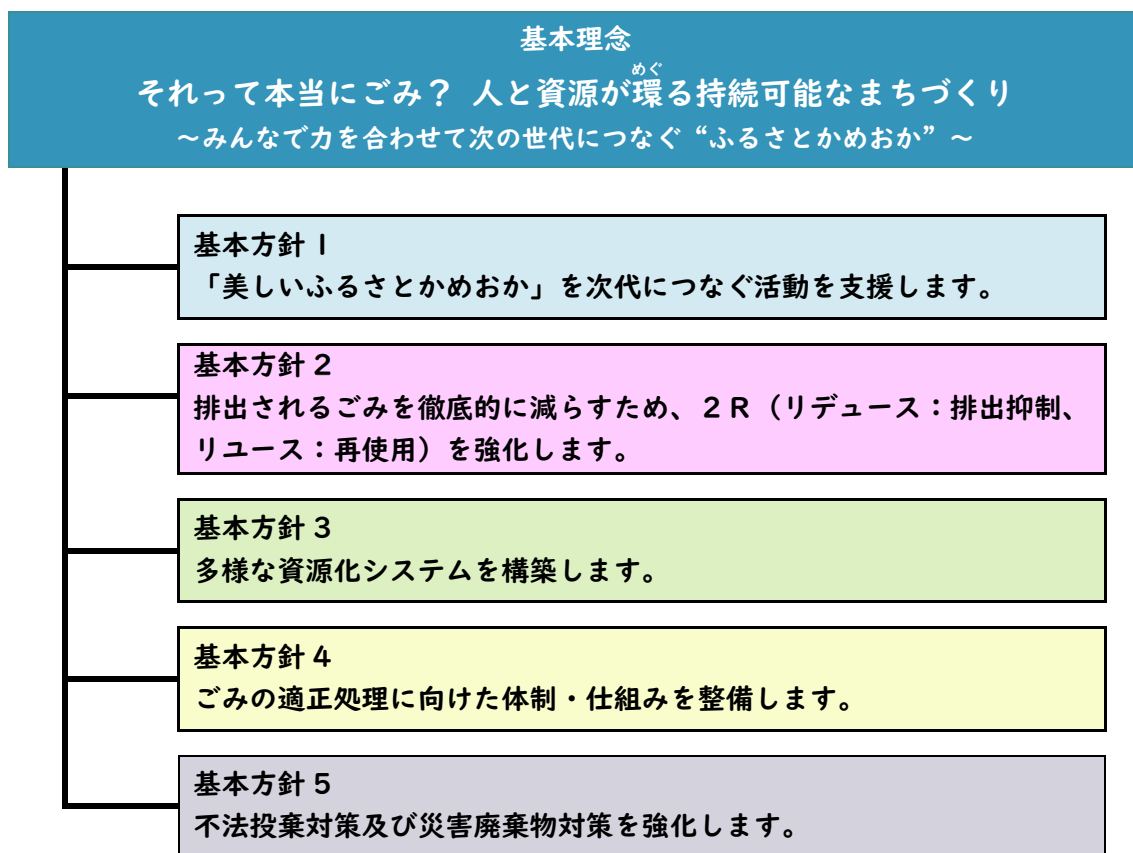
こうした施策の展開により、ごみの見方を変えて、市民・事業者・行政がみんなで力をあわせて、資源循環による地域活性化などの経済と環境の好循環につなげ、市民の幸福度の向上を図ることを目指します。

基本理念

めぐ
それって本当にごみ？ 人と資源が環る持続可能なまちづくり
～みんなで力を合わせて次の世代につなぐ“ふるさとかめおか”～

第2 基本方針

ごみを出さない地域社会の実現に向けた亀岡市のゼロエミッション計画における基本方針は、前計画では、埋立処分場を新たにつくらない政策であることを基本に、資源化の対象を拡大することで埋立ごみを徹底的に減らすこととしていました。本計画では、この政策に加え SDGs を見据えたサーキュラーエコノミー(循環経済)、「かめおか脱炭素宣言」の趣旨などに見る「持続可能なまちづくり」の実現を目指し、次の世代を担うこどもたちをはじめとして、すべての人が将来にわたって健康で豊かに過ごせるよう、環境から福祉・教育など多様な施策へ展開します。



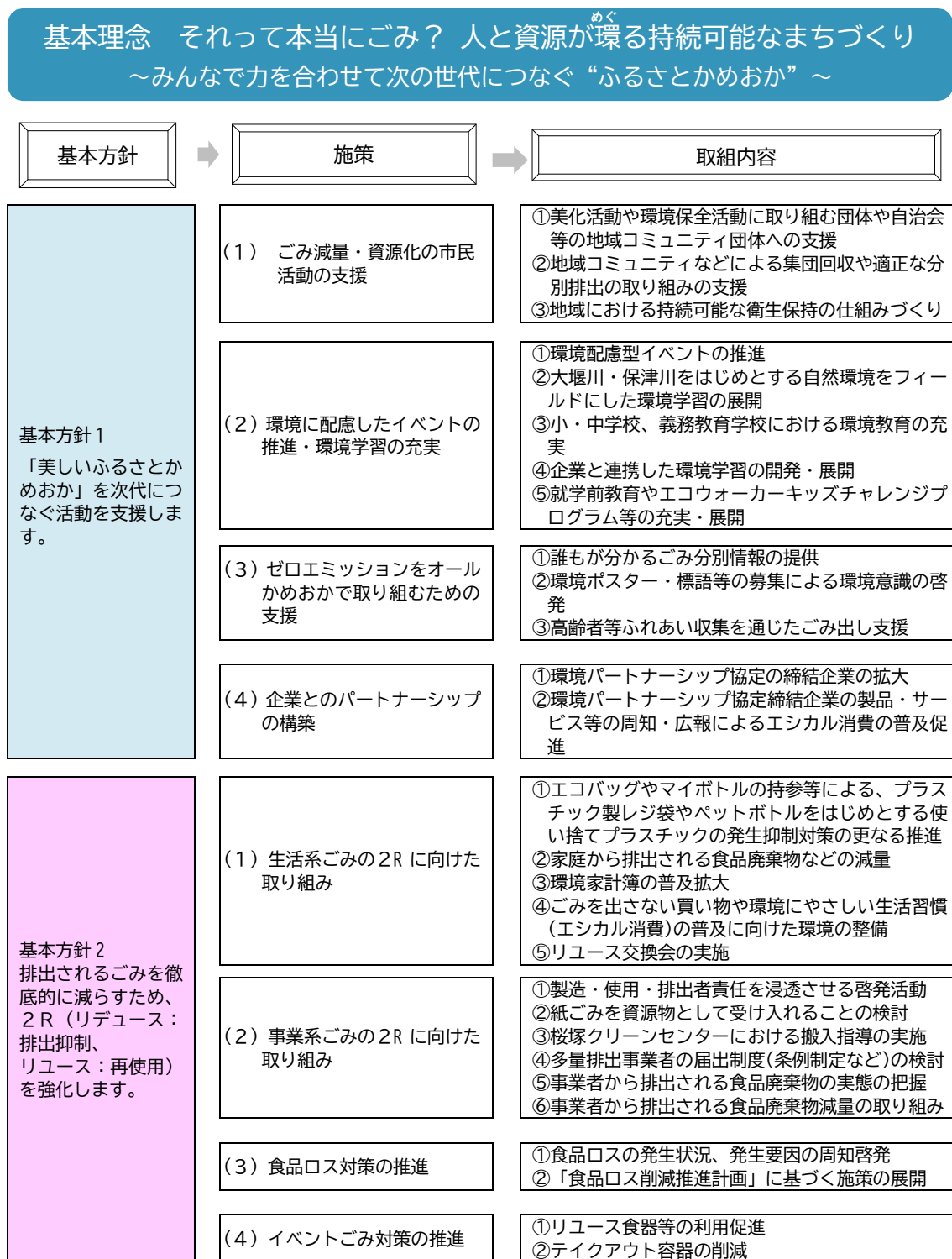
備考) 2R強化型とは、循環型社会の形成に関する基本原則である3R（リデュース/発生抑制、リユース/再使用、リサイクル/再生利用）のうち、リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）を優先的に取り組み、ごみとしての排出そのものを減らしていこうとする考え方です。

図 3-1 基本方針の体系図

第4章 基本理念の実現に向けた施策の展開

第1 施策の体系図

本計画の施策の体系は次のとおりです。



| | | |
|------------------------------------|---|--|
| 基本方針 3 多様な資源化システムを構築します。 | (1) 市民が取り組みやすい資源化システムの構築 | ①公共施設における資源ごみ回収拠点の拡充 ②事業者と連携した資源ごみ回収拠点の拡充 ③小型家電等のイベント回収の拡充 ④コンポストによる生ごみの減量、資源化 |
| | (2) 事業者による資源化システムの構築 | ①事業者による古紙、古着等の資源化の拡大 ②事業者と連携したペットボトルの資源回収、資源循環システムの構築 ③事業者と連携したステンレスボトルの資源回収、資源循環システムの構築 ④事業者と連携したサーキュラーエコノミーによる持続可能なビジネスモデルの構築 |
| | (3) 中間処理等の充実による資源化システムの構築 | ①中間処理施設（民間）の活用による資源回収 ②埋立てごみの中間処理によるごみの減量、資源化率の向上 ③焼却灰のリサイクルの検討 ④剪定枝や落葉等のたい肥化の推進 |
| | (4) 廃棄物の資源化・エネルギー化と脱炭素に向けた取り組みの促進 | ①生ごみのバイオガス発電に向けた事業化の検討 ②廃棄物のエネルギー化による再生可能エネルギー導入拡大及びエネルギーの地産地消の推進 |
| | (5) 分別ごみ拡大によるごみの減量・資源化の促進及び新たな分別拡大に向けた調査研究の推進 | ①紙類、剪定枝・落葉、小型金属類、プラスチック一括回収等の分別拡大による大幅なごみの減量 ②生ごみ及び使用済み紙おむつ等の資源化に向けた事業化の検討 ③燃やすしかないごみ及び埋め立てるしかないごみの大幅な減量を前提とした桜塚クリーンセンターの更新の可否及び広域処理、さらにはエコトピア電岡の延命化及び域外処理の調査・研究 |
| | (6) 経済効果を考慮した事業方式の調査研究の推進 | ①将来の処理施設の事業化手法について、安定的な処理かつ経済効果が高い処理を実現させるため、民間企業の資源・ノウハウの活用により相乗効果が期待できる「公民連携」方式等の導入についての調査研究 |
| 基本方針 4 ごみの適正処理に向けた体制・仕組みを整備します。 | (1) 収集・運搬体制の充実に向けた取り組み | ①安全安心な収集運搬体制の維持 ②収集体制等の効率化 |
| | (2) 受益者負担の適正化の取り組み | ①ごみ処理手数料について、適切な仕組みとなっているかの検証や検討を引き続き実施 |
| | (3) 適正処理困難物を適正に排出できる体制の整備 | ①適正処理困難物に対する体制の整備 ②廃蛍光管や水銀体温計等有害ごみの安全な回収方法の整備 |
| | (4) 最終処分体制の充実に向けた取り組み | ①第3期大阪湾フェニックス計画への参加 ②最終処分場の適正な維持管理 ③医王谷エコトピア（旧最終処分場）の廃止確認に向けた取り組み |
| | (5) 計画の着実な履行に向けた取り組み | ①ごみ処理基本計画の進捗状況の点検・評価 |
| 基本方針 5 不法投棄対策及び災害廃棄物対策を強化します。 | (1) 不法投棄対策及びポイ捨て対策の強化 | ①不法投棄に対する監視活動の強化 ②捜査機関などの関係機関との連携強化 ③エコウォーカーによる新たな感覚での環境美化活動の推進 ④アプリケーションソフトを活用したポイ捨てごみの可視化による環境美化の意識啓発 |
| | (2) 災害廃棄物対策の点検・見直し | ①災害廃棄物処理計画についての点検及び見直し ②災害廃棄物についての適正処理の実施（発生時） |

第2 施策の取り組み内容

亀岡市における施策の取り組み内容は次のとおりです。

基本方針1 「美しいふるさとかめおか」を次代につなぐ活動を支援します。

(1) ごみ減量・資源化の活動を支援する体制の充実

①美化活動や環境保全活動に取り組む団体や自治会等の地域コミュニティ団体の支援

- ・ごみの減量・資源化、環境美化や環境保全の活動に取り組む NPO や市民団体などの活動を支援する仕組みを構築し、ふるさと亀岡の環境問題に取り組むリーダーの育成を支援します。
- ・環境美化を推進のために市内 J R 4 駅に拡大した美化重点地域を継続・拡充します。
- ・自治会や環境保全団体等が実施する美化活動、清掃活動に対し、清掃用具の貸与や廃棄物の処分などを支援します。
- ・自治会等の管理するごみ収集場所の運用方法等に対して、助言等を行います。
- ・ごみの減量・資源化に取り組む団体の取り組みを、ホームページや広報紙等で積極的に紹介するなど広報活動に協力し、市民の環境意識の向上に取り組みます。

②地域のコミュニティなどによる集団回収や適正な分別排出の取り組みの支援

- ・「亀岡市資源ごみ集団回収報奨金制度」を活用し、地域による紙類・布類の集団回収や適正な分別排出等の活動を支援します。制度の対象品目や申請方法などについて、適切な情報提供を行います。

③地域における持続可能な衛生保持の仕組みづくり

- ・地域のごみ排出場所等の持続可能な管理運営方法の改善のため、具体的手法の検討を行います。

(2) 環境に配慮したイベントの推進・環境学習の充実

①環境配慮型イベントの推進

- ・環境に配慮したイベントを実施するためのマニュアルを作成し、市内で行われるイベントに対して分別ボックスの設置や使い捨て容器の使用を控える等の呼び掛けを行います。亀岡市が主催、共催、協賛等を行うイベントについては、環境配慮型となるようにします。

②大堰川・保津川をはじめとする自然環境をフィールドにした環境学習の展開

- ・(公財) 亀岡市環境事業公社が実施する「環境学習及び環境意識の普及啓発に関する事業」を中心に、子どもたちが環境問題について学べる場(環境イベントやクラブ活動など)を提供します。
- ・市内の小学生とともに、大堰川・保津川の漂着ごみの現状調査を実施等のほか、ボトルやレジ袋等の生活系ごみが漂着ごみに占める割合等について情報提供(発信)を行います。

③小中学校、義務教育学校における環境教育の強化

- ・教育機関等と連携し、身近な問題(亀岡市のごみ処理の状況など)も含めた環境に関する副読本等を作成し、それらを活用した環境教育を実施します。

④企業と連携した環境学習の開発・展開

・企業等と連携し、環境学習ツールの開発、企業による環境学習の実施に対する協力等を図ります。

⑤就学前教育やエコウォーカーキッズチャレンジプログラム等の充実

・(公財) 亀岡市環境事業公社と連携して就学前の環境学習・教育の充実を図り、「もったいない文化」の継承を図ります。

・エコウォーカーキッズチャレンジプログラム等の、こどもたちの参加型のイベント等の充実を図ります。

(3) ゼロエミッションをオールかめおかで取り組むための支援

①誰もがわかるごみ分別情報の提供

・スマートフォン等を利用する若い世代向けには簡単にごみの分別情報が入手できる「分別アプリ」など、高齢者向けには見やすくわかりやすいパンフレットの作成について継続し、その拡充を図ります。ごみの分け方や出し方などの正確な情報をより多くの市民に提供できるように相手に応じた情報発信に取り組めます。

②環境ポスター・標語等の募集

・ふるさと亀岡を世界に誇れる環境先進都市として後世に引き継ぐため、「亀岡市版ゼロエミッション」の推進をテーマとした環境ポスター・標語等の募集事業を実施します。

③高齢者等のふれあい収集を通じたごみ出し支援

・高齢者等へのふれあい収集について、2022年10月から開始したところであり、引き続きごみ出し支援を実施します。また、ふれあい収集の効果確認や改善点の検証については、引き続き継続していき、制度の改善につなげていきます。

(4) 環境パートナーシップの締結企業の増加等の推進

①環境パートナーシップを締結する企業等の数の拡大

・環境パートナーシップの締結企業は年々増加していて、行政と民間の橋渡しの役割を果たしています。環境パートナーシップは、資源循環や環境保全に有益なものも多く含まれることから、引き続き多くの企業に締結していただけるよう取り組んでまいります。

②環境パートナーシップ協定締結企業の製品・サービス等の周知・広報によるエシカル消費の普及促進

・環境パートナーシップを締結した企業の中には、環境保全型の製品や脱炭素・環境保全、エシカル消費に貢献するサービスの提供を行っている企業も多くあることから、これらの製品を採用するよう、積極的に働きかけを行ってまいります。

基本方針2 2R（リデュース/減量・リユース/再使用）を強化します。

（1）生活系ごみの2Rに向けた取り組み

①エコバッグやマイボトルの持参等による、プラスチック製レジ袋やペットボトルをはじめとする使い捨てプラスチックの発生抑制対策の更なる推進

・プラスチックの発生抑制対策の更なる推進のために、エコバッグやマイボトルの持参等による、プラスチック製レジ袋やペットボトルをはじめとする使い捨て製品の使用抑制やこれら製品の企業等による回収を促進します。

②家庭から排出される食品廃棄物などの減量

・家庭から排出される食品廃棄物（食べ残しや消費期限切れ等による廃棄）の排出実態を把握するための調査を実施します。

・無駄のない食材調達や完食などの「もったいない文化」を次世代に継承する啓発活動を行うとともに、台所等で生ごみの水切りが徹底されるよう啓発を行います。

③環境家計簿の普及拡大

・環境にやさしい生活を推進し、ごみの排出を抑制するため、ごみの排出量を管理する環境家計簿（家庭版 ISO）の普及拡大に努めます。

④ごみを出さない買い物や環境にやさしい生活習慣(エシカル消費)の普及に向けた環境の整備

・ごみ減量・リサイクル推進週間（5月30日～6月5日）や環境月間（6月）、3R推進月間(10月)を中心にマイバッグ、マイボトルやマイカップの普及促進の街頭啓発を実施し、ごみを出さない買い物や環境にやさしい生活習慣(エシカル消費)の機運を盛り上げます。

⑤リユース交換会の実施

・市民団体などによる不用品の交換会を開催する場所の提供など、再利用を促す機会の創出に取り組みます。

（2）事業系ごみの2Rに向けた取り組み

①製造・使用・排出者責任を浸透させる啓発活動

・これまで収集・運搬許可事業者に指導を任せていた小規模排出事業者について、排出者責任を浸透させる啓発活動に取り組みます。また、事業所等に勤務する市民向けに事業系ごみに関する啓発活動（産業廃棄物と事業系一般廃棄物の排出区分の説明会など）を行い、排出者責任に対する市民意識の向上に取り組みます。

・製品に対する製造・使用責任について、事業者等への広報啓発を行います。

②紙ごみを資源物として受け入れることの検討

・資源化を促進するため、事業系の紙ごみを市の施設で受け入れの検討を行います。

③桜塚クリーンセンターにおける搬入指導の実施

・桜塚クリーンセンターに搬入される事業系一般廃棄物について展開検査などによる搬入指導を実施し、不適切なごみの搬入を防ぎます。

④多量排出事業者の届出制度（条例制定など）の検討

・廃棄物を多量に排出する事業者に対し、毎年減量計画の提出と実績報告を義務づける制度を検討します。

⑤事業者から排出される食品廃棄物の実態の把握

・事業者から排出される食品廃棄物（食品の食べ残しや消費期限切れ等による廃棄）の排出実態を把握するための調査を実施し、食品廃棄物の減量に向けた対策を検討します。

⑥事業者から排出される食品廃棄物減量の取り組み

・亀岡市内における、食べ残しゼロ推進店舗の登録店舗の増加等の推進を図ります。

（3）食品ロス対策の推進

①食品ロスの発生状況、発生要因の周知啓発

・食品ロス削減の重要性や動機付けのためにも、2021年度に実施した食品ロス調査結果等を広報資料に活用する等により、食品ロスの発生状況、発生要因等を周知啓発します。

②「食品ロス削減推進計画」に基づく施策の実施

・2022年度に、「食品ロス削減推進計画」を策定したところであり、ここで挙げた食品ロス削減推進のための施策についても、実行していくこととします。

（4）イベントごみ対策の推進

①リユース食器等の利用促進

・花火大会、スポーツイベント等の大きなイベントでは、来場者によるごみ等の発生があることから、リユース食器の利用促進を呼びかけます。

②主催者との協働、来場者の協力率の向上

・イベント等での、テイクアウト容器の削減について取り組みます。

基本方針 3 多様な資源化システムを構築します。

(1) 市民が取り組みやすい資源化システムの構築

①公共施設における回収拠点の拡充

・使用済小型家電などの排出の機会を拡大させるため、公共施設における回収品目、回収拠点を拡充します。

②事業者と連携した資源ごみ回収拠点の支援

・事業者と連携し、食品トレイや牛乳パック、ペットボトル等の資源ごみを独自に店頭回収する店舗等の実態を把握し、市内に点在する民間回収拠点の情報の提供、回収拠点の拡充に取り組みます。

③小型家電等のイベント回収の拡充

・使用済小型家電などの資源ごみのイベント回収を検討し、小型家電の分別収集についての認知と分別率の向上に取り組みます。

④コンポストによる生ごみの減量、資源化

・生ごみ等のバイオマス資源を焼却せず資源化するための実現可能な手段を検討し、焼却処理量の削減、焼却施設の負担軽減を図ります。

(2) 事業者が取り組みやすい資源化システムの構築

①事業者による古紙・古着等の資源化の拡大

・事業系ごみの資源化等に関するパンフレットやマニュアルなどを作成し、古紙・古着等を始めとする事業所から排出されるごみの資源化についての情報提供を行います。

・オフィスビルや商店街等で、オフィス町内会等の古紙・古布等の資源回収を推進する仕組みを検討し、市内の小規模事業者が資源化に取り組みやすい環境を整備します。

②事業者と連携したペットボトルの資源回収、資源循環システムの構築

・事業者と連携して、ペットボトルの資源回収、資源循環システムの構築について、調査・検討等を行い、支援します。

③事業者と連携したステンレスボトルの資源回収、資源循環システムの構築

・ステンレスボトル製造業者と連携して、ステンレスボトルの資源回収、資源循環システムの構築について、調査・検討等を行い、支援します。

④事業者と連携したサーキュラーエコノミーによる持続可能なビジネスモデルの構築

・サーキュラーエコノミーによる持続可能なビジネスモデルの構築について、事業者と連携して、調査・検討を行い、支援します。

(3) 中間処理等の充実による資源化システムの構築

①中間処理施設（民間）の活用による資源回収

・中間処理施設（民間）を適正に活用するための規程整備を行い、公平かつ効果的に民間の力を活用する仕組みを確立します。

②埋立てごみの中間処理によるごみの減量、資源化率の向上

・処理フローを変更することで、エコトピア亀岡に搬入された埋立てごみは、資源化する中間処理施設を活用することで、資源化可能物、可燃性残渣等を分類し、資源化率の向上とともに最終処分量の削減に取り組みます。

③焼却灰のリサイクルの検討

・焼却灰（燃やすごみを焼却した後の灰）のリサイクルについて検討を行い、ごみの再生利用と最終処分量の削減に取り組みます。

④剪定枝や落葉等の堆肥化の推進

・市内の公園や道路で発生する剪定枝や落葉等の堆肥化を行い、地域循環させる仕組みを構築し、亀岡版資源循環のモデルを確立します。
・家庭系ごみの分別区分に、剪定枝・落葉を追加し、資源物として回収します。

（４）廃棄物の資源化・エネルギー化と脱炭素に向けた取組みの促進

①生ごみのバイオガス発電に向けた事業化の検討

・次期中間処理施設の処理方法としても選択肢の一つとなりうることから、生ごみや生物分解可能な成分の廃棄物をバイオガス化し発電する方法について、事業化に向けた調査・検討を行います。

②廃棄物のエネルギー化による再生可能エネルギー導入拡大及びエネルギーの地産地消の推進

・次世代のごみ処理施設には「地域エネルギーセンター」として廃棄物から回収したエネルギーによる再生可能エネルギー導入拡大及び庁舎等へのエネルギー供給による地産地消が可能になる、災害時のエネルギー供給が可能となる等の機能があることから、これらの事業化推進のための調査・検討を行います。

（５）分別ごみ拡大によるごみの減量・資源化の促進及び新たな分別拡大に向けた調査研究の推進

①紙類、剪定枝・落葉、小型金属類、プラスチック一括回収等の分別拡大による大幅なごみの減量

・分別区分は、より資源化が図られる区分に変更していきます。特に、ごみ中の比率が大きい紙類の分別、製品プラスチックと容器包装プラスチックとの一括回収、草木類、小型金属等の新たな分別収集をはじめ、よりリサイクルできる基盤づくりをめざします。また、区分の名称も、「燃やすしかないごみ」、「埋立てるしかないごみ」等、より資源化へと誘導しやすい名称に変更し、資源化を促進します。

②生ごみ及び使用済み紙おむつ等の資源化に向けた事業化の検討

・生ごみは水分が多く重量もあることから、この減量化はごみ処理全体に有効であること、また高齢化社会を迎えて、紙おむつ等の資源化も期待されていることから、これらの資源化事業化について、調査・検討していきます。

③燃やすしかないごみ及び埋め立てるしかないごみの大幅な減量を前提とした桜塚クリーンセンターの更新の可否及び広域処理、さらにはエコトピア亀岡の延命化及び域外処理の調査・研究

・資源化の推進により、燃やすしかないごみ及び埋め立てるしかないごみの減量が期待できることから、これをベースに適正規模を算定し、桜塚クリーンセンターの更新可否の判断、次期の中間処理施設等の広域処理、エコトピア亀岡の延命化や域外処理について、調査検討を進めます。

(6) 経済効果を考慮した事業方式の調査研究の推進

①将来の処理施設の事業化手法について、安定的な処理かつ経済効果が高い処理を実現させるため、民間企業の資源・ノウハウの活用により相乗効果が期待できる「公民連携」方式等の導入についての調査研究

・中間処理施設等の整備には、多額の費用が必要となり、今後の少子高齢化等を踏まえると、市財政や市民一人当たりの負担は小さくないと考えられます。将来世代へ負担を残さないためにも、将来の処理施設の事業化手法について、安定的な処理かつ経済効果が高い処理を実現させるため、民間企業の資源・ノウハウの活用により相乗効果が期待できる「公民連携」方式等の導入についての調査研究に取り組みます。

基本方針4 ごみの適正処理に向けた体制・仕組みを整備します。

(1) 収集・運搬体制の充実にに向けた取り組み

①安全安心な収集運搬体制の維持

・亀岡市では、単純に効率性や経済性だけを追求するのではなく、広く3Rの推進や生活環境の保全に資するため、経済性と公益性の両立が可能な(公財)亀岡市環境事業公社に生活系ごみの収集・運搬を委託することを基本とします。

②収集体制等の効率化

・(公財)亀岡市環境事業公社と連携し、経済的で安定した収集サービスが提供できるよう、収集体制、収集ルート(選定)の効率化に努めます。

(2) 受益者負担の適正化の取り組み

①ごみ処理手数料について、適切な仕組みとなっているかの検証や検討を引き続き実施

・適正排出を促進し、受益者負担の適正化を図るため、ごみ処理手数料について、適切な仕組みとなっているかの検証や検討を引き続き実施します。

(3) 適正処理困難物を適正に排出できる体制の整備

①適正処理困難物に対する体制の整備

・亀岡市で処理することができない一般廃棄物については、適切に処理を行える業界団体や製造業者等の把握に努め、廃棄物を引き取ってくれる製造元や販売店等の紹介を行います。適正処理の仕組みがない品目については、適正な処理体制の整備を国や府へ促します。

②廃蛍光管や水銀体温計等有害ごみの安全な回収方法の整備

・定期収集されていない蛍光灯や水銀体温計などについて、回収拠点の設置や特別回収の実施を検討します。

(4) 最終処分体制の充実に向けた取り組み

①第3期大阪湾フェニックス計画への参加

・最終処分場を確保するため、第3期大阪湾フェニックス計画へ参加し、適正な処理が実施されるよう、府や市町村と連携し、国等に要望します。

②最終処分場の適正な維持管理

・最終処分場(エコトピア亀岡)は、埋立の残余容量を適切に把握し管理するとともに、放流水水質をはじめ、適正な維持管理を維持継続します。

③医王谷エコトピア(旧最終処分場)の廃止確認に向けた取り組み

・医王谷エコトピア(旧最終処分場)は、埋立が終了していますが、廃止確認までは計画的な維持管理・整備保守を行い、完了するまで適正に管理します。また、廃止確認のための調査を計画し実施します。

(5) 計画の着実な履行に向けた取り組み

①ごみ処理基本計画の進捗状況の点検・評価

・ごみ処理基本計画における施策の進捗状況を定期的に点検・評価し、進捗状況の把握を行い、必要に応じて施策や計画の見直しを行います。

基本方針5 不法投棄対策及び災害廃棄物対策を強化します。

(1) 不法投棄対策の強化

①不法投棄に対する監視活動の強化

・不法投棄専用フリーダイヤルの周知徹底等により、事業者や市民からの通報、郵便事業者や運送事業者等との連携による不法投棄を早期に発見する通報体制を充実させ、(公財)亀岡市環境事業公社との連携や監視員による監視パトロールを強化し、不法投棄の未然防止に努めます。

②捜査機関などの関係機関との連携強化

・警察署や保健所などの関係機関と連携し、悪質な不法投棄事案の検挙と不法投棄防止対策に取り組み、市民並びに事業者等の不法投棄に対する意識の向上を図ります。

③エコウォーカーによる新たな感覚での環境美化活動の推進

・ウォーキングや散歩をしながら、また、通勤・通学をしながらごみ拾いを行うエコウォーカーによる新たな感覚での環境美化活動を推進し、参加者の拡大、ごみ拾いによる美化効果の拡大を図ります。

④アプリケーションソフトを活用したポイ捨てごみの可視化による環境美化の意識啓発

・ごみ拾いアプリ機能等を活用した、ポイ捨てごみの可視化による環境美化の意識啓発、参加者の拡大、ごみ拾いによる美化効果の増強を図ります。

(2) 災害廃棄物対策の点検・見直し

①災害廃棄物処理計画についての点検及び見直し

・今後も起こり得る大規模災害に迅速かつ的確に対応するため、国における現行の震災廃棄物対策指針の見直しに合わせた、亀岡市の災害廃棄物処理計画の点検及び見直しを行います。

②災害廃棄物についての適正処理の実施（発生時）

・大規模災害発生時にも廃棄物処理ができるよう、平時から防災訓練を実施するとともに、(公財)亀岡市環境事業公社と連携し、災害発生時の確実な収集・運搬体制の確保に努めます。

第5章 減量化及び資源化の目標

第1 現在のごみ減量等の進捗状況

本計画の目標値を設定するに当たり、現状の排出量について、数値目標のある国・京都府・大阪湾広域処理場整備促進協議会の関連計画と比較しました。ただし、これらの目標値は、それぞれ府域の対象圏域全体としての目標値であり、本市に割り当てられた目標値ではありません。

これら関連計画等における目標値と亀岡市実績値(2021年度)との比較を表5-2に示します。府の目標と比較すると、2021年度の単年度数値では一人一日当たり排出量は達成していますが、その差は僅差であり、今後の予測線の変動幅次第では超える可能性もあり、さらに努力が必要です。

資源化率は、2030年度を目標年度としている府の目標に対して、3.32ポイント不足するため、資源化の努力も必要です。

表5-1 京都府の一般廃棄物の減量化の目標

| 項目 | 2019年度 (令和元年度) 実績値 | 2030年度 (令和12年度) 目標値 |
|-------------------------------|-----------------------|------------------------|
| 排出量 | 796千トン | 710千トン |
| 1人1日当たりの排出量 | 836g/人・日 | 760g/人・日 |
| 再生利用率 | 15.7% | 20.0% |
| 一般廃棄物の焼却により発生する 温室効果ガスの排出量 | 240千t-CO ₂ | 162千t-CO ₂ |
| 最終処分量 | 107千トン | 92千トン |

出展：京都府循環型社会形成計画（第3期）

表5-2 関連計画における目標値と亀岡市実績値との比較

| 主体 | 計画名 | 項目 | 基準年度 | 左記の目標値との比較 | | | |
|---------------------|----------------------|--------------------|-------------------------------|--------------------------------|-------------|-------------|------|
| | | | | 目標値 | 実績(2021年時点) | 増減 | 達成状況 |
| 国 | 第4次 循環型社会形成推進基本計画 | 一人一日当たり 排出量 | — | 850 2025年度 (令和7年度) | 756.7g/人・日 | 93.3g減 | 達成 |
| | | 一人一日当たり 家庭ごみ排出量 | — | 440 2025年度 (令和7年度) | 503.2g/人・日 | 63.2g増 | 未達 |
| | | 出口側 循環利用率 | — | 47% 2025年度 (令和7年度) | 16.68% | 30.32ポイント不足 | 未達 |
| 京都府 | 循環型社会形成計画 (第3次) | 一人一日当たり 排出量 | 836g/人・日 2019年度 (令和元年度) | 760g/人・日 2030年度 (令和12年度) | 756.7g/人・日 | 3.3g減 | 達成 |
| | | 資源化率 | 15.7% 2019年度 (令和元年度) | 20% 2030年度 (令和12年度) | 16.68% | 3.32ポイント不足 | 未達 |
| 大阪湾広域処理場 整備促進協議会 | 一般廃棄物減量化目標 | ごみ排出量 | 2012年度 (平成24年度) | 15%減 2020年度 (令和2年度) | 13.87% | 1.13ポイント不足 | 未達 |
| | | 最終処分量 | | 28%減 2020年度 (令和2年度) | 11.93% | 16.07%不足 | 未達 |
| | | リサイクル率 | | 18% 2020年度 (令和2年度) | 16.68% | 1.32ポイント不足 | 未達 |

第2 本計画の減量及び資源化等の目標

1 本計画の目指す目標

亀岡市のごみ処理量は、15年前の2007年度には、生活系ごみ、事業系ごみ、集団回収等の合計で約3.1万トンでしたが、その後、市民・事業者との協働による様々なごみの減量・資源化施策を推進した結果、2021年度では約2.4万トンにまで減少しています。一方、資源化率については、新聞の購読が減少していること、紙製品をはじめとした集団回収対象品目の軽量化が進んでいることなどにより、約9%にまで低下すると見込まれます。

そこで、今後は、本計画に基づくごみの減量・資源化施策を更に推進することにより、最終目標年度である2033年度に、現状の2021年度と比べて「ごみ排出量の16%削減」、「資源化率を50%に約33ポイント上昇」を目指すこととします。

2033(令和15)年度に、ごみ排出量16%削減、資源化率50%達成を目指します。

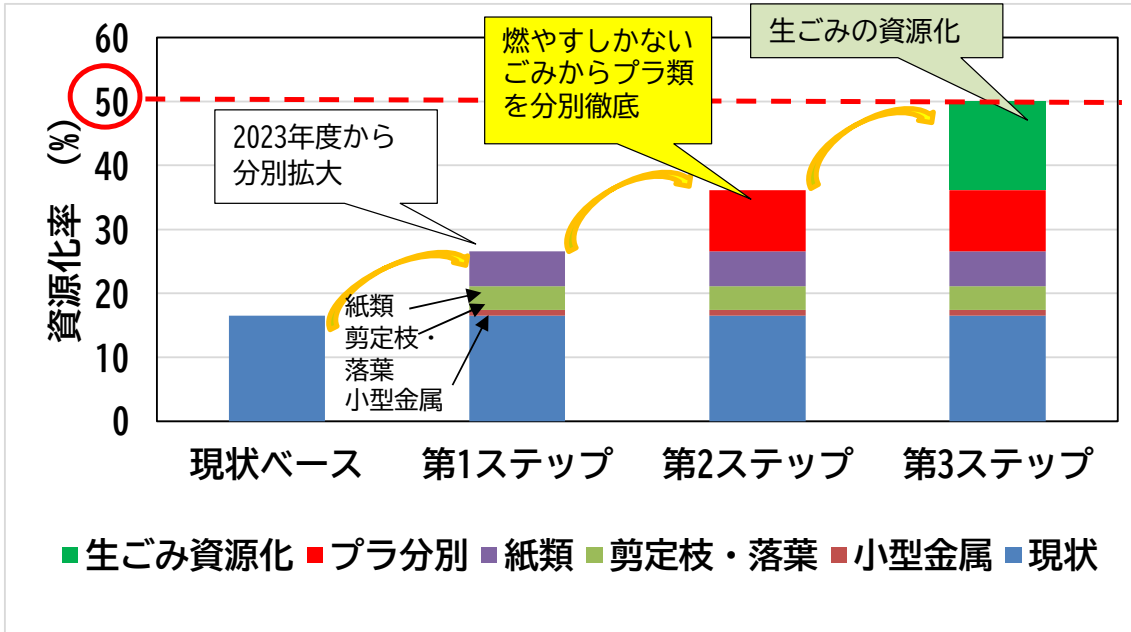
2 ごみの減量・資源化等の目標

(1) 目標設定の方法

目標設定において、まず未来像を設定して、現代まで逆算・遡りのシナリオを描く計画手法であるバックキャストिंगの手法を用いることとします。バックキャストिंगにより、現在から延長線を引いて未来予測するやり方と比べて、より高い目標を設定できる利点があります。

把握されているごみ組成に基づき、可能な限りの資源化のシナリオを考え、それを適用した時の効果を試算しました。資源化シナリオの効果を図5-1に示します。

2023年度からの分別拡大の資源化効果は、資源化率として小型金属0.9%、草木等3.67%、紙類5.5%であり、これが現状ベースの16.5%に足されて26.57%となります。さらに、燃やすすしくないごみ中のプラスチック類を分別して資源化することの効果は9.52%、現状では燃やすすしくないごみ中の生ごみを資源化することによる効果は13.94%を足すことで、資源化率は50%を達成できます。燃やすすしくないごみからのプラの分別徹底は今後徐々に進め、生ごみ資源化も5年間程度の準備検討期間を経て、2028年度以降から徐々に開始すると、目標年度である2033年度に資源化率50%は達成できます。資源化が進むことで、中間処理量や最終処分量も減少することになります。バックキャストिंगの概念と、今回の資源化目標設定を重ねた図を、図5-2に示します。



計算条件：資源化率の計算は、2033年度の予測値に基づき計算
 第1ステップ：2023年度から開始
 第2ステップ：2023年度から徐々に燃やすしかないごみ中のプラ類の混入率の低下を推進し、2032年度に同混入率ゼロをめざすもの
 第3ステップ：2028年度から2033年度にかけて生ごみ資源化率を徐々に導入と想定

図 5-1 資源化施策の効果

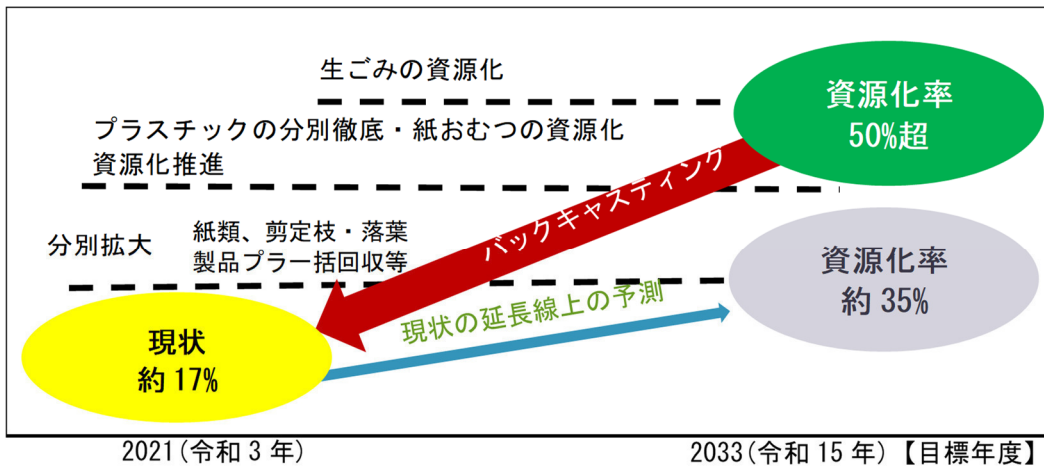


図 5-2 バックキャスティングによる目標設定の概念

(2) 目標値

現状のまま推移した場合と、上記目標が達成された場合とでのごみ処理量、最終処分量及び資源化率を比較します。

- ・ごみ排出量：家庭や事業所から排出されるごみの総量
- ・資源化率：集団回収量や資源ごみを資源化した割合（資源化量／ごみ排出量）
- ・最終処分量：処理残渣、焼却灰など、最終処分場に埋立を行った量

目標年度のごみ排出量は、基準年度に比べて約 3,756 トン（-16%）の削減を目指します。2033 年度において、現状のまま進んだ場合と比べると約 1,842 トン（-8%）の削減を目指します。

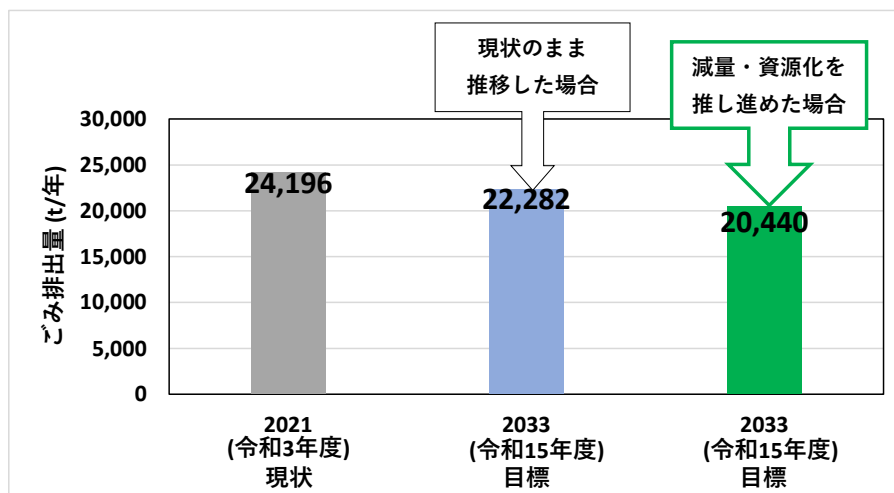


図 5-3 ごみ発生量の目標設定

目標年度の資源化率は、基準年度に比べ約 33%の増加を目指します。現状のまま進んだ場合と比べ、約 36%の増加を目指します。

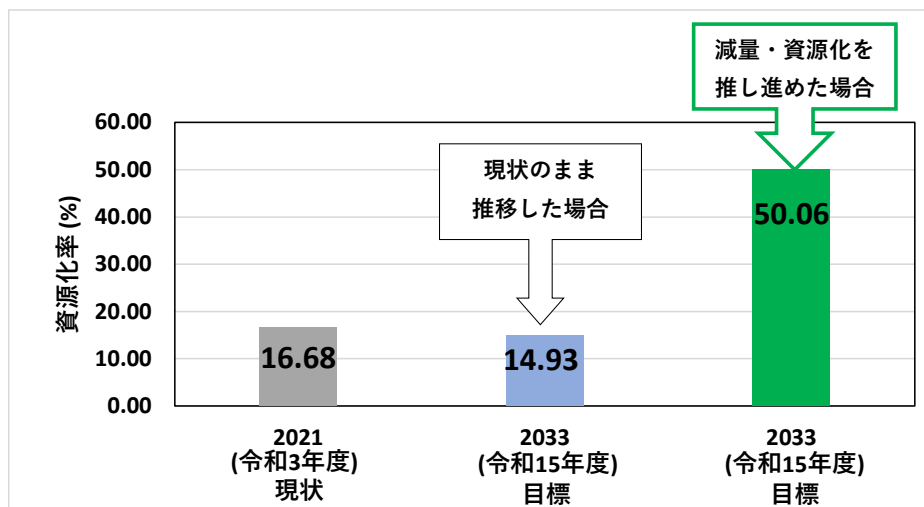


図 5-4 資源化率の目標設定

目標年度の最終処分量は、基準年度に比べ約 2,537 トン減（63.5%減）の約 1,457 トンを
目指します。現状のまま進んだ場合と比べ、約 1,649 トン減少（約 53.1%減）を目指しま
す。

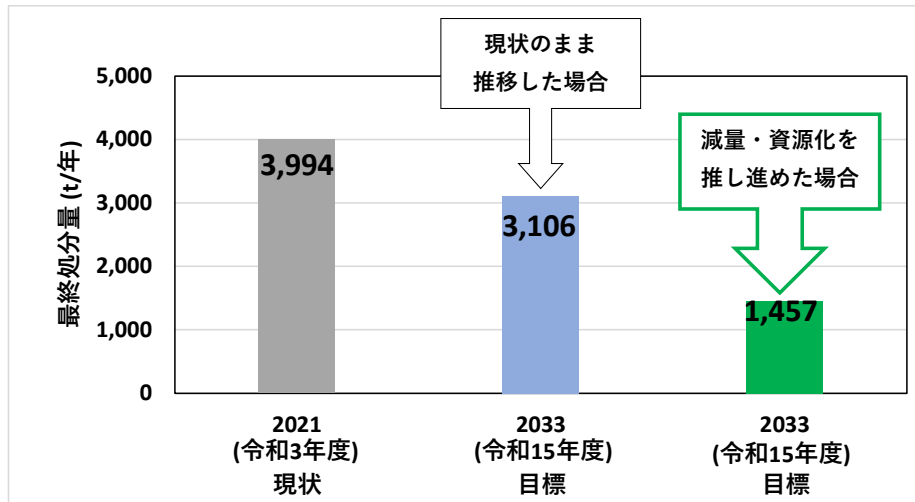


図 5-5 最終処分量の目標設定

表 5-3 ごみ排出量・資源化率・最終処分量の目標設定一覧

| 項目 | 単位 | 現状 2021年度 (令和3年度) | 目標年度 2033年度 (令和15年度) | |
|-------|-----|-------------------------|----------------------------|--------------------|
| | | | 現状のまま 推移した場合 | 減量・資源化を 推し進めた場合 |
| ごみ排出量 | t/年 | 24,196 | 22,282 | 20,440 |
| 最終処分量 | t/年 | 3,994 | 3,106 | 1,457 |
| 資源化量 | t/年 | 4,035 | 3,327 | 10,233 |
| 資源化率 | % | 16.68 | 14.93 | 50.06 |

第3 目標達成に向けた減量、資源化に関するケーススタディ

亀岡市のごみを取り巻く状況が今後も現状の傾向で推移（現在の施策の継続）した場合、前ページにあげた目標を達成することは困難です。

そのため、目標達成に向けた発生・排出段階における抑制対策及び分別等の促進により、資源物の回収量の向上を図った対策が不可欠です。

ここでは、目標を達成するために改善及び取り組みが見込める施策として、以下の項目について効果を試算しました。

現状推移した場合の数値【目標年度 2033年度（令和15年度）】

◆総排出量：22,282t ◆資源化率：14.9% ◆焼却処理量：17,622t ◆最終処分量：3,106t

| | |
|------------|--|
| 1人1日あたり排出量 | <p>目標年度(2033年度)において1人1日あたり排出量 8.4%減 → 下記の取り組みにより、8.4%の減量は達成できます。</p> <p>【生ごみ】 本市では、水分を含んだ状態のごみ組成では、生ごみは16.4%を占めています。(過去5年間実測値の平均値) 埼玉県清掃行政研究協議会の調査結果を参考に、生ごみの水切り効果を8.8パーセントとすると 生ごみの水切り効果は、生ごみの比率×水切り減量率の計算により $16.4 \times 0.088 = \text{約} 1.44\%$ 5割の市民が参加した場合は、$1.44 \times 0.5 = 0.72\%$となります。</p> <p>【食品ロス】 把握されている実測結果によると、食品ロスは家庭系可燃ごみ中に約20%含まれています。これらは、食べ残しや食べきれずに捨てられた食品であり、これら食品ロスを削減するために、食品ロスのうち、総可燃ごみの8%相当が廃棄されないとなると想定します。</p> <p>【事業系】 事業系については、多量排出事業者への指導や、食品関連事業者への協力の推進により食品廃棄物の排出抑制を進め、またオフィスごみ中の比率の大きい紙ごみについては、分別して再生資源業者に引き渡す(有価で買い取ってもらえることもある)等の減量推進を図り、8.4%の削減をめざします。</p> |
| | <p>分別拡大による資源化効果</p> <p>2023年度から開始される分別拡大による資源化率の効果を、2033年度の資源化率相当として小型金属0.9%、草木等3.67%、紙類5.5%を見込みます。</p> <p>燃やすごみ中のプラスチック混入率 現状20.0% → 徐々に減らして0.0%に プラスチックの資源ごみへの誘導を進め、燃やすごみ中のプラスチックは、徐々に資源ごみに移行し、2032年度には燃やすごみ中のプラスチック混入率をゼロにします。この効果は、2033年度の資源化率相当で9.52%を見込みます。 2032年度としたのは、現行の桜塚クリーンセンターの供用期間終了を見込んでいるためです。</p> <p>生ごみの資源化</p> <p>生ごみの資源化効果は、2033年度の資源化率相当で13.94%を見込みます。</p> |
| | <p>ごみ排出量中の集団回収の割合 12.5% → 14.0%</p> <p>→ 集団回収量はここ数年減少傾向にありますが、「亀岡市資源ごみ集団回収報奨金制度」の継続や集団回収の担い手支援等に取り組むことにより、ごみ排出量中の集団回収の率を2017年度水準の14.0%を維持します。</p> |
| 資源化推進 | |
| 集団回収 | |

減量等に取り組んだ場合の目標数値【目標年度（2033年度）】

◆総排出量：20,440t ◆資源化率：50% ◆焼却処理量：8,138t ◆最終処分量：1,457t

第2部 計画策定に係る市の概要やごみ処理の動向

第6章 計画策定の基本的事項の詳細と亀岡市の基本情報

第1 基本的事項の詳細

1 計画の法的な位置づけ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、市町村はその区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めることが義務付けられています。

また、環境省が策定した「ごみ処理基本計画策定指針（平成20年6月）」（以下、「策定指針」という。）において、ごみ処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先として、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとされています。

2 他の計画等との関係

本計画と関係法令、諸計画との関係は次のとおりです。

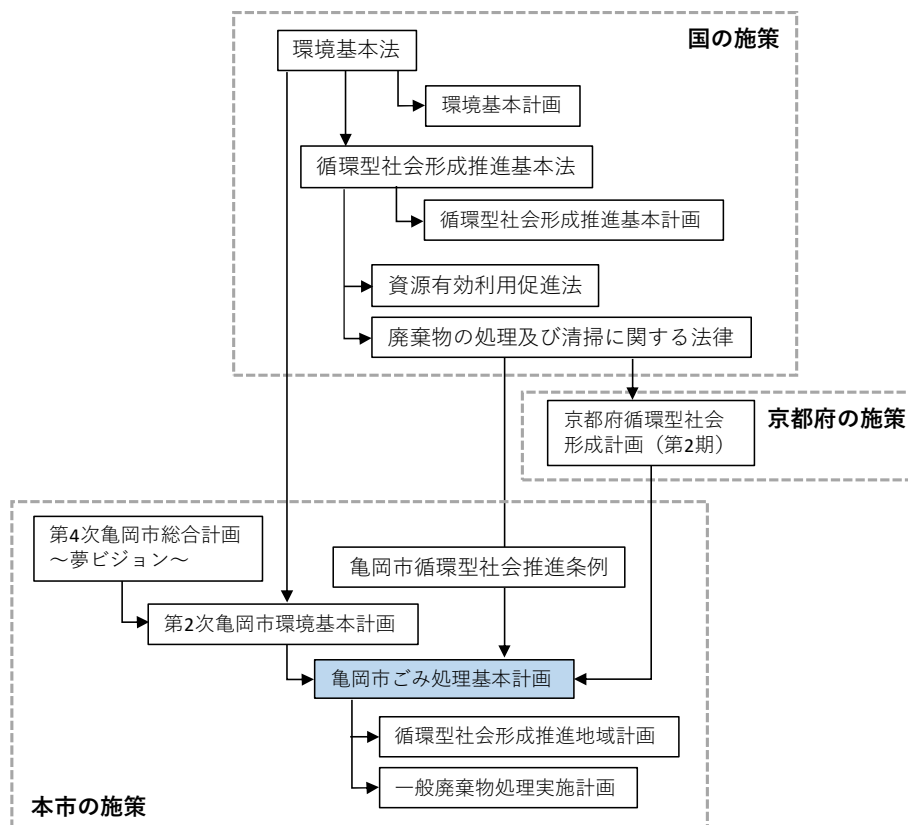


図 6-1 本計画の位置付け

3 国・京都府の動向及び亀岡市の方針

(1) 国の動向

政府は、「循環型社会形成推進基本法」第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、「第4次循環型社会形成推進基本計画」を2018年6月に策定しています。

循環型社会とは、「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物としての処分をいう。）が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義されています。

循環型社会形成推進基本法により、廃棄物政策の優先順位は表6-1のように定められています。廃棄物・リサイクル関連法体系を図6-2に示します。

表6-1 廃棄物政策の優先順位

| | |
|---|-----------------------------------|
| ① | 必要なものだけを長期間に使用することで「発生抑制」 |
| ② | 繰り返し使うことができるものは、できるだけ「再使用」 |
| ③ | 再使用できないものは「再生利用」 |
| ④ | 原料リサイクルができないものは「熱回収」のための燃料として利用 |
| ⑤ | どうしても廃棄物として処理しなければならないものだけを「適正処分」 |

出展：循環型社会形成推進基本法第5条及び第7条に基づき作成

備考）上から順に優先順位が高くなっています。

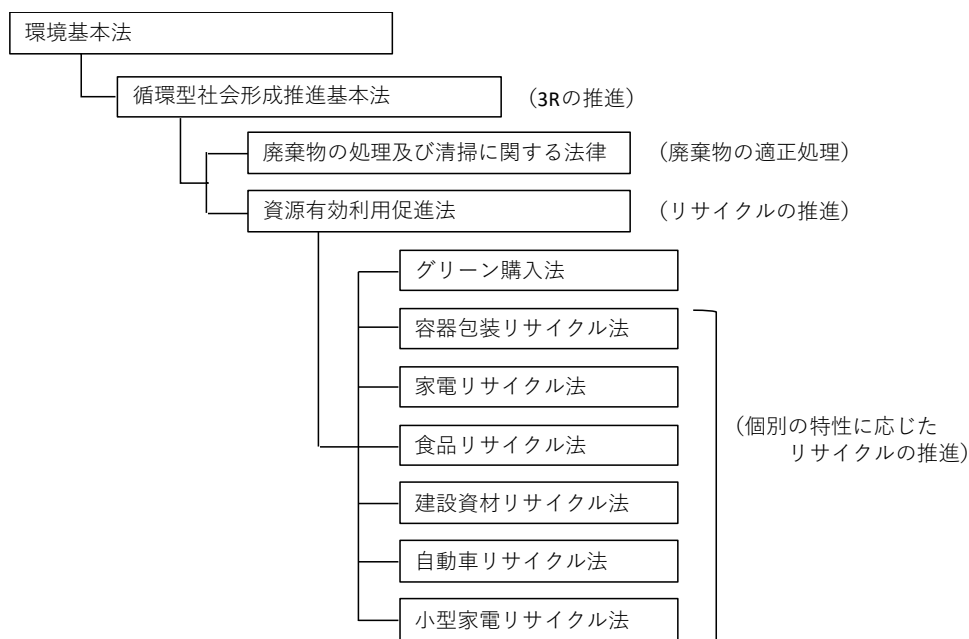


図6-2 廃棄物・リサイクル関連法体系

(2) 京都府の動向

京都府においては、「循環型社会形成推進基本法」に基づく計画であるとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「都道府県廃棄物処理計画」として位置づけた「京都府循環型社会形成計画（第3期）」を、2022年3月に策定(第2期からの改訂)しています。

「京都府循環型社会形成計画（第3期）」においては、「持続可能な開発目標（SDGs）」に配慮し、気候変動対策や自然環境の保全など持続可能な社会づくりに向け、多様な主体と連携しながら、資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を明らかにすることを、第2期からの改訂の目的としています。

また、施策の展開において、モノを大切に「もったいない」などの精神は、私たちの暮らしの中に息づく京都府環境基本計画に掲げる京都の豊かな力であり、これを基本にしつつ本計画における目標を達成するため、プラスチックごみ削減実行計画や食品ロス削減推進計画などの個別計画による施策を着実に推進するとともに、「3R・適正処理の推進」、「オール京都によるパートナーシップの強化」、「気候変動対策等へのチャレンジ」の3つの視点から展開することとしています。

一般廃棄物の目標及び施策の推進は次のとおりです。

表 6-2 京都府の一般廃棄物の減量化の目標

| 項目 | 2019年度 (令和元年度) 実績値 | 2030年度 (令和12年度) 目標値 |
|-------------------------------|-----------------------|------------------------|
| 排出量 | 796千トン | 710千トン |
| 1人1日当たりの排出量 | 836g/人・日 | 760g/人・日 |
| 再生利用率 | 15.7% | 20.0% |
| 一般廃棄物の焼却により発生する 温室効果ガスの排出量 | 240千t-CO ₂ | 162千t-CO ₂ |
| 最終処分量 | 107千トン | 92千トン |

出展：京都府循環型社会形成計画（第3期）

表 6-3 施策の推進（京都府循環型社会形成計画（第 3 期））

| 施策の大分類 | | 施策の方針 |
|---------------------|-----------------------------|------------------------------------|
| 3R・適正処理の推進 | 一般廃棄物の 3R 推進 | 府民一人ひとりの行動変容につながる普及啓発の促進 |
| | | 情報発信の推進 |
| | | ごみ処理の有料化推進 |
| | | リペア、リフィル、リファービッシュの取組の推進 |
| | | 食品ロス削減の推進 |
| | | プラスチックごみ対策の推進 |
| | | 事業系ごみからの資源化物分別の徹底化 |
| | | 市町村との意見交換会・研修会の実施 |
| | | 一般廃棄物の実態把握 |
| | 産業廃棄物の 3R 推進 | 多量排出事業者における産業廃棄物削減の強化 |
| | | 建設廃棄物の 3R 促進 |
| | | 廃プラスチック類の 3R 推進 |
| | | 一般社団法人京都府産業廃棄物 3R 支援センターとの連携強化 |
| | | 再生利用品の普及拡大 |
| | | 産業廃棄物の実態把握の取組の強化 |
| | 廃棄物の適正処理の推進 | 廃棄物の適正処理 |
| | | 感染性廃棄物対策の徹底 |
| | | P C B 廃棄物の適正処理の推進 |
| | | 石綿含有廃棄物の適正処理の推進 |
| | 廃棄物処理施設の整備促進 | 一般廃棄物処理施設の整備 |
| | | 産業廃棄物処理施設の整備 |
| | | 公共関与による処理施設の整備 |
| | 不適正処理対策 | 監視指導体制の強化 |
| | | 関係部局との連携強化 |
| | | 広域的事案への対策強化 |
| | 京都府の率先行動等 | グリーン購入の推進 |
| | | プラスチックごみ及び食品ロスの削減 |
| オール京都によるパートナーシップの強化 | エシカル消費など関係団体との取組連携 | |
| | 府民が一体となった不法投棄の監視強化 | |
| | 多様な主体と連携した散乱ごみや海岸漂着物処理の体制構築 | |
| | 産学公による資源循環モデル事業の展開 | 次世代型環境ビジネスの振興 |
| | | 資源循環分野における E S G 投資の拡大 |
| | 京都ビッグデータ活用プラットフォームの活用 | |
| | 循環型社会を担う人材の育成 | |
| 気候変動対策等へのチャレンジ | 緩和策（廃棄物分野における温室効果 | プラスチックごみの 3R と紙素材等を含む再生可能素材への転換の推進 |

| | | |
|--|-------------------------------|--------------------------------|
| | 果ガス削減)の強化 | 地産地消によるバイオマス発電への整備促進 |
| | | ごみ処理の広域化等による廃棄物エネルギーの回収・利活用の推進 |
| | | 廃棄物分野のフロン対策 |
| | 廃棄物処理の強靱化、適応策(災害廃棄物処理対策等)の強化 | 廃棄物処理施設の強靱化 |
| | | 市町村等との連携強化による災害廃棄物の適正処理体制の確保 |
| | | 廃棄物処理事業者との協力体制の構築 |
| | | 府域を超える災害廃棄物対策の推進 |
| | | 土砂災害防止対策の推進 |
| | グリーンリカバリーを踏まえた環境・経済・社会の好循環の創出 | |

(3) 亀岡市の動向

亀岡市においては、「第5次亀岡市総合計画（令和3年4月）」及び「第3次亀岡市環境基本計画（令和4年3月）」を策定しています。

第5次亀岡市総合計画においては亀岡市が将来のまちづくりとして目指す都市像を示すとともに、その実現のため、分野別の基本方針等を定めています。

一方、第3次亀岡市環境基本計画においては、第4次亀岡市総合計画を踏まえつつ、長期的な視点から亀岡市が目指す環境像・社会像を描くとともに、それを実現するための施策の基本的な方向性を示しています。

第5次亀岡市総合計画及び第3次亀岡市環境基本計画に示された施策の方針は次のとおりです。

表 6-4 具体的施策（第5次亀岡市総合計画）

| 施策の大分類 | 施策の方針 |
|----------------|------------------------|
| ごみ減量・資源化の推進 | ごみ減量・資源化に係る仕組みづくりと啓発活動 |
| | ごみ減量化の意識向上 |
| 生活排水処理の推進 | 浄化槽の設置支援 |
| | 浄化槽の適正管理の促進 |
| 不法投棄に対する監視及び啓発 | 不法投棄の抑止と早期対応の推進 |
| | 関係機関との連携強化 |
| | 環境美化意識の向上 |

表 6-5 施策の体系（第 3 次亀岡市環境基本計画）

| 施策分野 | 施策 |
|--------------|------------------------|
| 脱炭素化の推進 | エネルギーの地産地消 |
| | 再生可能エネルギーの導入拡大 |
| | 省エネルギーの促進 |
| | 環境に配慮した交通手段の推進 |
| | 気候変動対策の推進 |
| | 多様なエネルギーの調査・研究 |
| 資源循環型社会の形成 | プラスチックごみ対策 |
| | 3Rの推進 |
| | 食品ロスの削減 |
| | 廃棄物の適正処理 |
| | 有機性廃棄物のたい肥化 |
| 生活環境の保全 | 環境汚染防止対策の推進 |
| | 不法投棄対策・ポイ捨て対策等の推進 |
| | まちなかの緑化 |
| | ふるさとの保全 |
| 自然との共生 | 生物多様性の保全 |
| | 水環境の保全 |
| | 森林環境の保全 |
| | 農地の保全 |
| 亀岡ブランドの創造・発信 | 農産物の付加価値の向上 |
| | エコツーリズムの展開 |
| | 環境配慮型の新たな創業支援 |
| | サーキュラーエコノミーの普及啓発 |
| | (仮称)環境政策情報発信・交流拠点施設の整備 |
| 環境意識の普及啓発 | 環境に配慮した取組の実践 |
| | 環境教育・環境学習の推進 |
| | 協働による環境活動の推進 |
| | 企業とのパートナーシップの構築 |
| | 多文化共生における環境啓発の推進 |

第2 亀岡市の基本情報

1 位置及び地勢

亀岡市は南北に長い京都府のほぼ中央に位置し、南北が20.5km、東西が24.6km、面積は228.40km²という広い市域を誇っています。標高774.2mの半国山をはじめ500m～600m級の山々と府内でも有数の穀倉地帯を形成する盆地からなり、市域のどこからでも緑を目にすることができる豊かな自然環境を有しています。

また、市の中心部を流れる桂川（大堰川、保津川とも呼ばれる。）は、かつては水害をもたらすこともありましたが、丹波と都を結ぶ舟運を通じて亀岡市の発展を支えてきました。現在も、亀岡市の主要な観光資源としての役割を果たしつつ、治水、利水の面等から住民の生活に関わっています。

京都市に隣接し、大阪市、神戸市といった近畿圏の主要都市からほぼ50km圏に位置する立地条件と豊かな自然環境を背景に、1960年代以降、人口が急速に増加しましたが、2001年の95,890人をピークに減少傾向に転じています。

亀岡市の位置は次のとおりです。



図6-3 亀岡市の位置

2 気候特性

気候は内陸性で、夏は中心部に向かうほど暑く、冬は周辺部に向かうほど寒冷となります。

平均気温は摂氏 14～15℃、降水量は 1,100～ 2,000mm で、風はそれほど強くなく、秋から初冬にかけて霧の発生がみられます。

過去 5 年間における亀岡市の気候、月別総降水量は次のとおりです。

表 6-6 過去 5 年間の気象

| 年 | | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 |
|--------|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 項目 | | | | | | |
| 平均気温 | (°C) | 15.2 | 14.1 | 14.9 | 15.2 | 15.2 |
| 最高気温 | (°C) | 21.1 | 20.0 | 20.9 | 21.1 | 21.2 |
| 最低気温 | (°C) | 10.2 | 9.2 | 9.8 | 10.4 | 10.3 |
| 最高の極 | (°C) | 36.7 | 36.5 | 37.8 | 38.4 | 38.0 |
| 最低の極 | (°C) | -7.6 | -5.3 | -7.2 | -3.5 | -4.4 |
| 総降水量 | (mm) | 1,861.5 | 1,426.5 | 1,967.0 | 1,154.5 | 1,526.0 |
| 日最大降水量 | (mm) | 140.0 | 123.5 | 174.5 | 95.0 | 79.0 |

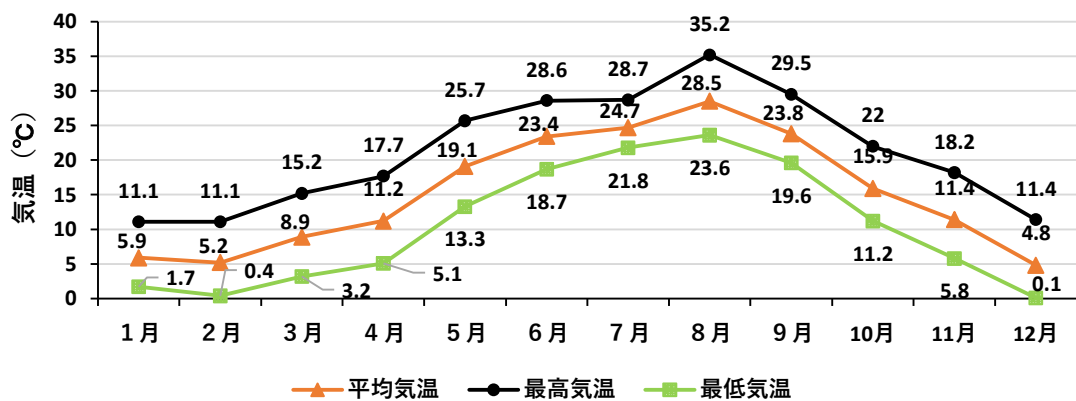


図 6-4 月別平均気温 (2020年) 出典) 令和 3 年版亀岡市統計書

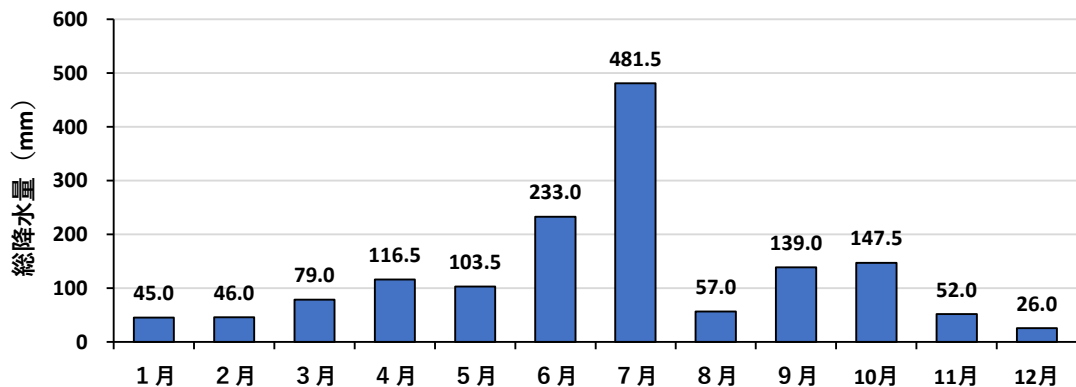


図 6-5 月別総降水量 (2020年) 出典) 令和 3 年版亀岡市統計書

3 人口動態

亀岡市における人口は、2001年をピークに減少傾向となっており、この10年間に4.33% (3,964人) 減少しています。一方、世帯数は増加傾向となっており、この10年間に0.16% (5,639世帯) 増加しています。その間における世帯当り人口は2.69人/世帯から2.21人/世帯へと減少していることから核家族化が進んでいることがうかがえます。

一方、5歳階級別人口における階級構成をみると、男女共に65～69歳階級が最も多く、出生者が減少しており少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

亀岡市における人口及び世帯数の推移、5歳階級別人口は次のとおりです。

表 6-7 人口及び世帯数の推移

| 年度 | 人口 | 人口 | 世帯数 | 世帯当り |
|----------------|--------|------------|--------|--------------|
| | (人) | 増減率 (%) | (世帯) | 人口 (人/世帯) |
| 2012 (平成24) | 91,568 | - | 34,053 | 2.69 |
| 2013 (平成25) | 90,751 | -0.89 | 33,957 | 2.67 |
| 2014 (平成26) | 90,228 | -0.58 | 33,986 | 2.65 |
| 2015 (平成27) | 89,479 | -0.83 | 33,915 | 2.64 |
| 2016 (平成28) | 88,889 | -0.66 | 34,140 | 2.60 |
| 2017 (平成29) | 89,886 | 1.12 | 38,702 | 2.32 |
| 2018 (平成30) | 89,261 | -0.70 | 38,931 | 2.29 |
| 2019 (令和元) | 88,618 | -0.72 | 39,073 | 2.27 |
| 2020 (令和2) | 87,937 | -0.77 | 39,349 | 2.23 |
| 2021 (令和3) | 87,604 | -0.38 | 39,692 | 2.21 |
| 10年間の増減 | -3,964 | -4.33 | 5,639 | -0.48 |

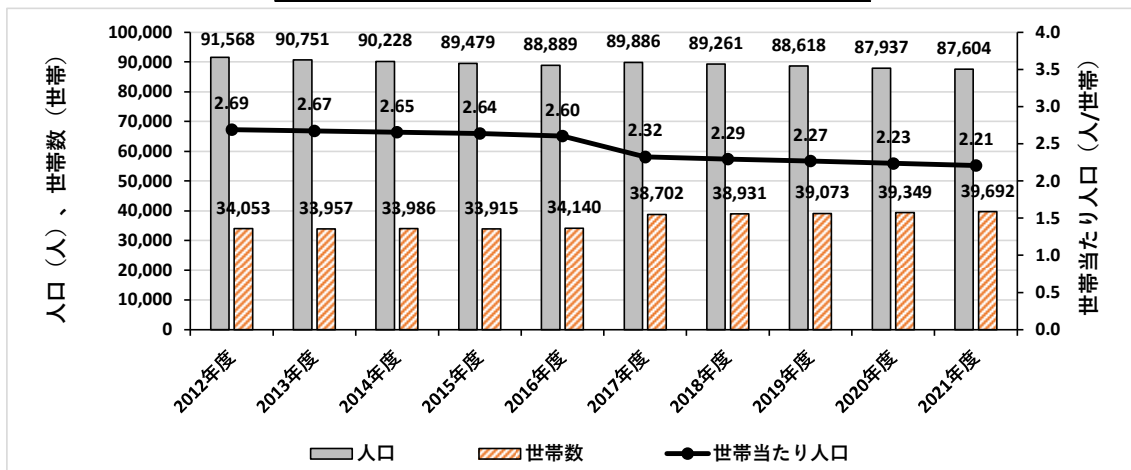


図 6-6 人口及び世帯数の推移

表 6-8 5 歳階級別人口

| 区分 | 年齢 (歳) | 男 | | 女 | |
|--------|-----------|--------|--------|--------|--------|
| | | (人) | | (人) | |
| 年少人口 | 0～4 | 1,541 | 5,570 | 1,458 | 5,232 |
| | 5～9 | 1,886 | | 1,774 | |
| | 10～14 | 2,143 | | 2,000 | |
| 生産年齢人口 | 15～19 | 2,207 | 25,000 | 2,014 | 25,000 |
| | 20～24 | 2,186 | | 2,168 | |
| | 25～29 | 1,888 | | 1,828 | |
| | 30～34 | 2,026 | | 1,979 | |
| | 35～39 | 2,464 | | 2,405 | |
| | 40～44 | 2,794 | | 2,726 | |
| | 45～49 | 3,250 | | 3,183 | |
| | 50～54 | 3,066 | | 3,061 | |
| | 55～59 | 2,513 | | 2,748 | |
| | 60～64 | 2,606 | | 2,888 | |
| 老年人口 | 65～69 | 3,008 | 12,085 | 3,273 | 14,717 |
| | 70～74 | 3,716 | | 4,094 | |
| | 75～79 | 2,396 | | 2,683 | |
| | 80～84 | 1,673 | | 2,070 | |
| | 85～89 | 902 | | 1,439 | |
| | 90～94 | 321 | | 814 | |
| | 95～99 | 68 | | 291 | |
| | 100～ | 1 | | 53 | |
| 総数 | | 42,655 | | 44,949 | |

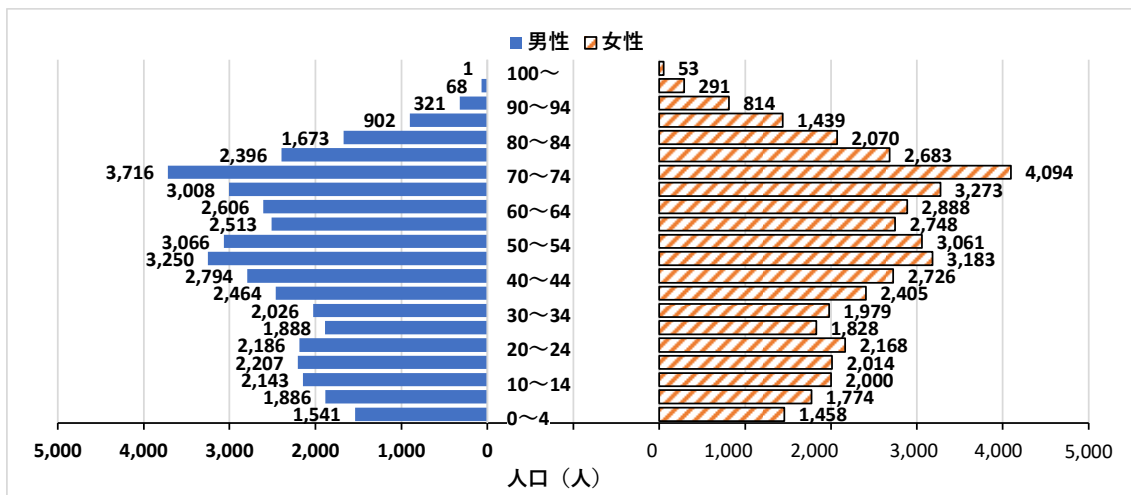


図 6-7 5 歳階級別人口 (2021 年 10 月 1 日現在)

4 産業構造

亀岡市における産業別の就業人口は、農業等の第1次産業人口が年々減少し、製造業等の第2次産業人口は1995年をピークに減少傾向となっています。

また、サービス業等の第3次産業人口は大きく増加し、産業構造が都市型へと大きく変化しています。

一方、2005年以降の全体における減少傾向については、2007年以降からの団塊の世代の離職による影響と考えられます。

亀岡市における産業別就業人口の推移は次のとおりです。

表 6-9 産業別就業人口の推移

| | | 1985年 (昭和60年) | 1990年 (平成2年) | 1995年 (平成7年) | 2000年 (平成12年) | 2005年 (平成17年) | 2010年 (平成22年) | 2015年 (平成27年) |
|-------|-----|------------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 第1次産業 | (人) | 3,302 | 2,513 | 2,442 | 2,072 | 2,200 | 1,718 | 1,779 |
| 第2次産業 | (人) | 11,887 | 13,875 | 14,947 | 14,911 | 13,066 | 11,457 | 10,827 |
| 第3次産業 | (人) | 18,868 | 22,258 | 26,828 | 27,911 | 29,496 | 28,286 | 28,002 |
| 総数 | (人) | 34,088 | 39,040 | 44,667 | 45,340 | 45,524 | 44,729 | 42,864 |

備考) 各年10月現在。総数には分類不能の産業を含む。

出典) 平成20年版、令和3年版亀岡市統計書

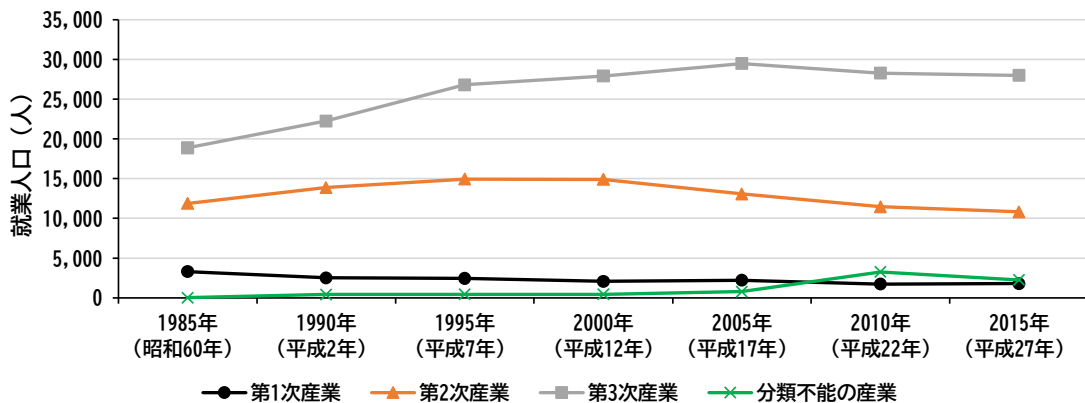


図 6-8 産業別就業人口の推移

5 土地利用

亀岡市の地目別土地面積は、山林が最も多く、次いで田が多くなっています。これら山林及び田で約80%を占めています。

亀岡市における地目別土地面積の推移及びその割合は次のとおりです。

表 6-10 地目別土地面積の推移

| | | 2015年 (平成27年) | 2016年 (平成28年) | 2017年 (平成29年) | 2018年 (平成30年) | 2019年 (令和元年) | 2020年 (令和2年) | 2021年 (令和3年) |
|-----|------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 田 | (千㎡) | 26,855 | 26,798 | 26,736 | 26,622 | 26,521 | 26,491 | 26,461 |
| 畑 | (千㎡) | 1,553 | 1,542 | 1,527 | 1,517 | 1,501 | 1,492 | 1,485 |
| 宅地 | (千㎡) | 10,730 | 10,750 | 10,782 | 10,835 | 10,872 | 10,898 | 10,913 |
| 池沼 | (千㎡) | 57 | 56 | 56 | 56 | 56 | 56 | 56 |
| 山林 | (千㎡) | 47,609 | 47,597 | 47,582 | 47,505 | 47,103 | 47,060 | 47,007 |
| 原野 | (千㎡) | 710 | 707 | 713 | 720 | 726 | 727 | 731 |
| 雑種地 | (千㎡) | 4,100 | 4,164 | 4,209 | 4,209 | 4,273 | 4,321 | 4,345 |
| 総数 | (千㎡) | 91,614 | 91,614 | 91,605 | 91,464 | 91,052 | 91,045 | 90,998 |

備考) 各年1月1日時点。非課税分の土地を除きます。

出典) 平成28年版、令和3年版亀岡市統計書

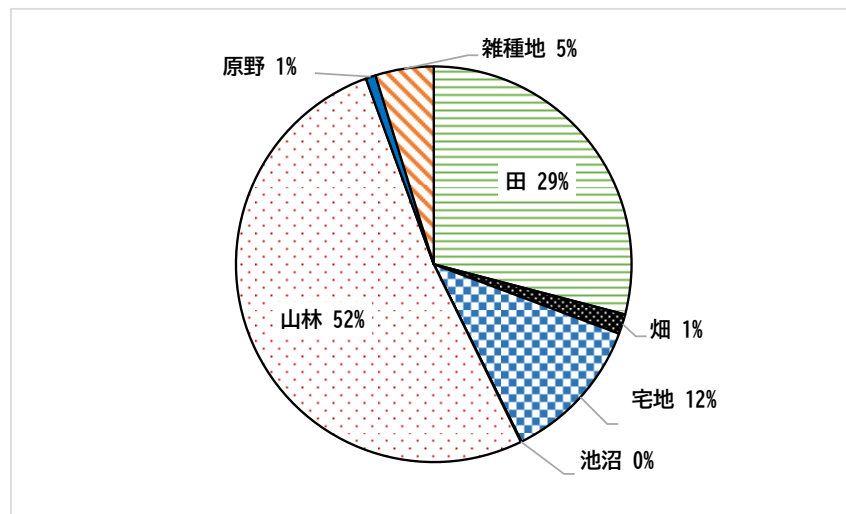


図 6-9 地目別土地面積の割合 (2021年1月1日現在)

6 都市計画

亀岡市の市域面積は 22,480ha であり、都市計画区域面積は全体の 57.9%にあたる 13,010ha、都市計画区域外面積は全体の 42.1%にあたる 9,470ha となっています。

また、都市計画区域面積のうち市街化区域は 4.8%にあたる 1,078ha であり、市街化調整区域は 53.1%にあたる 11,932ha となっています。

亀岡市における都市計画区域面積は次のとおりです。

表 6-11 都市計画区域面積の概要

| 項目 | 面積 | 割合 |
|-----------|--------|-------|
| | (ha) | (%) |
| 市域面積 | 22,480 | 100.0 |
| 都市計画区域面積 | 13,010 | 57.9 |
| 市街化面積 | 1,078 | 4.8 |
| 市街化調整区域 | 11,932 | 53.1 |
| 都市計画区域外面積 | 9,470 | 42.1 |

資料) 令和 2 年度 亀岡市の下水道

7 将来計画

第5次亀岡市総合計画、亀岡市都市計画マスタープラン(令和4年3月)、亀岡市民憲章において亀岡市の将来像の基本方針及びまちづくりの目標を示しています。

亀岡市の将来像の基本方針及びまちづくりの目標は次のとおりです。

第5次亀岡市総合計画

- 互いを認め合う、ふれあいのまちづくり
- 安全で安心して暮らせるまちづくり
- 子育て・福祉・健康のまちづくり
- 豊かな学びと文化を育むまちづくり
- 地球にやさしい環境先進都市づくり
- 活力あるにぎわいのまちづくり
- 快適な生活を支えるまちづくり
- 効率的で持続可能な行財政運営

亀岡市都市計画マスタープランに掲げられたまちづくりの目標

- 人にやさしい誰もが住み続けたいと思えるまちづくり
- 交流によるにぎわいの創出と産業の活性化による自立したまちづくり
- 豊かな自然環境と魅力的な景観に配慮したまちづくり
- 誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちづくり
- 多様な主体の連携による地域協働のまちづくり

亀岡市民憲章

- 水と緑の恵みを大切にし、豊かな環境を次代に引き継ぐまちをつくります
- いのちを尊重し、共に輝き、心の通いあう家族とまちをつくります
- 健やかな心とからだを育て、安らぎのあるまちをつくります
- 互いにまなび、高めた力を活かす生涯学習のまちをつくります
- 歴史と伝統を生かし、先人の知恵が香る文化のまちをつくります
- 世界にはばたく、豊かな感性と英知を育むまちをつくります
- 一人ひとりが主役となって、共に生き、ともに支え、平和と人権の根づくまちをつくります

第7章 亀岡市のごみ処理の現状と将来予測

第1 ごみ処理のながれ

1 ごみの分別

亀岡市のごみは“燃やすごみ”、“埋立てごみ”、“資源ごみ(空きカン、空きビン(3色)、ペットボトル、プラスチック製容器包装、使用済み乾電池、廃蛍光管、紙パック)”及び“粗大ごみ”の4分類15分別で分別収集をしています。

なお、新聞、雑誌、ダンボール及び古布については、集団回収による収集も推進していません。

2023年度から適用される亀岡市におけるごみの分別は次のとおりです。

表 7-1 ごみの分別方法

| 分別区分 | 収集回数 | 排出方法 | 出せるもの | |
|------------|-----------------------|----------------------|---|---|
| 燃やすしかないごみ | 週2回 定期収集 | 指定袋 | 生ごみ類、繊維・皮革類、汚れた紙、紙おむつなど | |
| 埋立てるしかないごみ | 月2回 定期収集 | 指定袋 | 陶磁器・ガラス類、ゴム製品類、使用済み小型家電など | |
| 資源ごみ | プラスチック | 週1回 定期収集 | 透明袋 (指定なし) | プラマーク付きの容器包装及びプラスチック製品 |
| | ペットボトル | 月2回 定期収集 | 透明袋 (指定なし) | PET マークのあるもの |
| | | 随時/拠点 回収 | 回収ボックス | |
| | 紙類 | 月1回 定期収集 | ひもくくり 紙袋 等 | 新聞紙、雑誌、段ボール、雑がみ、シュレッダー紙(シュレッダー紙はビニル袋で出す) |
| | 草・木類 | 月1回 定期収集 | 束ねる 透明袋 等 | 刈り草、落葉、剪定枝、生木、材木等 (長さ50cm、太さ10cm以下) |
| | 小型金属類 | 月2回 定期収集 | 専用コンテナ | 台所用品、生活用品等の小型金属類 (長さ50cm以下) |
| | 空きカン | 月2回 定期収集 | 専用 収集ネット | アルミマークまたはスチールマークのある食料・飲料用の缶 |
| | 空きビン | 月2回 定期収集 | 色別コンテナ (無色・茶色・ その他) | 食料・飲料用の空きビン |
| | スプレー缶 ライター | 月2回 定期収集 | 専用コンテナ | ガスが充填された金属製のスプレー缶、 ガスが充填されたライター |
| | 乾電池 | 月2回 定期収集 | 透明袋 (指定なし) | 乾電池(マンガン電池、アルカリ電池、 充電式電池) |
| | 使用済み 小型家電 | 随時/拠点 回収 | 回収ボックス | 回収ボックスの投入口(40cm×15cm)に 入る小型家電 |
| | インクカートリッジ・水銀体温計・水銀血圧計 | 随時/拠点 回収 | 回収ボックス | インクカートリッジ・水銀体温計・水銀血圧計 |
| | 蛍光灯 | 随時/拠点 回収 | 回収ボックス | 蛍光灯(スターター型、ラピッドスタート型、高周波点灯型で長さ120cm (40W)までの直管・円管) |
| 粗大ごみ | 随時申込/ 指定場所 収集 | 申し込んだうえで、プリペイドシールを貼付 | 処分に当たり破碎が必要となるもの 家具、建具、家電製品、趣味用品、スポーツ用品、レジャー用品など | |

(2023年度からの新しい分別区分に基づき作成)

2 ごみ処理フロー

亀岡市におけるごみ処理フロー（2022年度）は次のとおりです。

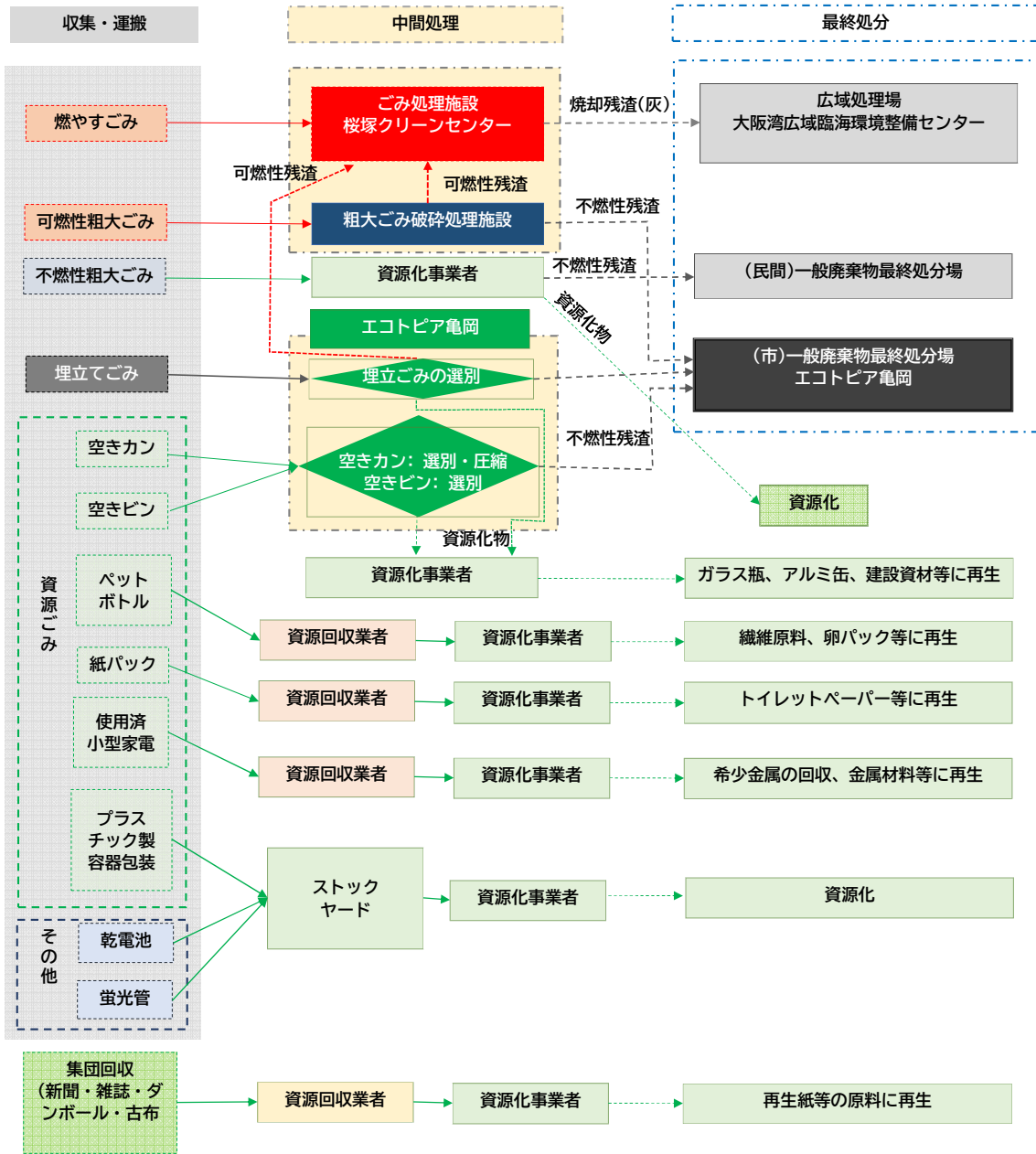


図 7-1 ごみ処理フロー

第2 ごみ排出量等の実績

1 ごみ排出量

生活系ごみは、2020年度と2021年度は、新型コロナウイルスによる外出自粛や在宅勤務の増加等の社会状況の影響があり、生活系ごみは増加しており、集団回収は、全体で見ると緩やかな減少傾向となっています。

一方、事業系ごみは、2017年度から2019年度までは増加傾向でしたが、2020年度と2021年度は、新型コロナウイルスによる事業活動への影響のため減少しています。

2020年度と2021年度の値は、社会情勢の特異な状況による一過性の現象と考えられますが、終息時期については不透明といえます。

亀岡市におけるごみ排出量の推移は次のとおりです。

表 7-2 ごみ排出量の推移

| 項目 | | 年度 | 2017年度 (平成29年度) | 2018年度 (平成30年度) | 2019年度 (令和元年度) | 2020年度 (令和2年度) | 2021年度 (令和3年度) |
|---------------|-------|----|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 人口 | (人) | | 89,407 | 88,833 | 88,618 | 87,937 | 87,604 |
| 生活系ごみ | (t/年) | | 16,038.02 | 16,004.18 | 16,031.67 | 16,422.21 | 16,089.73 |
| 燃やすごみ | (t/年) | | 12,980.58 | 12,837.49 | 12,869.81 | 12,897.04 | 12,760.87 |
| 埋立ごみ | (t/年) | | 1,310.77 | 1,439.27 | 1,399.76 | 1,582.98 | 1,418.87 |
| 粗大ごみ | (t/年) | | 208.60 | 236.09 | 275.58 | 316.74 | 301.90 |
| 資源ごみ | (t/年) | | 1,503.55 | 1,458.67 | 1,449.21 | 1,551.14 | 1,548.63 |
| スプレー缶 | (t/年) | | 20.09 | 20.09 | 20.91 | 23.34 | 22.90 |
| 小型家電 | (t/年) | | 4.31 | 4.57 | 4.42 | 30.29 | 9.35 |
| 乾電池・充電式電池・蛍光灯 | (t/年) | | 10.12 | 8.00 | 11.98 | 20.68 | 27.21 |
| 集団回収 | (t/年) | | 2,656.10 | 2,542.04 | 2,359.29 | 2,037.84 | 1,914.45 |
| 民間ペットボトル回収 | (t/年) | | 29.55 | 27.70 | 26.80 | 26.05 | 25.75 |
| 生活系ごみ全体 | (t/年) | | 18,723.67 | 18,573.92 | 18,417.76 | 18,486.10 | 18,029.93 |
| 事業系ごみ | (t/年) | | 6,685.11 | 6,221.87 | 6,312.33 | 5,915.85 | 5,994.89 |
| その他(災害廃棄物など) | (t/年) | | 322.17 | 266.39 | 475.01 | 412.63 | 170.95 |
| 合計 | (t/年) | | 25,730.95 | 25,062.18 | 25,205.10 | 24,814.58 | 24,195.77 |

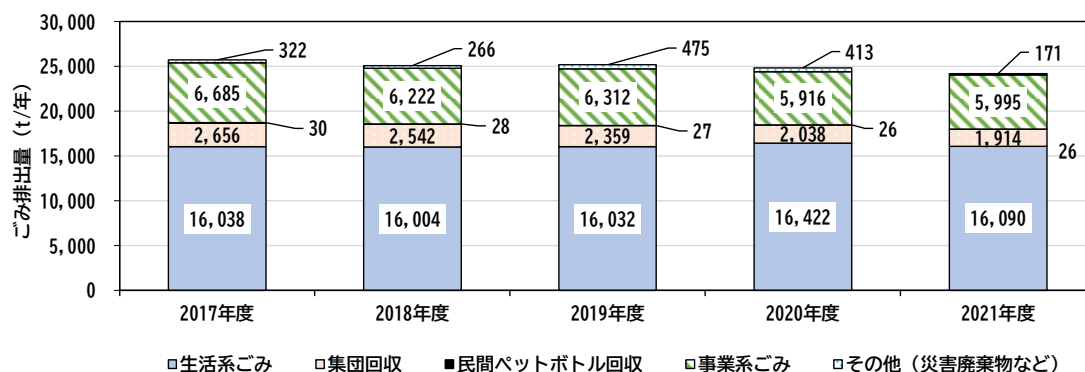


図 7-2 ごみ排出量の推移

表 7-3 分類別のごみ排出量の推移

| 項目 | 年度 | 2017年度 (平成29年度) | 2018年度 (平成30年度) | 2019年度 (令和元年度) | 2020年度 (令和2年度) | 2021年度 (令和3年度) |
|-----------------|-------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 燃やすごみ | (t/年) | 19,555.36 | 18,952.46 | 19,086.66 | 18,749.11 | 18,692.55 |
| 埋立ごみ | (t/年) | 1,344.04 | 1,473.87 | 1,433.04 | 1,612.23 | 1,447.00 |
| 粗大ごみ | (t/年) | 211.37 | 237.03 | 275.58 | 316.74 | 301.90 |
| 資源ごみ | (t/年) | 1,577.84 | 1,530.03 | 1,511.41 | 1,585.67 | 1,583.71 |
| スプレー缶 | (t/年) | 20.09 | 20.09 | 20.91 | 23.34 | 22.90 |
| 小型家電 | (t/年) | 4.31 | 4.57 | 4.42 | 30.29 | 9.35 |
| 乾電池・充電式電池・蛍光管 | (t/年) | 10.12 | 8.00 | 11.98 | 20.68 | 27.21 |
| 集団回収・民間ペットボトル回収 | (t/年) | 2,685.65 | 2,569.74 | 2,386.09 | 2,063.89 | 1,940.20 |
| その他(災害廃棄物など) | (t/年) | 322.17 | 266.39 | 475.01 | 412.63 | 170.95 |
| 合計 | (t/年) | 25,730.95 | 25,062.18 | 25,205.10 | 24,814.58 | 24,195.77 |

2 1人1日当たりのごみ排出量

生活系ごみは、2020年度及び2021年度において、新型コロナウイルスによる社会影響により、在宅時間が増えたため増加していますが、それ以外の期間は概ね横ばいとなっています。集団回収は、緩やかな減少傾向となっています。事業系ごみは、2020年度及び2021年度において、新型コロナウイルスによる社会影響により、事業活動にも大きな影響が出たため減少していますが、それ以外の期間は概ね横ばいとなっています。

2021年度における1人1日当たりのごみ排出量(771.0g/人・日)は同年度の全国平均(900.8g/人・日)、京都府平均(785.4g/人・日)を下回っています。

亀岡市における1人1日当たりのごみ排出量は次のとおりです。

表 7-4 1人1日当たりのごみ排出量の推移

| 年度 項目 | | 2017年度 (平成29年度) | 2018年度 (平成30年度) | 2019年度 (令和元年度) | 2020年度 (令和2年度) | 2021年度 (令和3年度) |
|---------------|---------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 人口 | (人) | 89,407 | 88,833 | 88,618 | 87,937 | 87,604 |
| 生活系ごみ | (g/人・日) | 491.46 | 493.59 | 494.28 | 510.25 | 503.19 |
| 燃やすごみ | (g/人・日) | 397.77 | 395.92 | 396.80 | 400.72 | 399.08 |
| 埋立ごみ | (g/人・日) | 40.17 | 44.39 | 43.16 | 49.18 | 44.37 |
| 粗大ごみ | (g/人・日) | 6.39 | 7.28 | 8.50 | 9.84 | 9.44 |
| 資源ごみ | (g/人・日) | 46.07 | 44.99 | 44.68 | 48.19 | 48.43 |
| スプレー缶 | (g/人・日) | 0.62 | 0.62 | 0.64 | 0.73 | 0.72 |
| 小型家電 | (g/人・日) | 0.13 | 0.14 | 0.14 | 0.94 | 0.29 |
| 乾電池・充電式電池・蛍光管 | (g/人・日) | 0.31 | 0.25 | 0.37 | 0.64 | 0.85 |
| 集団回収 | (g/人・日) | 81.39 | 78.40 | 72.74 | 63.32 | 59.87 |
| 民間ペットボトル回収 | (g/人・日) | 0.91 | 0.85 | 0.83 | 0.81 | 0.81 |
| 生活系ごみ全体 | (g/人・日) | 573.76 | 572.84 | 567.85 | 574.37 | 563.87 |
| 事業系ごみ | (g/人・日) | 204.85 | 191.89 | 194.62 | 183.81 | 187.48 |
| 燃やすごみ | (g/人・日) | 201.47 | 188.59 | 191.68 | 181.83 | 185.51 |
| 埋立ごみ | (g/人・日) | 1.02 | 1.07 | 1.03 | 0.91 | 0.88 |
| 粗大ごみ | (g/人・日) | 0.08 | 0.03 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 資源ごみ | (g/人・日) | 2.28 | 2.20 | 1.92 | 1.07 | 1.10 |
| その他(災害廃棄物など) | (g/人・日) | 9.87 | 8.22 | 14.65 | 12.82 | 5.35 |
| 合計 | (g/人・日) | 788.48 | 772.95 | 777.12 | 771.00 | 756.70 |

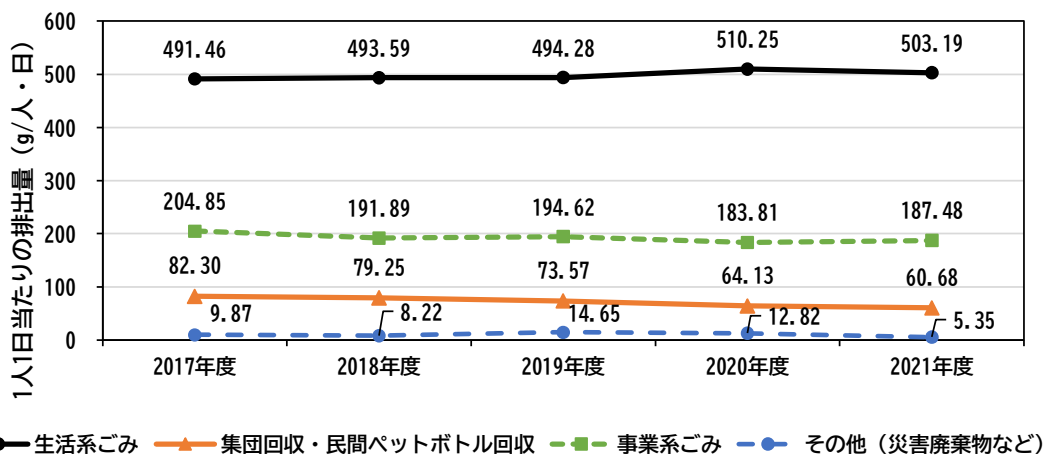


図 7-3 1人1日当たりのごみ排出量の推移

表 7-5 1人1日当たりのごみ排出量の比較

| 年度 | | 2017年度 (平成29年度) | 2018年度 (平成30年度) | 2019年度 (令和元年度) | 2020年度 (令和2年度) | 2021年度 (令和3年度) |
|-----|---------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 全国 | (g/人・日) | 920.1 | 918.6 | 918.5 | 900.8 | |
| 京都府 | (g/人・日) | 842.5 | 838.4 | 836.3 | 785.4 | |
| 亀岡市 | (g/人・日) | 788.5 | 773.0 | 777.1 | 771.0 | 756.7 |

出典) 環境省一般廃棄物処理実態調査

※ただし、亀岡市 2021 年度は本計画計算値

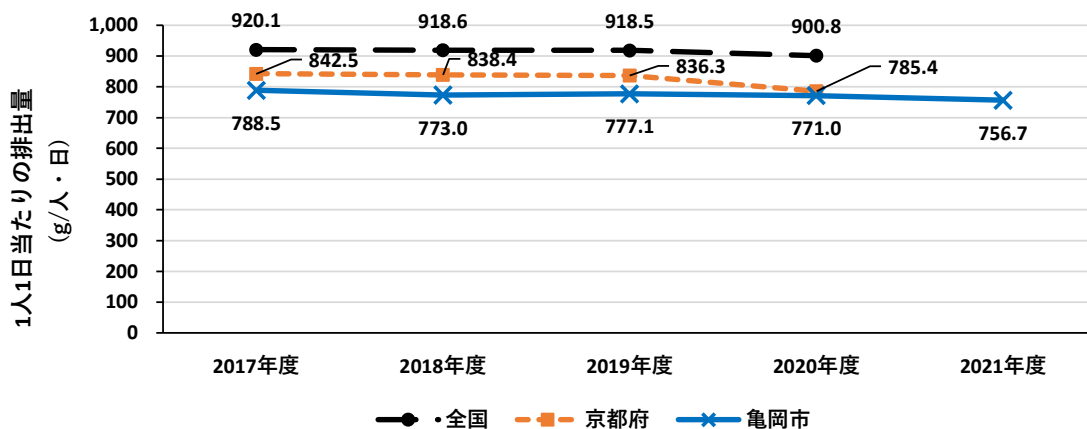


図 7-4 1人1日当たりのごみ排出量の比較

3 ごみの性状

(1) 燃やすごみ

亀岡市では年4回、燃やすごみについて性状調査を行っています。調査内容はごみの種類組成、単位容積重量、三成分及び低位発熱量等です。

ごみの種類組成については紙類、ちゅう芥類及びビニール、プラスチック類の順で高い割合を占めています。

一方、三成分（水分・灰分・可燃分）については、水分が3～5割を占めています。

2017年度から2021年度までの燃やすごみの性状（湿ベース重量比）及び5年間の平均は次のとおりです。

表 7-6 燃やすごみの性状（湿ベース重量比）

| 項目 | | 調査年 | 2017年度 (平成29年度) | 2018年度 (平成30年度) | 2019年度 (令和元年度) | 2020年度 (令和2年度) | 2021年度 (令和3年度) | 平均 |
|----------------------|--------------|----------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------|
| ごみの種類組成 (湿ベース重量比) | 紙類 | (%) | 34.60 | 40.87 | 38.97 | 43.81 | 36.75 | 39.00 |
| | 繊維類 | (%) | 9.36 | 5.95 | 7.57 | 8.96 | 4.19 | 7.21 |
| | ビニール、プラスチック類 | (%) | 15.18 | 18.91 | 16.45 | 23.24 | 27.77 | 20.31 |
| | ゴム類 | (%) | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| | 皮革類 | (%) | 1.29 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.26 |
| | 木、竹、わら類 | (%) | 13.54 | 11.20 | 13.61 | 12.84 | 15.11 | 13.26 |
| | ちゅう芥類 | (%) | 21.58 | 18.47 | 18.77 | 7.45 | 15.78 | 16.41 |
| | 可燃性雑物類 | (%) | 3.55 | 3.74 | 3.93 | 1.46 | 0.42 | 2.62 |
| | 金属類 | (%) | 0.25 | 0.13 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.08 |
| | ガラス、陶器類 | (%) | 0.19 | 0.38 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.11 |
| | 土砂、石類 | (%) | 0.46 | 0.36 | 0.71 | 0.00 | 0.00 | 0.31 |
| 単位容積重量 | | (kg/m ³) | 218.8 | 203.3 | 227.5 | 211.3 | 139.3 | 200.0 |
| 三成分 | 水分 | (%) | 41.1 | 36.3 | 32.3 | 37.6 | 51.6 | 39.8 |
| | 灰分 | (%) | 7.8 | 6.5 | 7.4 | 3.5 | 2.5 | 5.5 |
| | 可燃分 | (%) | 51.0 | 57.2 | 60.3 | 58.9 | 45.9 | 54.6 |
| 低位発熱量 | | (KJ/kg) | 9,653 | 11,700 | 11,925 | 9,955 | 7,095 | 10,066 |
| | | (kcal/kg) | 2,313 | 2,805 | 2,863 | 2,380 | 1,697 | 2,411 |

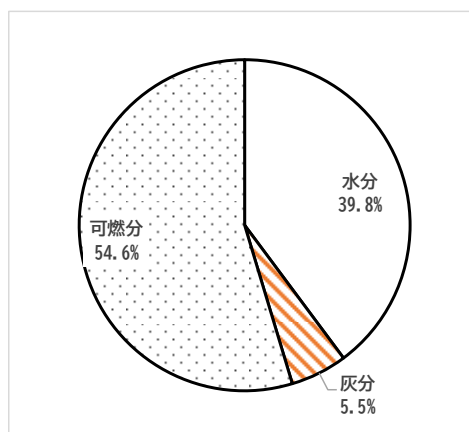
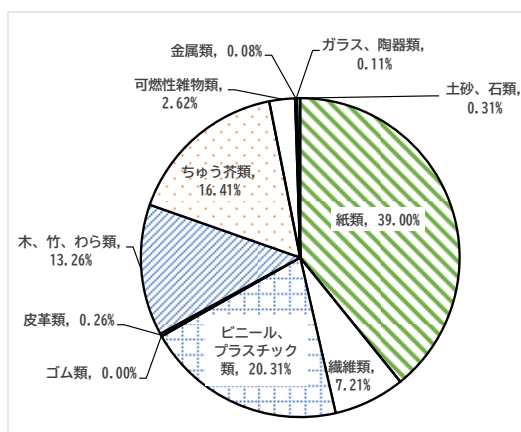


図 7-5 燃やすごみの性状（湿ベース重量比）【2017～2021 年度平均】

(2) 埋立てごみ

亀岡市では、農業地域、商業地域及び住宅地域の一部を対象とし、埋立てごみの性状調査を行っています。

2021 年度調査結果によると、排出された埋立てごみにおいて、分別を推進することで資源化が可能なものが平均で約 19%混入していることが確認されました。

また、資源化が可能なものは、プラスチック製容器包装、小型家電製品、ビンの順で高い割合を占めました。

2021 年度における埋立てごみの性状調査結果（重量比）は次のとおりです。

表 7-7 埋立ての性状調査結果（重量比）

| 項目 | 調査地 | 農業地域 | 旧住宅地域 | 新興住宅地域 | 商業地域 | 平均 |
|-----------|-------------|-------|-------|--------|-------|------|
| | | (%) | (%) | (%) | (%) | (%) |
| 資源可能なもの | ペットボトル | 1.28 | 2.09 | 0.23 | 1.57 | 1.3 |
| | ビン | 2.63 | 3.56 | 1.05 | 2.54 | 2.4 |
| | カン | 1.23 | 1.4 | 0.61 | 0.49 | 0.9 |
| | 小型家電製品 | 9.1 | 7.62 | 4.23 | 1.04 | 5.5 |
| | 乾電池 | 0.33 | 3.6 | 0.06 | 0 | 1.0 |
| | スプレー缶 | 0.24 | 0.96 | 0 | 0 | 0.3 |
| | ライター | 0.21 | 0.02 | 0.1 | 0.36 | 0.2 |
| | プラスチック製容器包装 | 7.27 | 8.15 | 4.56 | 8.07 | 7.0 |
| その他の埋立てごみ | (%) | 55.28 | 63.37 | 74.27 | 78.38 | 67.8 |
| 燃やすごみ | (%) | 15.07 | 8.67 | 7.21 | 7.29 | 9.6 |

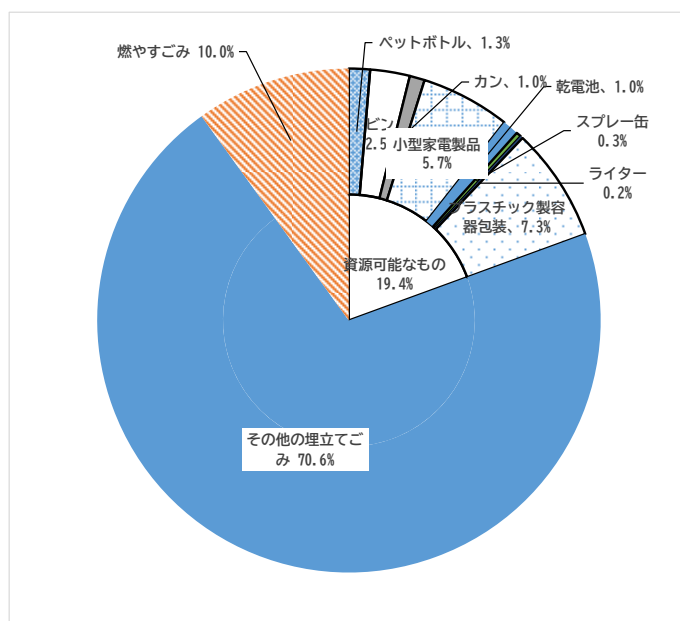


図 7-6 埋立てごみの性状調査結果（重量比）

4 ごみの減量化・資源化の実績

(1) ごみの減量化の実績

2017年度を100とした減量化指数は、2021年度において生活系ごみが96.3まで、事業系ごみは89.7まで減少しています。2020年度及び2021年度は、新型コロナウイルスの影響があったと考えられますが、2019年度においても、生活系ごみで98.4、事業系ごみで94.4となっていて、期間全体として減少傾向となっています。

ごみの減量化の推移は次のとおりです。

表 7-8 ごみの減量化の推移

| 項目 | 年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|--------------------------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | (平成29年度) | (平成30年度) | (令和元年度) | (令和2年度) | (令和3年度) |
| 生活系ごみ ^{※1} | (t/年) | 18,723.67 | 18,573.92 | 18,417.76 | 18,486.10 | 18,029.93 |
| 事業系ごみ | (t/年) | 6,685.11 | 6,221.87 | 6,312.33 | 5,915.85 | 5,994.89 |
| その他(災害廃棄物など) | (t/年) | 322.17 | 266.39 | 475.01 | 412.63 | 170.95 |
| 合計 | (t/年) | 25,730.95 | 25,062.18 | 25,205.10 | 24,814.58 | 24,195.77 |
| 生活系ごみ減量化指数 ^{※2} | - | 100 | 99.2 | 98.4 | 98.7 | 96.3 |
| 事業系ごみ減量化指数 ^{※2} | - | 100 | 93.1 | 94.4 | 88.5 | 89.7 |

注) ^{※1} 集団回収、民間のペットボトル回収を含む。

^{※2} 減量化指数は2017年度を100としている。

(2) ごみの資源化の実績

2017年度を100とした資源化指数は、2021年度において84.8に減少しています。リサイクル率(ここでは、環境省「一般廃棄物処理実態調査」に基づく全国共通の計算方法によるもの)も15.0%に減少しています。

また、資源化率については国より低く、京都府より高い値となっています。

ごみの資源化の推移は次のとおりです。

表 7-9 ごみの資源化の推移

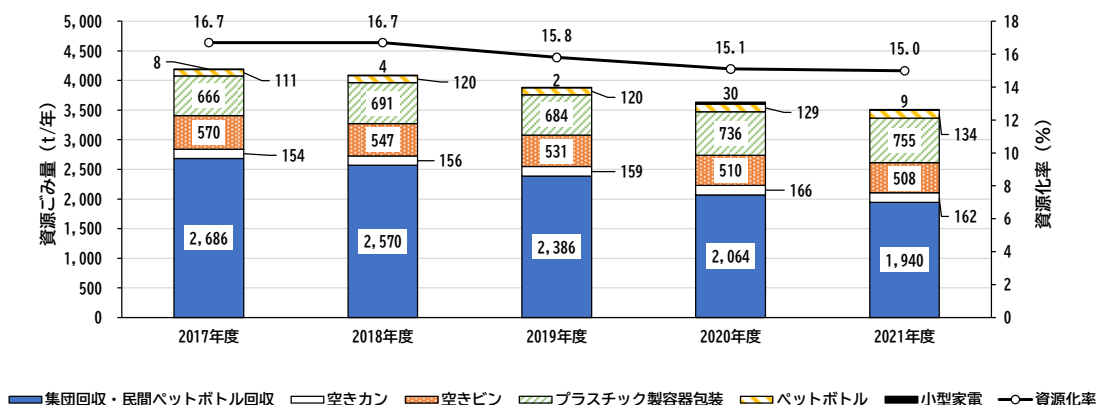


図 7-7 ごみの資源化の推移

| 項目 | 年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|--------------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | (t/年) | (t/年) | (t/年) | (t/年) | (t/年) |
| 資源化量 (合計) | (t/年) | 4,287.240 | 4,184.320 | 3,978.450 | 3,756.320 | 3,634.320 |
| 資源化量 (エコトピア) | (t/年) | 1,508.80 | 1,518.37 | 1,495.31 | 1,571.13 | 1,568.38 |
| 空きカン | (t/年) | 153.51 | 156.27 | 158.82 | 165.66 | 161.80 |
| 空きビン | (t/年) | 570.17 | 547.00 | 530.80 | 510.05 | 508.30 |
| プラスチック製容器包装 | (t/年) | 665.53 | 691.46 | 684.18 | 735.76 | 755.43 |
| ペットボトル | (t/年) | 111.21 | 120.09 | 119.91 | 129.37 | 133.50 |
| 小型家電 | (t/年) | 8.38 | 3.55 | 1.60 | 30.29 | 9.35 |
| 資源化量 (民間) | (t/年) | 2,685.65 | 2,569.74 | 2,386.09 | 2,063.89 | 1,940.20 |
| 民間ペットボトル回収量 | (t/年) | 29.55 | 27.70 | 26.80 | 26.05 | 25.75 |
| 集団回収 | (t/年) | 2,656.10 | 2,542.04 | 2,359.29 | 2,037.84 | 1,914.45 |
| 不燃性粗大ごみ処理物 | (t/年) | 63.02 | 74.25 | 58.43 | 76.37 | 72.57 |
| スプレー缶 | (t/年) | 17.60 | 15.19 | 26.95 | 26.79 | 20.18 |
| 乾電池・充電式電池 | (t/年) | 10.03 | 5.00 | 10.02 | 15.23 | 30.41 |
| 蛍光管 | (t/年) | 2.14 | 1.77 | 1.65 | 2.91 | 2.58 |
| ごみ排出量 | (t/年) | 25,730.95 | 25,062.18 | 25,205.10 | 24,814.58 | 24,195.77 |
| リサイクル率※1 | (%) | 16.7 | 16.7 | 15.8 | 15.1 | 15.0 |
| 資源化指数※2 | - | 100.0 | 97.6 | 92.8 | 87.6 | 84.8 |

※1 リサイクル率は、環境省「一般廃棄物処理実態調査」に基づく全国共通の計算方法によるものでごみ排出量合計に対する資源化量(合計)の割合

※2 資源化指数は2017年度の資源化量合計を100としたときの各年度における資源化量(合計)の割合

表 7-10 リサイクル率の推移

| 年度 | | 2017年度 (平成29年度) | 2018年度 (平成30年度) | 2019年度 (令和元年度) | 2020年度 (令和2年度) | 2021年度 (令和3年度) |
|-----|-----|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 全国 | (%) | 20.2 | 19.9 | 19.6 | 20.0 | |
| 京都府 | (%) | 15.9 | 15.9 | 15.7 | 14.3 | |
| 亀岡市 | (%) | 16.5 | 15.8 | 16.2 | 15.0 | 16.7 |

出典) リサイクル率は環境省一般廃棄物処理実態調査の計算方法によるもの
 ※ただし、亀岡市 2021 年度は本計画計算値

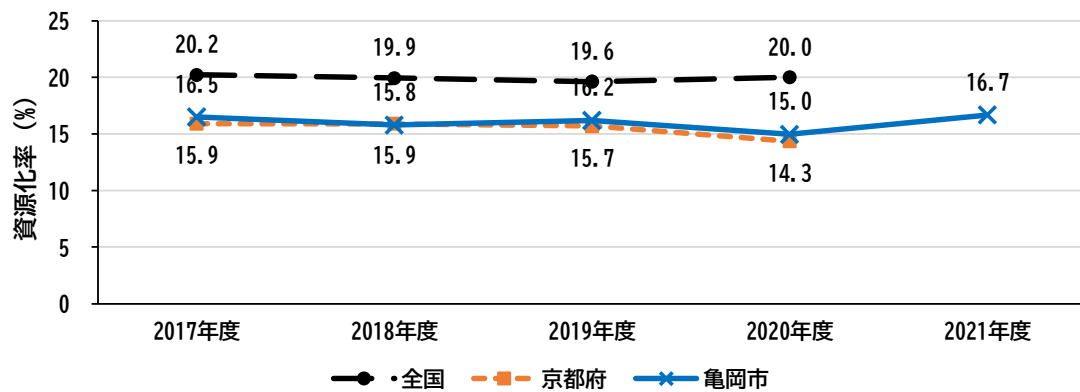


図 7-8 資源化率の推移

注: リサイクル率は環境省一般廃棄物処理実態調査の計算方法によるもの

5 集団回収の実績

集団回収量は緩やかな減少傾向となっています。種類別（新聞、雑誌・雑がみ、ダンボール、古布）にみても、いずれも減少しています。

一方、団体数については、2017年度から2021年度まで横ばいでしたが、2020年度と2021年度は減少していて、新型コロナウイルスによる活動自粛等の影響も考えられます。

なお、回収品目については、2016年から「雑誌」区分が「雑がみ」に変更となり、新聞、雑がみ、ダンボール及び古布が対象となり、同時に、報奨金交付額が1kgにつき5円から4円に変わっています。

集団回収量及び団体数の推移は次のとおりです。

表 7-11 集団回収量及び団体数の推移

| 項目 | 年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|---------------------|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | (平成29年度) | (平成30年度) | (令和元年度) | (令和2年度) | (令和3年度) |
| 集団回収 | (t/年) | 2,656.10 | 2,542.04 | 2,359.29 | 2,037.84 | 1,914.45 |
| 新聞 | (t/年) | 1,531.44 | 1,466.60 | 1,341.63 | 1,091.40 | 1,055.86 |
| 雑誌 | (t/年) | 544.11 | 518.22 | 492.06 | 461.40 | 399.16 |
| ダンボール | (t/年) | 430.87 | 418.04 | 395.04 | 371.55 | 368.70 |
| 衣類 | (t/年) | 149.68 | 139.18 | 130.56 | 113.49 | 90.73 |
| 登録団体数 ^{※1} | (団体) | 163 | 164 | 163 | 156 | 158 |

注) ^{※1} 登録団体数は年間平均値である。

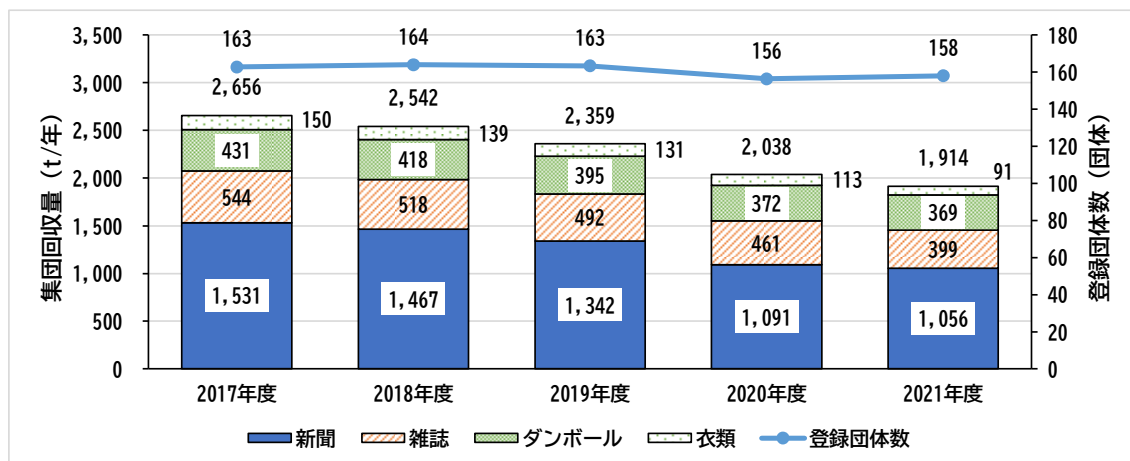


図 7-9 集団回収量及び団体数の推移

第3 ごみ処理の実績

1 ごみ焼却施設

ごみ焼却施設（桜塚クリーンセンター）においては、燃やすごみ、災害廃棄物など（一部）及び資源化施設からの可燃性粗大ごみ処理物（破碎残渣等）の焼却処理を行っています。

焼却処理量は燃やすごみの搬入量減少にともない減少傾向となっています。

ごみ焼却施設における焼却処理量の推移は次のとおりです。

表 7-12 焼却処理量の推移

| 項目 | 年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|------------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | (平成29年度) | (平成30年度) | (令和元年度) | (令和2年度) | (令和3年度) |
| 焼却処理量 | (t/年) | 19,870.87 | 19,282.52 | 19,494.34 | 19,380.97 | 19,267.44 |
| 燃やすごみ（生活系） | (t/年) | 12,980.58 | 12,837.49 | 12,869.81 | 12,897.04 | 12,760.87 |
| 燃やすごみ（事業系） | (t/年) | 6,574.78 | 6,114.97 | 6,216.85 | 5,852.07 | 5,931.68 |
| 燃やすごみ（その他） | (t/年) | 30.18 | 31.42 | 51.26 | 52.74 | 44.61 |
| 可燃性粗大ごみ処理物 | (t/年) | 285.33 | 298.64 | 356.42 | 579.12 | 530.28 |
| 焼却残渣量（灰） | (t/年) | 2,305.84 | 2,428.24 | 2,370.76 | 2,380.00 | 2,398.94 |
| 飛灰 | (t/年) | 821.28 | 885.42 | 852.28 | 817.82 | 827.84 |
| 落塵灰 | (t/年) | 1,484.56 | 1,542.82 | 1,518.48 | 1,562.18 | 1,571.10 |

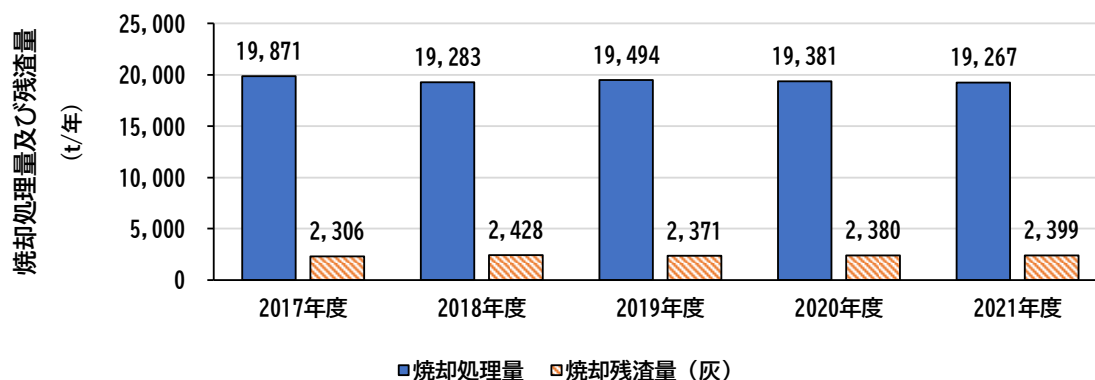


図 7-10 焼却処理量の推移

2 資源化施設

資源化施設（エコトピア亀岡）においては、資源ごみの選別処理、可燃性粗大ごみ及び災害廃棄物など（一部）の破碎処理を行っています。

選別処理量は、増加しています。

破碎処理量については、災害廃棄物の搬入にともない処理量の増減を繰り返しています。

資源化施設における選別処理量、破碎処理量の推移は次のとおりです。

表 7-13 選別処理量の推移

| 項目 | 年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|-------------|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | (平成29年度) | (平成30年度) | (令和元年度) | (令和2年度) | (令和3年度) |
| 選別処理量 | (t/年) | 1,578.87 | 1,530.91 | 1,512.38 | 1,586.54 | 1,585.65 |
| 資源ごみ（生活系） | (t/年) | 1,503.55 | 1,458.67 | 1,449.21 | 1,551.14 | 1,548.63 |
| 資源ごみ（事業系） | (t/年) | 74.29 | 71.36 | 62.20 | 34.53 | 35.08 |
| 資源ごみ（その他） | (t/年) | 1.03 | 0.88 | 0.97 | 0.87 | 1.94 |
| 資源化量 | (t/年) | 1,508.80 | 1,518.37 | 1,495.31 | 1,571.13 | 1,568.38 |
| 空きカン | (t/年) | 153.51 | 156.27 | 158.82 | 165.66 | 161.80 |
| 空きビン | (t/年) | 570.17 | 547.00 | 530.80 | 510.05 | 508.30 |
| プラスチック製容器包装 | (t/年) | 665.53 | 691.46 | 684.18 | 735.76 | 755.43 |
| ペットボトル | (t/年) | 111.21 | 120.09 | 119.91 | 129.37 | 133.50 |
| 小型家電 | (t/年) | 8.38 | 3.55 | 1.60 | 30.29 | 9.35 |

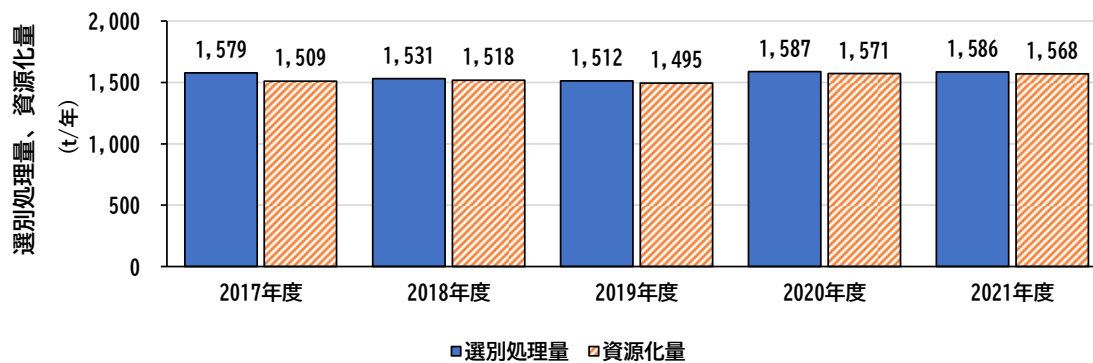


図 7-11 選別処理量の推移

表 7-14 破碎処理量の推移

| 項目 | 年度 | 2017年度 (平成29年度) | 2018年度 (平成30年度) | 2019年度 (令和元年度) | 2020年度 (令和2年度) | 2021年度 (令和3年度) |
|-------------|-------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 破碎処理量 | (t/年) | 326.40 | 347.02 | 408.82 | 414.44 |
| 粗大ごみ（生活系） | (t/年) | 208.60 | 236.09 | 275.58 | 316.74 | 301.90 |
| 粗大ごみ（事業系） | (t/年) | 2.77 | 0.94 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 粗大ごみ（その他） | (t/年) | 115.03 | 109.99 | 133.24 | 97.70 | 58.62 |
| 不燃性粗大ごみ資源化量 | (t/年) | 63.02 | 74.25 | 58.43 | 76.37 | 72.57 |

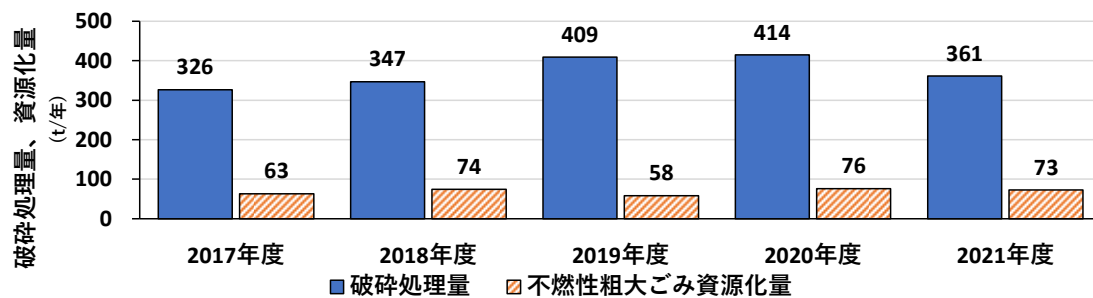


図 7-12 破碎処理量の推移

3 最終処分場

最終処分はエコトピア亀岡及び大阪湾広域臨海環境整備センター（神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場）において行っており、エコトピア亀岡では埋立てごみ、災害廃棄物など（一部）及び資源化施設からの選別残渣（資源選別残渣）・破碎残渣（粗大ごみ破碎残渣（不燃性））の最終処分を行い、大阪湾広域臨海環境整備センターでは焼却残渣（灰）の最終処分を行っています。

最終処分量は、災害廃棄物の搬入量を除外すると、減少傾向となっています。最終処分場における最終処分量の推移は次のとおりです。

表 7-15 最終処分量の推移

| 項目 | 年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|---------------|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | (平成29年度) | (平成30年度) | (令和元年度) | (令和2年度) | (令和3年度) |
| 最終処分量 | (t/年) | 4,001.74 | 4,169.41 | 4,403.73 | 4,583.97 | 3,994.47 |
| 埋立てごみ | (t/年) | 1,519.97 | 1,597.97 | 1,722.58 | 1,873.55 | 1,512.78 |
| その他（災害廃棄物など） | (t/年) | 158.39 | 124.10 | 289.54 | 261.32 | 65.78 |
| 資源選別残渣 | (t/年) | 14.01 | 13.76 | 11.20 | 11.08 | 9.87 |
| 粗大ごみ破碎残渣（不燃性） | (t/年) | 3.53 | 5.34 | 5.41 | 4.78 | 5.46 |
| プラスチック製容器包装残渣 | (t/年) | 0.00 | 0.00 | 4.24 | 53.24 | 1.64 |
| 焼却残渣（灰） | (t/年) | 2,305.84 | 2,428.24 | 2,370.76 | 2,380.00 | 2,398.94 |
| 飛灰 | (t/年) | 821 | 885 | 852 | 818 | 828 |
| 落塵灰 | (t/年) | 1,485 | 1,543 | 1,518 | 1,562 | 1,571 |

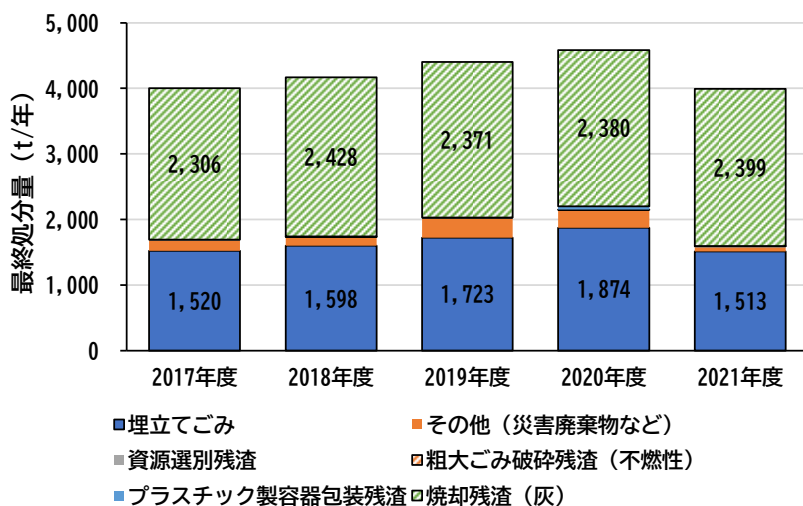


図 7-13 最終処分量の推移

第4 ごみ処理体制

1 収集・運搬

(1) 収集範囲

亀岡市の収集範囲は、市全域を対象としています。

(2) 収集・運搬体制

亀岡市におけるごみの収集・運搬車両状況は次のとおりです。

表 7-16 ごみの収集・運搬車両状況

| | 委託業者 | | 許可業者 | | 合計 | |
|-----------------|------|-----|------|-----|-----|-----|
| | 台数 | 積載量 | 台数 | 積載量 | 台数 | 積載量 |
| | (台) | (t) | (台) | (t) | (台) | (t) |
| 収集車 | 25 | 51 | 57 | 201 | 82 | 252 |
| 運搬車 (収集運搬部門) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 25 | 51 | 57 | 201 | 82 | 252 |

出典) 一般廃棄物処理実態調査 令和2年度

2 処理・処分の形態

亀岡市におけるごみの処理・処分形態は次のとおりです。

表 7-17 ごみの処理・処分形態

| 種類及び区分 | | 収集方法 | 収集・運搬 | 中間処理 | 最終処分 | |
|----------------|-----------------|----------------|-----------------------------|--------------------|------------------------------|-------------------|
| 燃やすごみ | 生活系 | ステーション | (公財)亀岡市環境事業公社(委託、以下同じ)、許可業者 | 市 | 大阪湾広域臨海環境整備センター(委託、以下同じ) | |
| | 事業系 | 戸別 | 許可業者 | | | |
| 埋立てごみ | 生活系 | ステーション | (公財)亀岡市環境事業公社、許可業者 | | 市 | |
| 粗大ごみ | 可燃性 | 生活系 | 戸別 | (公財)亀岡市環境事業公社 | 市 | 市、大阪湾広域臨海環境整備センター |
| | 事業系 | 戸別 | 許可業者 | 市 | | |
| | 不燃性 | 生活系 | 戸別 | (公財)亀岡市環境事業公社、許可業者 | 民間 | 市、民間 |
| 資源ごみ | カン類 | ステーション | (公財)亀岡市環境事業公社 | 市 | 市、民間 | |
| | ビン類 | ステーション | (公財)亀岡市環境事業公社 | 市 | 市、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(委託)、民間 | |
| | ペットボトル | ステーション / 拠点 | (公財)亀岡市環境事業公社、委託業者 | 民間 | 民間 | |
| | スプレー缶 | ステーション | (公財)亀岡市環境事業公社 | 市 | 市、民間 | |
| | プラスチック製容器包装 | ステーション | (公財)亀岡市環境事業公社 | 民間 | 市、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 | |
| | 使用済小型家電 | 拠点 | 委託業者 | | 民間 | |
| | 使用済乾電池・使用済充電式電池 | ステーション | (公財)亀岡市環境事業公社 | | 民間 | |
| | 廃蛍光管 | 拠点 | 委託業者 | | 民間 | |
| 新聞・雑誌・段ボール・古布類 | 戸別 | 民間業者 | | | | |

3 中間処理施設の概要

亀岡市が所有する中間処理施設の概要は次のとおりです。


表 7-18 中間処理施設の概要

| | | | |
|------|---|---|--------------------------|
| 施設名 | 桜塚クリーンセンター  | エコトピア亀岡  | |
| | 〔ごみ焼却施設〕 | 〔資源ごみ選別資源化施設〕 | 〔可燃性粗大ごみ破碎処理施設〕 |
| 所在地 | 亀岡市東別院町 小泉桜塚 6 番地の 6 | 亀岡市東別院町大野法華 1 (最終処分場と同敷地) | |
| 処理能力 | 120t/日 (60t/炉×2 炉) | カン類: 3.0t/6h ビン類: 208.8 m ³ (W24m×L6m×h1.45m) | 4.9t/5h |
| 処理方法 | 全連続燃焼式焼却炉 ストーカ炉 | カン類: 磁気式選別機+ プレス機 ビン類: ストックヤード (カレット) | 磁気式選別機+ 車両型 2 軸剪断式破碎機 |
| 竣工 | 1997 年 3 月 | 2007 年 3 月 | |

4 最終処分場の概要

亀岡市が所有する最終処分場の概要は次のとおりです。

表 7-19 最終処分場の概要

| | |
|---|---|
| 施設名 | エコトピア亀岡 |
| 所在地 | 亀岡市東別院町大野法華 1 |
| 施設概要  | 敷地面積: 約 160,000 m ² 埋立面積: 約 16,000 m ² 埋立容量: 約 110,000 m ³ 埋立予定年数: 15 年間 埋立方法: サンドイッチ工法、セル工法の併用 遮水工: 高密度ポリエチレン製遮水シート 浸出水処理施設 処理能力: 60 m ³ /日 水処理方式: 生物処理 (接触曝気法) + 凝集沈殿 + 砂濾過 + 活性炭 吸着 + キレート吸着 + 紫外線滅菌処理 汚泥処理方式: 濃縮・貯留・遠心脱水 |
| 竣工 | 2007 年 3 月 |

第5 一般廃棄物処理システムの評価

1 評価について

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成20年6月改定）において、市町村は、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めることとされています。そのため、本指針に基づき、亀岡市の一般廃棄物処理システムについて、類似都市との比較分析を行いました。なお、システム分析に当たっては、環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール令和2年度実績版」（以下「支援ツール」という。）を用いて実施しました。

2 類似都市の選定

支援ツールを用い、類似都市の選定を実施しました。なお、選定にあたっては、全国で人口形態、人口区分、産業構造の全ての項目において亀岡市と同様の形態を示していることを条件としました。該当する類似都市は70自治体でした。

表 7-20 類似都市の概要

| 類型都市の概要 | 都市形態 | 都市 | |
|---------|------|------|--------------------------|
| | 人口区分 | 自己設定 | 80000人以上～130000人未満 |
| | 産業構造 | 3 | Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%以上、Ⅲ次人口比65%以上 |

3 支援ツールによる分析結果

支援ツールを用い実施したシステムの分析結果は次のとおりです。

表 7-22 システムの分析結果

| 標準的な指標 | 人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日) | 廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t) | 廃棄物からの エネルギー回 収量 (MJ/t) | 廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t) | 人口一人当たり年間処理 経費 (円/人・年) | 最終処分減量に要する費 用 (円/t) |
|---------|---------------------------------|--|----------------------------------|------------------------------|------------------------------|---------------------------|
| 平均 | 0.887 | 0.191 | 0 | 0.074 | 13,288 | 42,168 |
| 最大 | 1.352 | 0.46 | 0 | 0.227 | 20,350 | 66,282 |
| 最小 | 0.655 | 0.071 | 0 | 0 | 7,484 | 20,562 |
| 標準偏差 | 0.131 | 0.078 | 0 | 0.054 | 2723 | 9018 |
| 当該市町村実績 | 0.764 | 0.15 | 0 | 0.173 | 12,102 | 44,397 |
| 偏差値 | 59.4 | 44.7 | - | 31.7 | 54.4 | 47.5 |

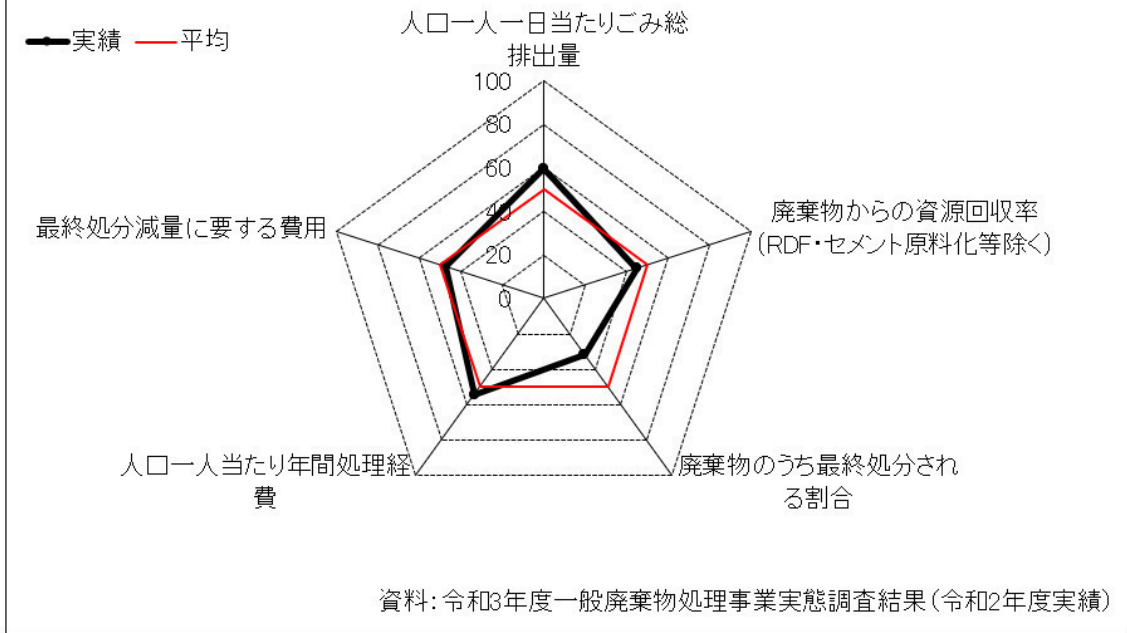


図 7-14 システムの分析結果 (偏差値指数)

4 分析結果の評価

類似都市の平均と比較すると、亀岡市では、廃棄物のうち最終処分される割合及び最終処分減量に要する費用が平均を大きく上回っています。人口 1 人当たり年間処理経費は類似都市平均を下回っています。また、廃棄物からの資源回収率についても改善の余地があります。これらの改善のためには、再資源化による資源回収率の向上と最終処分量の削減に取り組むことが有効となります。

表 7-23 分析結果についての評価

| | |
|---|--|
| <p>①人口1人1日当たりごみ総排出量</p> | <p>人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)</p> <p>京都府亀岡市: 0.764(kg/人・日)</p> |
| <p>【算出式】ごみ総排出量÷365÷計画収集人口×1000</p> | |
| <p>【評価】亀岡市では0.764kg/人・日であり、類似都市の平均0.878kg/人・日より少ない排出量です。</p> | |
| <p>②廃棄物からの資源回収率</p> | <p>廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)</p> <p>京都府亀岡市: 0.150(t/t)</p> |
| <p>【算出式】資源化量÷ごみ総排出量</p> | |
| <p>【評価】亀岡市では0.150t/tであり、類似都市の平均0.191t/tを下回っています。資源化回収率を上げることは課題になります。</p> | |
| <p>※ 計算方法は環境省一般廃棄物実態調査の方法によるもの</p> | |
| <p>③廃棄物のうち最終処分される割合</p> | <p>廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)</p> <p>京都府亀岡市: 0.173(t/t)</p> |
| <p>【算出式】最終処分量÷ごみ総排出量</p> | |
| <p>【評価】亀岡市では0.173t/tであり、類似都市の平均0.074t/tを大きく上回っています。最終処分される割合を下げることは課題になります。</p> | |
| <p>④人口1人当たり年間処理経費</p> | <p>人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)</p> <p>京都府亀岡市: 12,102(円/人・年)</p> |
| <p>【算出式】処理及び維持管理費÷計画収集人口</p> | |
| <p>【評価】亀岡市では12,102円/人・年であり、類似都市の平均13,288円を下回っています。</p> | |
| <p>⑤最終処分減量に要する費用</p> | <p>最終処分減量に要する費用 (円/t)</p> <p>京都府亀岡市: 44,397(円/t)</p> |
| <p>【算出式】(処理及び維持管理費－最終処分費－調査研究費－車両等購入費)÷(ごみ総排出量－最終処分量)</p> | |
| <p>【評価】亀岡市では44,397円/tであり、類似都市の平均42,168円を上回っています。</p> | |

第6 将来のごみ処理量の予測

1 将来のごみ処理量の予測方法

(1) 将来のごみ排出量予測の考え方

将来のごみ排出量及び処理・処分量の予測手法は次のとおりです。

ごみの種類別に、過去5年間におけるごみ排出量の実績値に基づき、予測式に当てはめることにより、将来のごみ排出量の推計値を求めました。

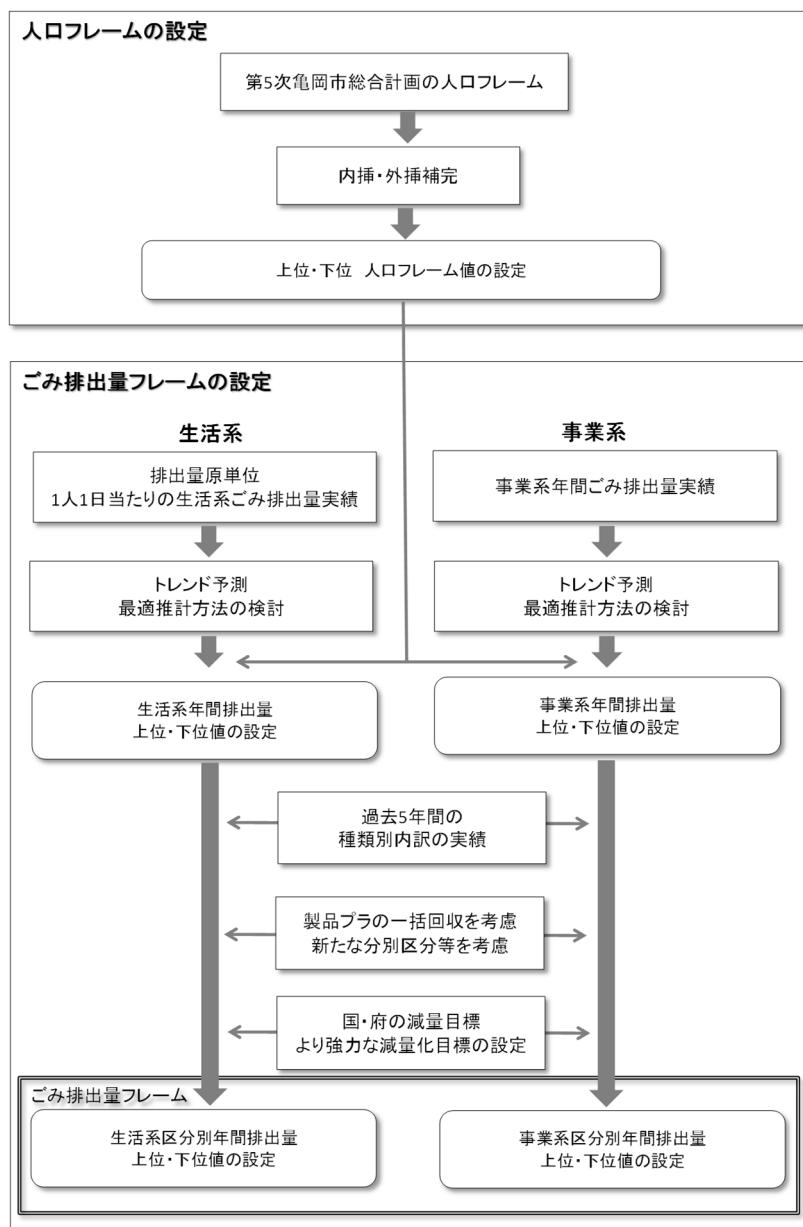


図 7-15 ごみ処理量等の予測フロー

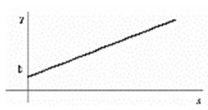
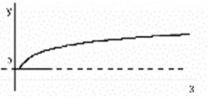

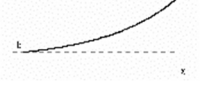
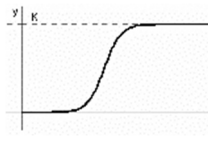
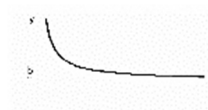
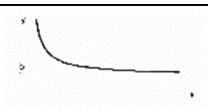
(2) ごみ排出量予測に用いた予測式の概要

ごみ排出量の予測に用いた予測式は次のとおりです。

予測については、ごみの種類別に各予測式に当てはめて算出した結果を踏まえるとともに、重相関係数（1に近いほど過去の実績との相関が良い）や現在の状況、他計画との整合性等を総合的に判断し、最も妥当と判断される予測値を採用しました。

なお、将来のごみ量変動の動向が定まらなると判断したごみの種類については、基準年度の排出量が継続する等として予測しています。

表 7-24 予測式の概要

| 予測式の種類 | グラフ模式図 | 特徴 |
|--|---|---|
| 一次予測式 $y = a \cdot X + b$ |  | ・直線式のため増加・減少傾向がはっきりと出ます。また、実績が増加傾向にある場合は、現在の傾向が継続することを前提とするため、予測結果が過大になる場合もあります。 |
| 自然対数 $y = a \log x + b$ ($x > 0$) |  | ・徐々にごみ量の増減率が低減していくような曲線的推移を示す場合に有効な予測式です。 |
| べき曲線 $y = a \cdot X^b$ ($a > 0, b > 0$) |  | ・比較的あてはまりが良く、多くの都市の人口推定等に適用できるとされており、徐々にごみ量の増減率が低減していくような曲線的推移を示す場合にも有効な予測式です。 |
| 一次指数曲線 $y = a \cdot b^X$ ($a > 0, b > 1$) |  | ・過去のデータが等比級数的な傾向の時にあてはめの結果が良いとされていますが、式の特長上、数値が急激に変化する場合があります。 |
| ロジスティック曲線 $y = k / (1 + a \cdot e^{-bx})$ ($a > 0, b > 1$) k：飽和定数 e：自然対数の底 |  | ・人口増加の法則の研究から導かれたもので、人口の増加速度は、その時の人口の大きさに比例しますが、同時にその時の人口の大きさに関する抵抗を受けるという理論によって定式化された式です。飽和点に向かって収束していくのが特徴です。 |
| 分数予測式 $y = a/x + b$ |  | ・変化率を低く抑える時に有効な予測式です。 |
| 平方根予測式 $y = a\sqrt{x} + b$ |  | ・年次とともに増加率（減少率）が減少していく、または、増加していく曲線式 |

2 将来人口の推計

将来人口については、「第5次亀岡市総合計画」（令和3年4月改定版）との整合を図るため、同計画に示された将来人口の推計値を用いました。総合計画では、人口の伸びが大きい上位推計と、人口の伸びが小さい下位推計の双方を示していることから、本計画でもこれに合わせ、人口の伸びに幅を持たせたフレームとします。ごみ量等の予測は、ごみ量が大きく算出される上位計画を用いることとします。

亀岡市における将来人口の推計値は次のとおりです。

表 7-25 将来人口の推計

| 年度 | | 人口（人） | | |
|----------------|----------------|---------|--------|--------|
| 実績 | 2012年度（平成24年度） | 92,923 | | |
| | 2013年度（平成25年度） | 92,192 | | |
| | 2014年度（平成26年度） | 91,755 | | |
| | 2015年度（平成27年度） | 91,092 | | |
| | 2016年度（平成28年度） | 90,107 | | |
| | 2017年度（平成29年度） | 89,407 | | |
| | 2018年度（平成30年度） | 88,833 | | |
| | 2019年度（令和元年度） | 88,618 | | |
| | 2020年度（令和2年度） | 87,937 | | |
| | 2021年度（令和3年度）* | 87,604 | | |
| | 予測 | | 上位推計値 | 下位推計値 |
| 2022年度（令和4年度） | | 86,554 | 86,192 | |
| 2023年度（令和5年度） | | 85,503 | 84,780 | |
| 2024年度（令和6年度） | | 84,453 | 83,367 | |
| 2025年度（令和7年度） | | 83,402 | 81,955 | |
| 2026年度（令和8年度） | | 82,992 | 81,011 | |
| 2027年度（令和9年度） | | 82,582 | 80,068 | |
| 2028年度（令和10年度） | | 82,172 | 79,124 | 中間目標年度 |
| 2029年度（令和11年度） | | 81,762 | 78,181 | |
| 2030年度（令和12年度） | | 81,352 | 77,237 | |
| 2031年度（令和13年度） | | 80,868 | 76,185 | |
| 2032年度（令和14年度） | | 80,384 | 75,132 | |
| 2033年度（令和15年度） | | 79,900 | 74,080 | 目標年度 |
| 2034年度（令和16年度） | | 79,416 | 73,027 | |
| 2035年度（令和17年度） | | 78,932 | 71,975 | |
| 2036年度（令和18年度） | | 78,442 | 70,859 | |
| 2037年度（令和19年度） | | 77,891 | 69,744 | |
| 計算方法 | 亀岡市人口シミュレーション | 社人研の推計値 | | |

※実績は各年度の10月1日時点の住基台帳人口

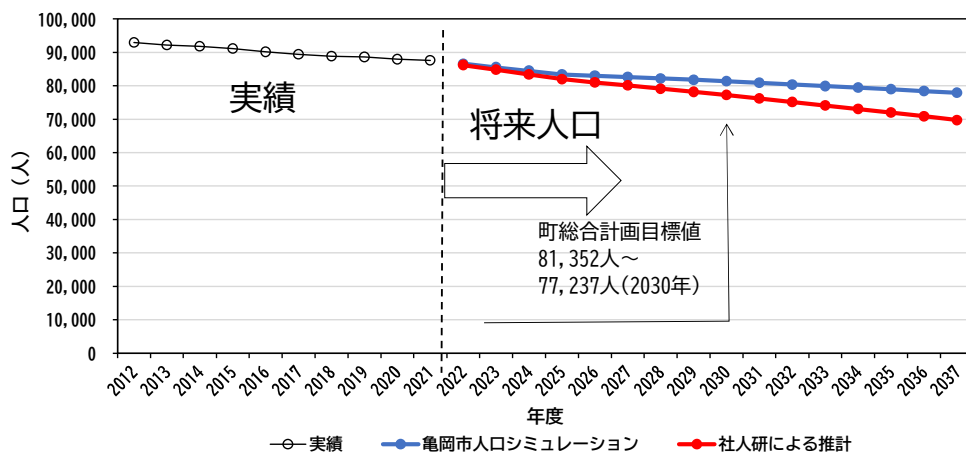


図 7-16 人口の将来推計

3 ごみ排出量の予測結果

(1) 生活系ごみの1人1日当たり排出量の予測

現在のごみ排出動向がこのまま続いた場合の、将来の1人1日当たりの生活系ごみ排出量の予測結果は次のとおりです。

なお、予測計算において、実績値のうち、2020年度及び2021年度は新型コロナウイルス等による社会情勢の影響を受けているため、予測の基礎としてこの2年間を除外した2012年度から2019年度までの実績値に基づき推計式を検討し、推移の妥当性や相関を考慮して対数予測式に基づく予測値を採用しています。

なお、前計画の趨勢予測値(減量施策効果を見込まないもの)と比較すると、前回趨勢予測値よりも高めの値で推移していて、下げ止まりの傾向であることがわかります。

表 7-26 将来の生活系ごみの1人1日当たりのごみ排出量の予測結果
(現在のごみ排出動向がこのまま続いた場合)

| 区分 | 年度 | 生活系ごみ発生量 1人1日当たり排出量 (g/人・日) |
|----|------|-----------------------------------|
| 実績 | 2012 | 632 |
| | 2013 | 625 |
| | 2014 | 608 |
| | 2015 | 591 |
| | 2016 | 577 |
| | 2017 | 574 |
| | 2018 | 573 |
| | 2019 | 568 |
| | 2020 | 576 |
| 予測 | 2021 | 564 |
| | 2022 | 556 |
| | 2023 | 553 |
| | 2024 | 551 |
| | 2025 | 548 |
| | 2026 | 546 |
| | 2027 | 543 |
| | 2028 | 541 |
| | 2029 | 539 |
| | 2030 | 537 |
| | 2031 | 536 |
| | 2032 | 534 |
| | 2033 | 532 |

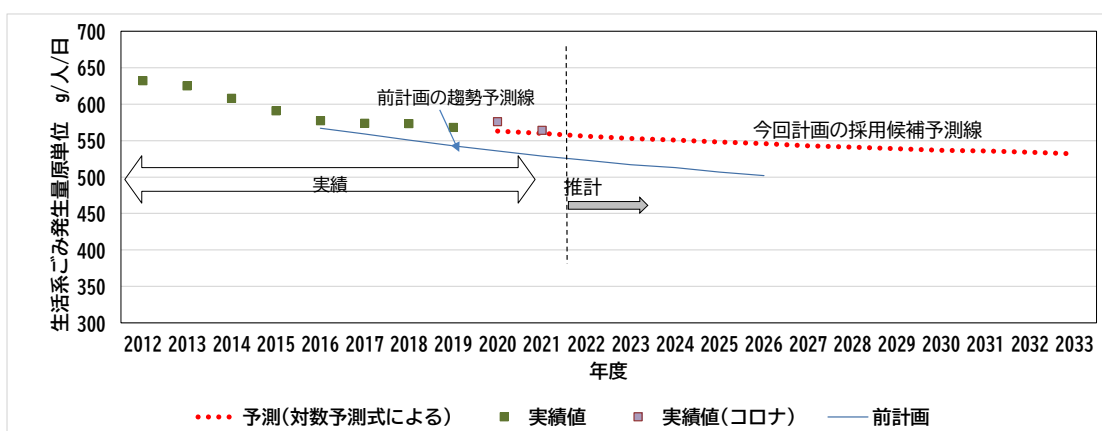


図 7-17 将来の生活系ごみの1人1日当たりのごみ排出量の予測結果
(現在のごみ排出動向がこのまま続いた場合)

(2) 事業系ごみ発生量の予測

事業系ごみは、年間排出量の実績値に基づき将来の予測式を検討しました。生活系ごみと同様に、2020年度及び2021年度は新型コロナウイルス等による社会情勢の影響を受けているため、予測の基礎としてこの2年間を除外した2012年度から2019年度までの実績値に基づき推計式を検討した結果、事業系ごみは変動が大きく、相関の良い予測式が求められなかったことから、2012年度から2020年度までの実績値の平均値が将来も継続されるものとして予測線を設定しました。

なお、前計画の趨勢予測値(減量施策効果を見込まないもの)と比較すると、前回趨勢予測値とほぼ同レベルで推移していることがわかります。

表 7-27 将来の事業系ごみの年間排出量の予測結果
(現在のごみ排出動向がこのまま続いた場合)

| 区分 | 年度 | 事業系ごみ年間発生量 (t/年) |
|----|------|---------------------|
| 実績 | 2012 | 6,283 |
| | 2013 | 6,443 |
| | 2014 | 6,374 |
| | 2015 | 6,593 |
| | 2016 | 6,607 |
| | 2017 | 6,685 |
| | 2018 | 6,222 |
| | 2019 | 6,312 |
| | 2020 | 5,916 |
| | 2021 | 5,995 |
| 予測 | 2022 | 6,440 |
| | 2023 | 6,440 |
| | 2024 | 6,440 |
| | 2025 | 6,440 |
| | 2026 | 6,440 |
| | 2027 | 6,440 |
| | 2028 | 6,440 |
| | 2029 | 6,440 |
| | 2030 | 6,440 |
| | 2031 | 6,440 |
| | 2032 | 6,440 |
| | 2033 | 6,440 |

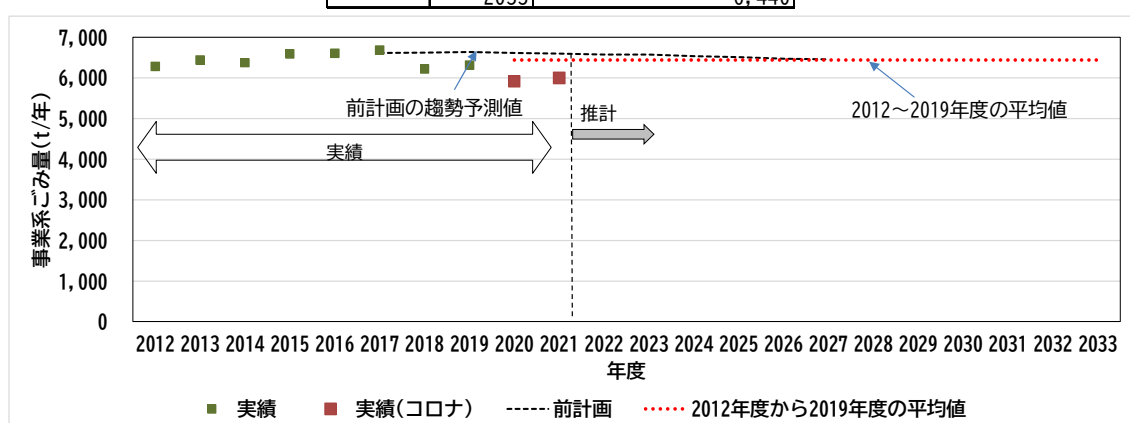


図 7-18 将来の事業系ごみの年間排出量の予測結果
(現在のごみ排出動向がこのまま続いた場合)

(3) 市全体の将来のごみ排出量

現在のごみ排出動向がこのまま続いた場合の、将来のごみ排出量（現状の傾向で推移）を計算しました。ここでは、人口には、上位計画の値を用いました。

区分ごとの量は、過去 5 年間の内訳比率はほとんど変化がないことから、過去 5 年間の実績値に基づく内訳比率を採用しました。

2023 年度からは、製品プラスチックの一括回収が始まる等の分別拡大が予定されていますが、現行の区分通りでのごみの推移を予測・整理した結果を次に示します。

表 7-28 将来のごみ排出（現状の傾向で推移）の概要

| 項目 | 単位 | 現状 2021 年度 (令和 3 年度) | 中間目標年度 2028 年度 (令和 10 年度) | 目標年度 2033 年度 (令和 15 年度) |
|-------------------|-------|----------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| 1 人 1 日当たり 排出量 | g/人・日 | 756.7 | 766.6 | 764.0 |
| 資源化率 | % | 15.0 | 15.1 | 14.9 |
| 最終処分率 | % | 16.5 | 13.9 | 13.9 |

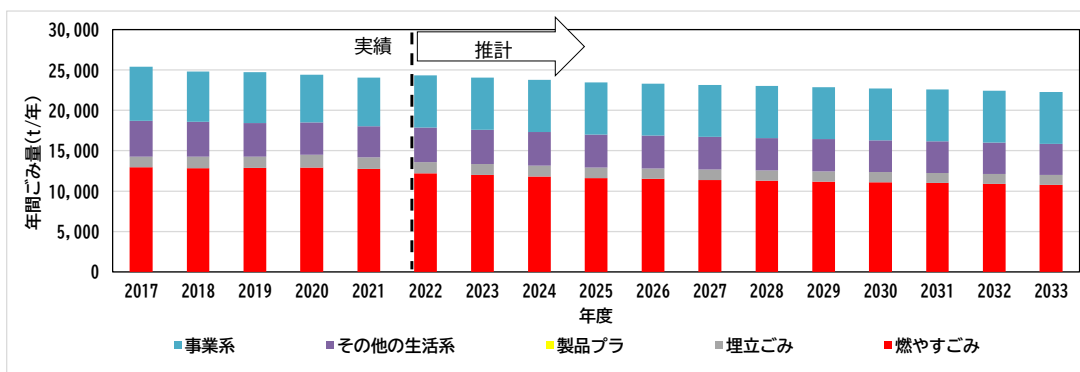


図 7-19 将来のごみ排出量の予測結果（分別区分を現行通りとした場合）

表 7-29 将来推計における採用した計算方法

| 区分 | 計算方法の内訳 | 根拠 |
|------------|--|---|
| 埋立ごみ | 有価販売 47.1% 製品プラ 22.2% 可燃残渣 14.6% 最終処分 38.3% | 「令和 3 年度プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業報告書」に基づくマテリアルフローに基づき設定 |
| 粗大ごみ | 資源化 25.7% 可燃残渣 72.5% 不燃残渣 1.8% | 2017 年度から 2021 年度の実績数値 5 年間平均を算出 |
| 容器包装・製品プラ | マテリアルリサイクル 85.4% 有価販売 0.6% 可燃残渣 14.0% | 「令和 3 年度プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業報告書」に基づくマテリアルフローに基づき設定 |
| 事業系可燃ごみ以外 | 資源ごみ 66.6% 粗大ごみ 33.3% | 2017 年度から 2021 年度の実績数値 5 年間平均を算出 |
| その他 災害廃棄物等 | 最終処分 180t/年 焼却 42t/年 粗大ごみ 103t/年 | 2017 年度から 2021 年度の実績数値 5 年間平均を算出 |

今後のごみの分別拡大により、項目ごとにごみ量が現状と変わることを考慮して計算した場合の手順は次の通りです。

- 2023年度からは、製品プラの一括回収が開始されるため、市が実施した「令和3年度プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業報告書」の設定値に基づいて、現行の「埋立ごみ」からプラスチック類が減り、その分を新しい項目「プラスチック」という項目に計上するようにしています。

注) ※ 2017年度から2021年までのごみ質実測調査結果による

4 各年度の減量目標

(1) 目標設定の基本方針

現状の傾向で推移した場合のごみ排出量予測値に対して、目標率を乗じて、将来のごみ排出量フレームとします。

設定の基本方針は次の通りです。

表 7-31 目標設定の基本方針

| 項目 | 目標値設定の基本方針 |
|------------------|---|
| 1人1日あたりの生活系ごみ排出量 | 減少傾向を示している過去の実績を元に時系列推計を行い、現状追認型のベース指標を推計したうえで、 目標値は、「食ロス削減対策」及び「プラスチックごみゼロ宣言」によるプラスチックごみ排出抑制を加味し、 <u>新たな目標値</u> として設定します。 |
| 生活系ごみ排出量 | 人口の見通しと1人1日あたりの生活系ごみ排出量から現状追認型のベース指標を推計したうえで、 目標値は、「1人1日あたりの生活系ごみ排出量」の目標値と連動した <u>新たな目標値</u> として設定します。 |
| 事業系ごみ排出量 | 過去の実績を元に時系列推計を行い、現状追認型のベース指標を推計したうえで、 目標値は、事業所の排出抑制対策を加味し、 <u>新たな目標値</u> として設定します。 |
| 集団回収及び集団回収資源回収率 | 集団回収量の実績は減少傾向にあるが、実績を元に時系列推計を行い現状追認型のベース指標を推計したうえで、 目標値は、現状維持または基準年度(H28)の水準となるよう要因を整理し、 <u>新たな目標値</u> として設定します。 |
| ごみ総排出量 | 前項の指標推計をまとめて、現状追認型のベース指標を推計したうえで、 目標値は、前項の目標値を総括して、現計画の目標値を更新します。 |
| リサイクル率 再生利用率 | 「プラスチック資源循環促進法」の施行と本計画での施策展開を踏まえ、資源・再生対象ごみ、処理対象ごみ、埋立対象ごみの内訳を見直し再推計したうえで、 目標値は、ごみ総排出量と資源・再生利用量の見通しを踏まえ、現計画の目標値を更新します。 |

(2) 府の目標等との比較

推計結果から計算すると、将来の生活系及び事業系を合わせた 1 人 1 日当たりごみ排出量は、府の目標である「2030 年度において 760g/人・日」には、人口減少の影響もあり、将来は未達となる見込みです。。

表 7-32 生活系及び事業系を合わせた 1 人 1 日当たりごみ排出量の予測

| 年度 | 人口 (人) | ごみ排出量 生活系+ 事業系 (t/年) | 1人1日当たり ごみ排出量 生活系+ 事業系 (g/人・日) |
|------|-----------|-------------------------------|---|
| 2022 | 86,554 | 24,331 | 770.2 |
| 2023 | 85,503 | 24,024 | 769.8 |
| 2024 | 84,453 | 23,751 | 770.5 |
| 2025 | 83,402 | 23,448 | 770.3 |
| 2026 | 82,992 | 23,305 | 769.3 |
| 2027 | 82,582 | 23,133 | 767.5 |
| 2028 | 82,172 | 22,992 | 766.6 |
| 2029 | 81,762 | 22,851 | 765.7 |
| 2030 | 81,352 | 22,711 | 764.8 |
| 2031 | 80,868 | 22,587 | 765.2 |
| 2032 | 80,384 | 22,434 | 764.6 |
| 2033 | 79,900 | 22,281 | 764.0 |

(3) 減量目標の設定

ごみの減量化は、資源の節約はもちろん、市の処理コストの削減にも効果があるので、府の目標への達成に関わらず、さらに減量する目標を立てることとします。

過去のごみ質調査より、燃やすごみ中には、実に 39%の紙類、20%のプラスチック類、19%の生ごみが含まれています。プラスチック類については、製品プラの一括回収導入によりさらに資源化が期待でき、この効果は既に計算に含まれています。

さらに、削減できる要素として、本計画書の 25 ページにも記載した通り、生ごみの水切り、食品ロスの削減等を進めることとし、『1 日卵 1 個分の減量』として、2033 年度の目標値を 700g/人・日(推計値である 764.0g/人・日から 64.0g 減量)を目標とします。これは、削減率としては、約 8.4%に相当します。各年度の目標値は、2033 年度削減目標に対して、配分した目標値を設定します。

この数値は、生活系・事業系の双方に適用できると考え、生活系・事業系ともに同様に設定することとします。

ごみの減量の目安として、卵の重さに例える自治体は複数あります。

卵 1 個の重さは、一般的に M サイズの殻付きで 58~64g 程度とされています。

卵 1 個分の原料と呼び掛けている自治体の例に、厚木市、浦安市、鷹栖市、荒尾市、杉並区、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合などがあります。

自治体の減量目標の考え方により、卵 2 個分(周南市)、卵 3 個分(浜松市)の呼びかけをしているところもあります。

減量目標

目標年度(2033年度)において、約8.4%減量し、生活系・事業系合わせた1人1日排出量を700g/人・日とします。

生活系・事業系ともに、1人1日排出量は、目標年度(2033年度)において、約8.4%減量した目標値とします。

減量効果を考慮した予測数値を表7-33及び図7-20に示します。

表7-33 減量目標の設定

| 年度 | 【現状のまま推移した場合】 1人1日当たり ごみ排出量 生活系+ 事業系 (g/人・日) | 減量分 | 【目標】 1人1日当たり ごみ排出量 生活系+ 事業系 (g/人・日) |
|------|--|-----|---|
| 2022 | 770.2 | | 765.5 |
| 2023 | 769.8 | | 759.5 |
| 2024 | 770.5 | | 753.5 |
| 2025 | 770.3 | | 747.5 |
| 2026 | 769.3 | | 741.5 |
| 2027 | 767.5 | | 735.5 |
| 2028 | 766.6 | | 729.5 |
| 2029 | 765.7 | | 723.5 |
| 2030 | 764.8 | | 717.5 |
| 2031 | 765.2 | | 711.5 |
| 2032 | 764.6 | | 705.5 |
| 2033 | 764.0 | | 700.0 |

目標年度において
1日卵1個分 64g
の減量
(約8.4%相当)

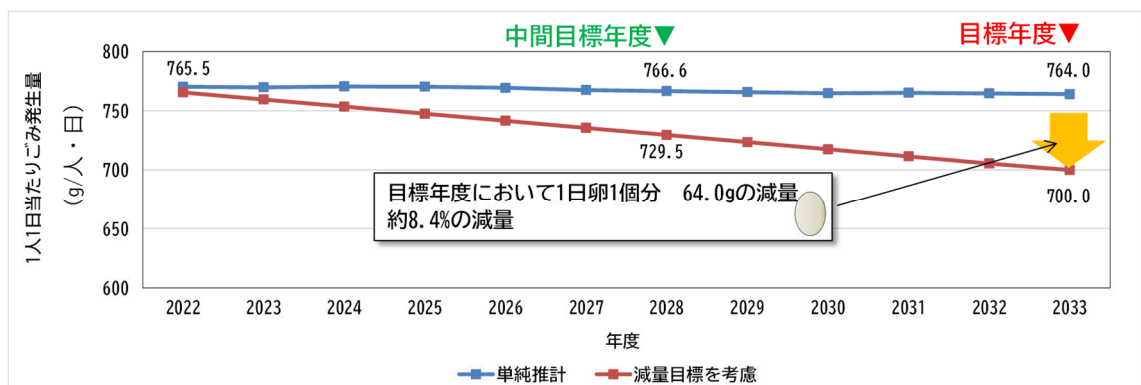


図7-20 現状のまま推移した場合の推計値と減量目標値

(4) 資源化等の目標

・ 集団回収

集団回収の全体に占める割合は年々低下していますが、この要因としては、ステーション収集の方が利便性がよい、コミュニティの結びつきの希薄化等も要因として考えられます。また、ライフスタイルの変化により量そのものが減少していることも考えられます。コミュニティ力の活性化のためにも、集団回収の推進を図るものとし、目標として、2017年度水準の生活ごみ中の比率である 14.0%をめざすこととします。集団回収の増加分は、燃やすごみから除く試算としました。

集団回収量の増加による資源化量の増加が期待できます。

表 7-34 集団回収量に係る目標

| 年度 | 単純推計値 (t/年) | 目標値 (t/年) |
|------|----------------|--------------|
| 2022 | 2,196 | 2,460 |
| 2023 | 2,157 | 2,416 |
| 2024 | 2,123 | 2,378 |
| 2025 | 2,085 | 2,335 |
| 2026 | 2,067 | 2,315 |
| 2027 | 2,046 | 2,292 |
| 2028 | 2,028 | 2,271 |
| 2029 | 2,011 | 2,252 |
| 2030 | 1,993 | 2,232 |
| 2031 | 1,978 | 2,215 |
| 2032 | 1,959 | 2,194 |
| 2033 | 1,939 | 2,172 |

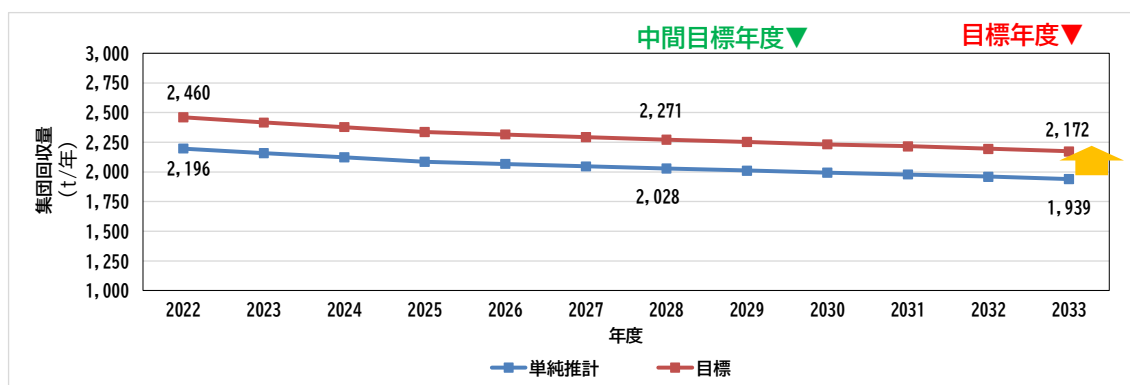


図 7-21 集団回収量に係る目標

・ 分別拡大品目 ～プラスチック～

2023年度からは、製品プラスチックも容器包装プラスチックとの一括回収となることから、分別拡大後の計算条件にて量を設定することとします。

製品プラの量は、「令和3年度プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業報告書」の設定値に基づいて、現行の「埋立ごみ」からプラスチック類が減り、その分を製品プラという項目に計上する計算となります。

また、燃やすごみ中のプラ類の分別をより促進することによる効果を検討します。

燃やすごみ(2023年度以降は「燃やすしかないごみ」)には、現行では約20%のプラスチック類が含まれているため、将来の施設更新時期を視野に徐々にプラスチック混入率を減らしていく計画としています。2032年度には、燃やすしかないごみへのプラスチック混入率をゼロにする計画としています。これは、現行の焼却施設に替えて、新しい処理方式の導入も考えられることから、生分解性のないものをできる限り除去しておくという考え方も考慮したものです。この考え方にに基づき、燃やすしかないごみ中の混入プラスチックは徐々に分別が進み、分別拡大後の区分「プラスチック」の予測値が将来にわたり徐々に増えているのはこの分を加算しているからです。

プラスチックに係る推計結果は次表のとおりです。

表 7-35 プラスチックの量の推計結果

| 年度 | 分別拡大後のプラスチック(t/年) | | |
|------|-------------------|---------------|-------|
| | 製品プラのみ | 燃やすしかないごみから分別 | 計 |
| 2022 | (2023年度～分別拡大) | | |
| 2023 | 574 | 238 | 812 |
| 2024 | 560 | 464 | 1,024 |
| 2025 | 545 | 678 | 1,223 |
| 2026 | 537 | 890 | 1,427 |
| 2027 | 529 | 1,095 | 1,624 |
| 2028 | 520 | 1,293 | 1,813 |
| 2029 | 512 | 1,485 | 1,997 |
| 2030 | 504 | 1,671 | 2,175 |
| 2031 | 496 | 1,848 | 2,344 |
| 2032 | 487 | 2,018 | 2,505 |
| 2033 | 479 | 1,984 | 2,463 |

計算条件：製品プラの量は、「令和3年度プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業報告書」の推計物質収支より、容器包装プラ量の約0.864(重量ベース)相当の量と想定

燃やすしかないごみのプラスチック混入率は、2032年度(桜塚クリーンセンターの稼働期間の目安)にゼロとなるよう毎年段階的に減らすものとして設定

・ 分別拡大品目 ～紙類・剪定枝・落葉・小型金属類～

プラスチックとともに、分別拡大の対象となる、紙類・剪定枝・落葉・小型金属類については、次の条件で将来推計をしています。これらが、分別されることで、紙類及び剪定枝・落葉は「燃やすしかないごみ」より、小型金属類は埋立ごみから差し引かれて資源ごみに計上されます。

- ・ 紙類は、過去のごみ質調査結果より「燃やすしかないごみ」の15%相当
- ・ 剪定枝・落葉は、過去のごみ質調査結果より「燃やすしかないごみ」の10%相当
- ・ 小型金属類は、生活ごみの1.3%相当

表 7-35 紙類・剪定枝・落葉・小型金属類の推計結果

| 年度 | 紙類 (t/年) | 剪定枝・ 落葉 (t/年) | 小型 金属類 (t/年) |
|------|---------------|---------------------|--------------------|
| 2022 | (2023年度～分別拡大) | | |
| 2023 | 1,697 | 1,132 | 221 |
| 2024 | 1,617 | 1,078 | 216 |
| 2025 | 1,540 | 1,027 | 210 |
| 2026 | 1,480 | 987 | 207 |
| 2027 | 1,421 | 948 | 204 |
| 2028 | 1,365 | 910 | 201 |
| 2029 | 1,309 | 873 | 198 |
| 2030 | 1,255 | 837 | 194 |
| 2031 | 1,200 | 800 | 191 |
| 2032 | 1,146 | 764 | 188 |
| 2033 | 1,125 | 750 | 185 |

・ 生ごみ

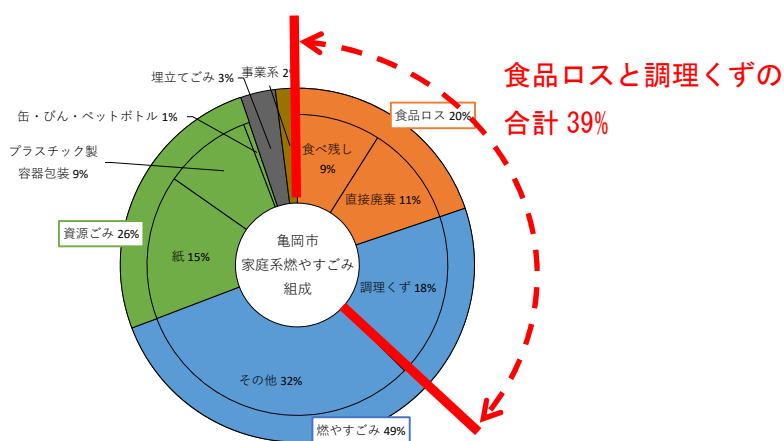
生ごみは、現行では燃やすしかないごみとして収集・処理していますが、桜塚クリーンセンターの供用期間の目安が2032年度であり、次期中間処理施設の検討時期となることから、将来のバイオマス(植物由来の資源)としての処理可能性も考慮して、生ごみの分別と資源化を検討します。

5年間程度は、検討や準備の期間が必要と考え、2028年度から徐々に生ごみを分別し処理することを計画します。公設の施設の整備には時間を要することから、過渡期における民間施設の活用も視野に検討するものとします。

2033年度には、生ごみの全量が分別されることを目指しますが、2028～2032年度の間は徐々に量を増やしていく計画とします。

- ・ 生活系燃やすごみ組成調査より、食品ロスと調理くずの比率39%が生ごみであると想定し、燃やすしかないごみの最大39%相当を回収すると想定します。
- ・ 事業系燃やすしかないごみについても、最大20%を生ごみと想定します。
- ・ 2028年度から2033年度にかけて、生ごみ分別収集量は徐々に増やします。

(参考図)



生活系燃やすごみの組成 (2021年度) より

表 7-36 生ごみ類の量の推計結果

| 年度 | 生活系生ごみ (t/年) | 事業系生ごみ (t/年) | 計 (t/年) |
|------|--------------|--------------|---------|
| 2028 | 546 | 181 | 727 |
| 2029 | 1,047 | 360 | 1,407 |
| 2030 | 1,506 | 536 | 2,042 |
| 2031 | 1,920 | 708 | 2,628 |
| 2032 | 2,293 | 879 | 3,172 |
| 2033 | 2,850 | 1,163 | 4,013 |

注)生ごみの分別は2028年度を始期と設定

・ 資源化効果のまとめ

プラスチック、紙類、剪定枝・落葉、小型金属類及び生ごみの資源化効果は下図の通りです。2033年度において、資源化率は、プラスチック分が14.2%、紙類5.5%、剪定枝・落葉3.7%、小型金属類0.9%、生ごみ13.9%であり、従来の取り組みによる資源化率と合わせて50%を超える目標です。

燃やすすかないごみからのプラスチック及び生ごみの分別は徐々に率を上げる計画であり、これに対応して資源化率も徐々に上昇して、2033年度に50%を超える目標です。

これらの資源化効果を加味した資源化率の将来計画を図7-22に示します。

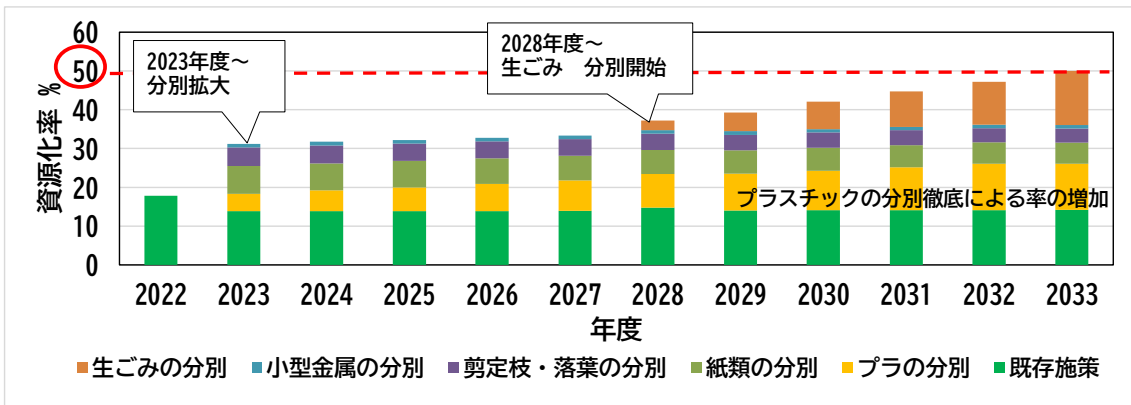


図7-22 資源化率の将来計画

現時点の技術水準では、ごみからの資源化率は残渣率や処理技術の精度などから80%前後が限界であり、これが本市における究極の資源化率です。

資源化率50%超という目標は、高い目標のように見えますが、2023年度からの分別拡大や、将来の生ごみの分別等の成果を積み上げれば2033年度に達成可能な目標です。

さらに将来を見ると、分別意識の醸成や技術の進歩により資源化率80%の達成も現実味を帯びてきます。

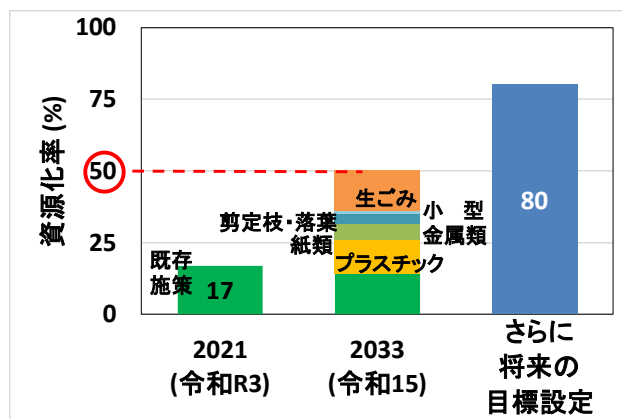


図7-23 2033年度及びさらに将来の資源化率目標

本計画書の 25 ページに示す分別拡大等の効果を加味した減量目標を達成するにあたり、目標となる排出量や焼却処理量、資源化率、最終処分率表 7-37 に整理しました。主要な区分における将来のごみ量の推移を図 7-24 に示します。また、各年度の目標数値を表 7-38 に示します。

表 7-37 将来のごみ排出（分別拡大等の効果を加味）の概要

| 項目 | 単位 | 現状 2021年度 (令和3年度) | 中間目標年度 2028年度 (令和10年度) | 目標年度 2033年度 (令和15年度) |
|----------------|-------|-------------------------|------------------------------|----------------------------|
| 1人1日当たり 排出量 | g/人・日 | 756.7 | 729.5 | 700.0 |
| 資源化率 | % | 15.0 | 37.24 | 50.06 |
| 最終処分率 | % | 16.5 | 9.35 | 7.13 |

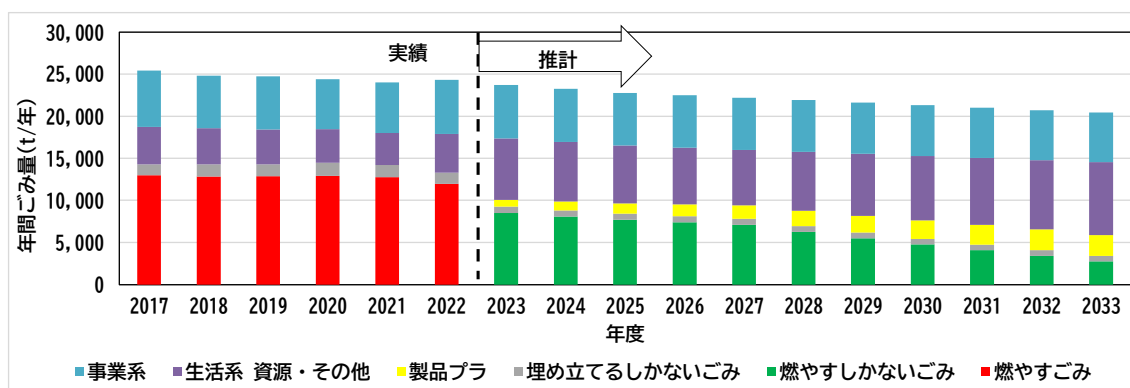


図 7-24 分別拡大等の効果を加味した将来のごみ量推計値

表 7-38 分別拡大等の効果を加味した将来目標値

| 項目 | 単位 | 実績 | | | | | 目標値 | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|-------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--|
| | | 2017年度 (平成29年度) | 2018年度 (平成30年度) | 2019年度 (令和元年度) | 2020年度 (令和2年度) | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2023年度 (令和5年度) | 2024年度 (令和6年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2026年度 (令和8年度) | 2027年度 (令和9年度) | 2028年度 (令和10年度) | 2029年度 (令和11年度) | 2030年度 (令和12年度) | 2031年度 (令和13年度) | 2032年度 (令和14年度) | 2033年度 (令和15年度) | |
| 人口 | (人) | 89,407 | 88,833 | 88,618 | 87,937 | 87,604 | 86,554 | 85,503 | 84,453 | 83,402 | 82,992 | 82,582 | 82,172 | 81,762 | 81,352 | 80,942 | 80,532 | 79,900 | |
| 生活系ごみ | (t/年) | 16,038.02 | 16,004.18 | 16,031.67 | 16,422.21 | 16,089.73 | 15,087.00 | 14,594.00 | 14,214.00 | 13,836.00 | 13,610.00 | 13,376.00 | 13,154.00 | 12,931.00 | 12,712.00 | 12,480.00 | 12,246.00 | 12,027.00 | |
| 燃やさないごみ | (t/年) | 12,980.58 | 12,837.49 | 12,869.81 | 12,897.04 | 12,760.87 | 11,950.00 | 8,486.00 | 8,087.00 | 7,699.00 | 7,402.00 | 7,106.00 | 6,278.00 | 5,498.00 | 4,767.00 | 4,079.00 | 3,439.00 | 2,774.00 | |
| 埋立てるしかなごみ | (t/年) | 1,310.77 | 1,439.27 | 1,399.76 | 1,582.98 | 1,418.87 | 1,370.00 | 754.00 | 736.00 | 717.00 | 706.00 | 695.00 | 684.00 | 673.00 | 663.00 | 651.00 | 640.00 | 630.00 | |
| 粗大ごみ | (t/年) | 208.60 | 236.09 | 275.58 | 316.74 | 301.90 | 263.00 | 255.00 | 249.00 | 243.00 | 239.00 | 235.00 | 232.00 | 228.00 | 224.00 | 221.00 | 217.00 | 213.00 | |
| 資源ごみ | (t/年) | 1,503.55 | 1,458.67 | 1,449.21 | 1,551.14 | 1,548.63 | 1,458.00 | 5,053.00 | 5,097.00 | 5,133.00 | 5,219.00 | 5,295.00 | 5,916.00 | 6,488.00 | 7,015.00 | 7,486.00 | 7,908.00 | 8,368.00 | |
| 空きカン | (t/年) | 243.49 | 207.74 | 212.56 | 246.11 | 238.98 | 211.00 | 204.00 | 199.00 | 194.00 | 191.00 | 188.00 | 185.00 | 182.00 | 180.00 | 177.00 | 173.00 | 171.00 | |
| 空きビン | (t/年) | 492.40 | 468.56 | 446.72 | 454.78 | 440.75 | 439.00 | 426.00 | 415.00 | 405.00 | 399.00 | 392.00 | 386.00 | 380.00 | 374.00 | 368.00 | 361.00 | 355.00 | |
| プラスチック(容器包装+製品プラ) | (t/年) | 680.67 | 688.31 | 692.69 | 743.87 | 758.84 | 685.00 | 1,254.00 | 1,456.00 | 1,644.00 | 1,843.00 | 2,032.00 | 2,215.00 | 2,393.00 | 2,564.00 | 2,727.00 | 2,882.00 | 2,832.00 | |
| 小型金属 | (t/年) | | | | | | | 221.00 | 216.00 | 210.00 | 207.00 | 204.00 | 201.00 | 198.00 | 194.00 | 191.00 | 188.00 | 185.00 | |
| 紙類 | (t/年) | | | | | | | 1,697.00 | 1,617.00 | 1,540.00 | 1,480.00 | 1,421.00 | 1,365.00 | 1,309.00 | 1,255.00 | 1,200.00 | 1,146.00 | 1,125.00 | |
| 単木類 | (t/年) | | | | | | | 1,132.00 | 1,078.00 | 1,027.00 | 987.00 | 948.00 | 910.00 | 873.00 | 837.00 | 800.00 | 764.00 | 750.00 | |
| 厨芥 | (t/年) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ペットボトル | (t/年) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スプレー缶 | (t/年) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小型家電 | (t/年) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 乾電池・充電式電池・蛍光灯 | (t/年) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 集団回収 | (t/年) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 民間ペットボトル回収 | (t/年) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活系ごみ全体 | (t/年) | 18,723.67 | 18,573.92 | 18,417.76 | 18,486.10 | 18,029.93 | 17,565.00 | 17,027.00 | 16,609.00 | 16,187.00 | 15,941.00 | 15,684.00 | 15,440.00 | 15,198.00 | 14,959.00 | 14,710.00 | 14,454.00 | 14,213.00 | |
| 事業系ごみ | (t/年) | 6,685.11 | 6,221.87 | 6,312.33 | 5,915.85 | 5,994.89 | 6,440.00 | 6,354.00 | 6,298.00 | 6,249.00 | 6,208.00 | 6,171.00 | 6,128.00 | 6,085.00 | 6,042.00 | 5,988.00 | 5,942.00 | 5,900.00 | |
| 燃やさないごみ(廃棄物、バイオマスごみ) | (t/年) | 6,574.78 | 6,114.97 | 6,216.85 | 5,852.07 | 5,931.68 | 6,350.00 | 6,265.00 | 6,210.00 | 6,162.00 | 6,121.00 | 6,085.00 | 5,861.00 | 5,640.00 | 5,421.00 | 5,196.00 | 4,980.00 | 4,654.00 | |
| 埋立てるしかなごみ | (t/年) | 33.27 | 34.60 | 33.28 | 29.25 | 28.13 | 30.00 | 29.00 | 29.00 | 29.00 | 29.00 | 28.00 | 28.00 | 28.00 | 28.00 | 27.00 | 27.00 | 27.00 | |
| 粗大ごみ | (t/年) | 2.77 | 0.94 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | |
| 資源ごみ | (t/年) | 74.29 | 71.36 | 62.20 | 34.53 | 35.08 | 60.00 | 60.00 | 59.00 | 58.00 | 58.00 | 58.00 | 58.00 | 57.00 | 56.00 | 55.00 | 54.00 | 53.00 | |
| 空きカン | (t/年) | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.09 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | |
| 空きビン | (t/年) | 74.29 | 71.36 | 62.20 | 34.44 | 35.08 | 60.00 | 60.00 | 59.00 | 58.00 | 58.00 | 58.00 | 58.00 | 57.00 | 56.00 | 55.00 | 54.00 | 53.00 | |
| 厨芥 | (t/年) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他(災害廃棄物・地域清掃等) | (t/年) | 322.17 | 266.39 | 475.01 | 412.63 | 170.95 | 327.00 | 327.00 | 327.00 | 327.00 | 327.00 | 327.00 | 327.00 | 327.00 | 327.00 | 327.00 | 327.00 | 327.00 | |
| 燃やさないごみ(廃棄物、バイオマスごみ) | (t/年) | 30.18 | 31.42 | 51.26 | 52.74 | 44.61 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | |
| 埋立てるしかなごみ(災害廃棄物) | (t/年) | 175.93 | 124.10 | 289.54 | 261.32 | 65.78 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | |
| 粗大ごみ(災害廃棄物) | (t/年) | 115.03 | 109.99 | 133.24 | 97.70 | 58.62 | 103.00 | 103.00 | 103.00 | 103.00 | 103.00 | 103.00 | 103.00 | 103.00 | 103.00 | 103.00 | 103.00 | 103.00 | |
| 空きカン | (t/年) | 0.52 | 0.39 | 0.36 | 0.45 | 0.90 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | |
| 空きビン | (t/年) | 0.51 | 0.49 | 0.61 | 0.42 | 1.04 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | |
| ごみ排出量 | (t/年) | 25,730.95 | 25,062.18 | 25,205.10 | 24,814.58 | 24,195.77 | 24,332.00 | 23,708.00 | 23,234.00 | 22,763.00 | 22,476.00 | 22,182.00 | 21,895.00 | 21,610.00 | 21,328.00 | 21,045.00 | 20,763.00 | 20,480.00 | |

| 資源ごみ | | (t/年) | 1,643 | 1,591 | 1,576 | 1,687 | 1,671 | 1,584 | 5,178 | 5,220 | 5,253 | 5,339 | 5,416 | 6,216 | 6,606 | 7,132 | 7,602 | 8,022 | 8,482 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 空きカン | (t/年) | 244 | 208 | 213 | 247 | 240 | 212 | 205 | 200 | 195 | 192 | 189 | 186 | 183 | 181 | 178 | 174 | 172 | 172 |
| 生活系 | (t/年) | 243 | 208 | 213 | 246 | 239 | 211 | 204 | 199 | 194 | 191 | 188 | 185 | 182 | 180 | 177 | 173 | 171 | 171 |
| 事業系 | (t/年) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | (t/年) | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 空きビン | (t/年) | 567 | 540 | 510 | 490 | 477 | 500 | 487 | 475 | 464 | 458 | 451 | 445 | 438 | 432 | 425 | 418 | 412 | 412 |
| 生活系 | (t/年) | 492 | 469 | 447 | 455 | 441 | 439 | 426 | 415 | 405 | 399 | 392 | 386 | 380 | 374 | 368 | 361 | 355 | 355 |
| 事業系 | (t/年) | 74 | 71 | 62 | 34 | 35 | 60 | 60 | 59 | 58 | 58 | 58 | 58 | 57 | 57 | 56 | 56 | 56 | 56 |
| その他 | (t/年) | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| プラスチック | (t/年) | 681 | 688 | 693 | 744 | 759 | 685 | 1,254 | 1,456 | 1,644 | 1,843 | 2,032 | 2,215 | 2,393 | 2,564 | 2,727 | 2,882 | 2,832 | 2,832 |
| 小型金属 | (t/年) | | | | | | | 221 | 216 | 210 | 207 | 204 | 201 | 198 | 194 | 191 | 188 | 185 | 185 |
| 紙類 | (t/年) | | | | | | | 1,697 | 1,617 | 1,540 | 1,480 | 1,421 | 1,365 | 1,309 | 1,255 | 1,200 | 1,146 | 1,125 | 1,125 |
| 単木類 | (t/年) | | | | | | | 1,132 | 1,078 | 1,027 | 987 | 948 | 910 | 873 | 837 | 800 | 764 | 750 | 750 |
| 厨芥 | (t/年) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活系 | (t/年) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業系 | (t/年) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ペットボトル | (t/年) | 117 | 122 | 124 | 132 | 136 | 141 | 136 | 133 | 129 | 128 | 126 | 123 | 121 | 120 | 118 | 115 | 114 | 114 |
| 生活系 | (t/年) | 87 | 94 | 97 | 106 | 110 | 123 | 119 | 116 | 113 | 112 | 110 | 108 | 106 | 105 | 103 | 101 | 100 | 100 |
| 民間ペットボトル回収 | (t/年) | 30 | 28 | 27 | 26 | 26 | 18 | 17 | 17 | 16 | 16 | 16 | 15 | 15 | 15 | 15 | 14 | 14 | 14 |
| スプレー缶 | (t/年) | 20 | 20 | 21 | 23 | 23 | 18 | 17 | 17 | 16 | 16 | 16 | 16 | 15 | 15 | 15 | 15 | 14 | 14 |
| 小型家電 | (t/年) | 4 | 5 | 4 | 30 | 9 | 9 | 9 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 乾電池・充電式電池・蛍光灯 | (t/年) | 10 | 8 | 12 | 21 | 27 | 19 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 |

表 7-38 分別拡大等の効果を加味した将来目標値(続き)

| 項目 | 単位 | 実績 | | | | | 目標値 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--|--|--|--|--|
| | | 2017年度 (平成29年度) | 2018年度 (平成30年度) | 2019年度 (令和元年度) | 2020年度 (令和2年度) | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2023年度 (令和5年度) | 2024年度 (令和6年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2026年度 (令和8年度) | 2027年度 (令和9年度) | 2028年度 (令和10年度) | 2029年度 (令和11年度) | 2030年度 (令和12年度) | 2031年度 (令和13年度) | 2032年度 (令和14年度) | 2033年度 (令和15年度) | | | | | |
| ↑可燃性残率は、「令和3年度プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業報告書」の仮定値に基づき算出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 焼却処理量 | (t/年) | 19,870.87 | 19,282.52 | 19,494.34 | 19,380.97 | 19,267.44 | 18,829.00 | 15,295.00 | 14,861.00 | 14,444.00 | 14,128.00 | 13,817.00 | 12,787.00 | 11,806.00 | 10,875.00 | 9,981.00 | 9,141.00 | 8,138.00 | | | | | |
| 燃やさないごみ(生活系) | (t/年) | 12,980.58 | 12,837.49 | 12,869.81 | 12,897.04 | 12,760.87 | 11,950.00 | 8,486.00 | 8,087.00 | 7,699.00 | 7,402.00 | 7,106.00 | 6,278.00 | 5,498.00 | 4,767.00 | 4,079.00 | 3,439.00 | 2,774.00 | | | | | |
| 燃やさないごみ(事業系) | (t/年) | 6,574.78 | 6,114.97 | 6,216.85 | 5,852.07 | 5,931.68 | 6,350.00 | 6,265.00 | 6,210.00 | 6,162.00 | 6,121.00 | 6,085.00 | 5,861.00 | 5,640.00 | 5,421.00 | 5,196.00 | 4,980.00 | 4,654.00 | | | | | |
| 燃やさないごみ(その他) | (t/年) | 30.18 | 31.42 | 51.26 | 52.74 | 44.61 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | | | | | |
| 可燃性残渣 | (t/年) | 285.33 | 298.64 | 356.42 | 579.12 | 530.28 | 487.00 | 502.00 | 522.00 | 541.00 | 563.00 | 584.00 | 606.00 | 626.00 | 645.00 | 664.00 | 680.00 | 668.00 | | | | | |
| 資源ごみ(生活系) | (t/年) | 1,577.84 | 1,530.03 | 1,511.41 | 1,585.67 | 1,583.71 | 1,518.00 | 5,113.00 | 5,156.00 | 5,191.00 | 5,277.00 | 5,353.00 | 6,155.00 | 6,905.00 | 7,608.00 | 8,250.00 | 8,843.00 | 9,587.00 | | | | | |
| 資源ごみ(事業系) | (t/年) | 74.29 | 71.36 | 62.20 | 34.53 | 35.08 | 60.00 | 59.00 | 58.00 | 58.00 | 58.00 | 58.00 | 59.00 | 59.00 | 59.00 | 59.00 | 59.00 | 59.00 | | | | | |
| 資源化量(エコトピア) | (t/年) | 1,508.80 | 1,518.37 | 1,495.31 | 1,571.13 | 1,568.38 | 1,364.00 | 1,831.00 | 1,981.00 | 2,123.00 | 2,285.00 | 2,436.00 | 2,582.00 | 2,723.00 | 2,859.00 | 2,987.00 | 3,108.00 | 3,057.00 | | | | | |
| 空き缶 | (t/年) | 153.51 | 156.27 | 158.82 | 165.66 | 161.80 | 147.00 | 145.00 | 139.00 | 134.00 | 133.00 | 132.00 | 129.00 | 127.00 | 125.00 | 123.00 | 121.00 | 119.00 | | | | | |
| 空きビン | (t/年) | 570.17 | 547.00 | 530.80 | 510.05 | 508.30 | 500.00 | 487.00 | 475.00 | 464.00 | 458.00 | 451.00 | 445.00 | 438.00 | 432.00 | 425.00 | 418.00 | 412.00 | | | | | |
| プラスチック(容器包装+製品プラ)(R5~) | (t/年) | 665.53 | 691.46 | 684.18 | 735.76 | 755.43 | 585.00 | 1,071.00 | 1,243.00 | 1,404.00 | 1,574.00 | 1,735.00 | 1,892.00 | 2,044.00 | 2,190.00 | 2,329.00 | 2,461.00 | 2,419.00 | | | | | |
| ペットボトル | (t/年) | 111.21 | 120.09 | 119.91 | 129.37 | 133.50 | 123.00 | 119.00 | 116.00 | 113.00 | 112.00 | 110.00 | 108.00 | 106.00 | 105.00 | 103.00 | 101.00 | 100.00 | | | | | |
| 小型家電 | (t/年) | 8.38 | 3.55 | 1.60 | 30.29 | 9.35 | 9.00 | 9.00 | 8.00 | 8.00 | 8.00 | 8.00 | 8.00 | 8.00 | 8.00 | 7.00 | 7.00 | 7.00 | | | | | |
| 資源化量(民間) | (t/年) | 2,656.10 | 2,542.04 | 2,359.29 | 2,037.84 | 1,914.45 | 2,460.00 | 5,466.00 | 5,289.00 | 5,112.00 | 4,989.00 | 4,865.00 | 5,474.00 | 5,679.00 | 6,024.00 | 6,326.00 | 6,585.00 | 7,082.00 | | | | | |
| 小型金属 | (t/年) | | | | | | | 221.00 | 216.00 | 210.00 | 207.00 | 204.00 | 201.00 | 198.00 | 194.00 | 191.00 | 188.00 | 185.00 | | | | | |
| 紙類 | (t/年) | | | | | | | 1,697.00 | 1,617.00 | 1,540.00 | 1,480.00 | 1,421.00 | 1,365.00 | 1,309.00 | 1,255.00 | 1,200.00 | 1,146.00 | 1,125.00 | | | | | |
| 紙木類 | (t/年) | | | | | | | 1,132.00 | 1,078.00 | 1,027.00 | 987.00 | 948.00 | 910.00 | 873.00 | 837.00 | 800.00 | 764.00 | 750.00 | | | | | |
| 厨芥 | (t/年) | | | | | | | | | | | | 727.00 | 1,047.00 | 1,506.00 | 1,920.00 | 2,293.00 | 2,850.00 | | | | | |
| 資源化量(合計) | (t/年) | 2,656.10 | 2,542.04 | 2,359.29 | 2,037.84 | 1,914.45 | 2,460.00 | 2,416.00 | 2,378.00 | 2,335.00 | 2,315.00 | 2,292.00 | 2,271.00 | 2,252.00 | 2,232.00 | 2,215.00 | 2,194.00 | 2,172.00 | | | | | |
| 資源化率 | (%) | 16.55 | 16.59 | 15.68 | 16.69 | 16.68 | 17.79 | 31.21 | 31.73 | 32.22 | 32.80 | 33.36 | 37.24 | 39.33 | 42.10 | 44.75 | 47.23 | 50.06 | | | | | |
| 資源化量(エコトピア) | (t/年) | 1,508.80 | 1,518.37 | 1,495.31 | 1,571.13 | 1,568.38 | 1,364.00 | 1,831.00 | 1,981.00 | 2,123.00 | 2,285.00 | 2,436.00 | 2,582.00 | 2,723.00 | 2,859.00 | 2,987.00 | 3,108.00 | 3,057.00 | | | | | |
| 資源化量(民間) | (t/年) | 2,656.10 | 2,542.04 | 2,359.29 | 2,037.84 | 1,914.45 | 2,460.00 | 5,466.00 | 5,289.00 | 5,112.00 | 4,989.00 | 4,865.00 | 5,474.00 | 5,679.00 | 6,024.00 | 6,326.00 | 6,585.00 | 7,082.00 | | | | | |
| 不燃性粗大ごみ処理物 | (t/年) | 63.02 | 74.25 | 58.43 | 76.37 | 72.57 | 68.00 | 66.00 | 65.00 | 64.00 | 63.00 | 63.00 | 62.00 | 61.00 | 61.00 | 60.00 | 59.00 | 59.00 | | | | | |
| スプレー缶 | (t/年) | 17.60 | 15.19 | 26.95 | 26.79 | 20.18 | 18.00 | 17.00 | 17.00 | 16.00 | 16.00 | 16.00 | 15.00 | 15.00 | 15.00 | 14.00 | 14.00 | 14.00 | | | | | |
| 乾電池・充電式電池 | (t/年) | 10.03 | 5.00 | 10.02 | 15.23 | 30.41 | 17.00 | 18.00 | 18.00 | 18.00 | 18.00 | 19.00 | 19.00 | 19.00 | 19.00 | 19.00 | 19.00 | 19.00 | | | | | |
| 蛍光管 | (t/年) | 2.14 | 1.77 | 1.65 | 2.91 | 2.58 | 2.00 | 2.00 | 2.00 | 2.00 | 2.00 | 2.00 | 2.00 | 2.00 | 2.00 | 2.00 | 2.00 | 2.00 | | | | | |
| 鉄くず(埋立ごみから選別) | (t/年) | - | - | - | 123.35 | 324.87 | 305.00 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| プラスチック(埋立ごみから選別) | (t/年) | - | - | - | 267.25 | 101.45 | 95.00 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他金属(埋立ごみから選別) | (t/年) | - | - | - | 20.53 | 0.00 | 0.00 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資源化率 | (%) | 16.55 | 16.59 | 15.68 | 16.69 | 16.68 | 17.79 | 31.21 | 31.73 | 32.22 | 32.80 | 33.36 | 37.24 | 39.33 | 42.10 | 44.75 | 47.23 | 50.06 | | | | | |
| 燃やさないごみ(生活系) | (t/年) | 12,980.58 | 12,837.49 | 12,869.81 | 12,897.04 | 12,760.87 | 11,950.00 | 8,486.00 | 8,087.00 | 7,699.00 | 7,402.00 | 7,106.00 | 6,278.00 | 5,498.00 | 4,767.00 | 4,079.00 | 3,439.00 | 2,774.00 | | | | | |
| 燃やさないごみ(事業系) | (t/年) | 6,574.78 | 6,114.97 | 6,216.85 | 5,852.07 | 5,931.68 | 6,350.00 | 6,265.00 | 6,210.00 | 6,162.00 | 6,121.00 | 6,085.00 | 5,861.00 | 5,640.00 | 5,421.00 | 5,196.00 | 4,980.00 | 4,654.00 | | | | | |
| 燃やさないごみ(その他) | (t/年) | 30.18 | 31.42 | 51.26 | 52.74 | 44.61 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | 42.00 | | | | | |
| 可燃性残渣 | (t/年) | 285.33 | 298.64 | 356.42 | 579.12 | 530.28 | 487.00 | 502.00 | 522.00 | 541.00 | 563.00 | 584.00 | 606.00 | 626.00 | 645.00 | 664.00 | 680.00 | 668.00 | | | | | |
| 資源ごみ(生活系) | (t/年) | 1,577.84 | 1,530.03 | 1,511.41 | 1,585.67 | 1,583.71 | 1,518.00 | 5,113.00 | 5,156.00 | 5,191.00 | 5,277.00 | 5,353.00 | 6,155.00 | 6,905.00 | 7,608.00 | 8,250.00 | 8,843.00 | 9,587.00 | | | | | |
| 資源ごみ(事業系) | (t/年) | 74.29 | 71.36 | 62.20 | 34.53 | 35.08 | 60.00 | 59.00 | 58.00 | 58.00 | 58.00 | 58.00 | 59.00 | 59.00 | 59.00 | 59.00 | 59.00 | 59.00 | | | | | |
| 資源化量(エコトピア) | (t/年) | 1,508.80 | 1,518.37 | 1,495.31 | 1,571.13 | 1,568.38 | 1,364.00 | 1,831.00 | 1,981.00 | 2,123.00 | 2,285.00 | 2,436.00 | 2,582.00 | 2,723.00 | 2,859.00 | 2,987.00 | 3,108.00 | 3,057.00 | | | | | |
| 空き缶 | (t/年) | 153.51 | 156.27 | 158.82 | 165.66 | 161.80 | 147.00 | 145.00 | 139.00 | 134.00 | 133.00 | 132.00 | 129.00 | 127.00 | 125.00 | 123.00 | 121.00 | 119.00 | | | | | |
| 空きビン | (t/年) | 570.17 | 547.00 | 530.80 | 510.05 | 508.30 | 500.00 | 487.00 | 475.00 | 464.00 | 458.00 | 451.00 | 445.00 | 438.00 | 432.00 | 425.00 | 418.00 | 412.00 | | | | | |
| プラスチック(容器包装+製品プラ)(R5~) | (t/年) | 665.53 | 691.46 | 684.18 | 735.76 | 755.43 | 585.00 | 1,071.00 | 1,243.00 | 1,404.00 | 1,574.00 | 1,735.00 | 1,892.00 | 2,044.00 | 2,190.00 | 2,329.00 | 2,461.00 | 2,419.00 | | | | | |
| ペットボトル | (t/年) | 111.21 | 120.09 | 119.91 | 129.37 | 133.50 | 123.00 | 119.00 | 116.00 | 113.00 | 112.00 | 110.00 | 108.00 | 106.00 | 105.00 | 103.00 | 101.00 | 100.00 | | | | | |
| 小型家電 | (t/年) | 8.38 | 3.55 | 1.60 | 30.29 | 9.35 | 9.00 | 9.00 | 8.00 | 8.00 | 8.00 | 8.00 | 8.00 | 8.00 | 8.00 | 7.00 | 7.00 | 7.00 | | | | | |
| 資源化量(民間) | (t/年) | 2,656.10 | 2,542.04 | 2,359.29 | 2,037.84 | 1,914.45 | 2,460.00 | 5,466.00 | 5,289.00 | 5,112.00 | 4,989.00 | 4,865.00 | 5,474.00 | 5,679.00 | 6,024.00 | 6,326.00 | 6,585.00 | 7,082.00 | | | | | |
| 小型金属 | (t/年) | | | | | | | 221.00 | 216.00 | 210.00 | 207.00 | 204.00 | 201.00 | 198.00 | 194.00 | 191.00 | 188.00 | 185.00 | | | | | |
| 紙類 | (t/年) | | | | | | | 1,697.00 | 1,617.00 | 1,540.00 | 1,480.00 | 1,421.00 | 1,365.00 | 1,309.00 | 1,255.00 | 1,200.00 | 1,146.00 | 1,125.00 | | | | | |
| 紙木類 | (t/年) | | | | | | | 1,132.00 | 1,078.00 | 1,027.00 | 987.00 | 948.00 | 910.00 | 873.00 | 837.00 | 800.00 | 764.00 | 750.00 | | | | | |
| 厨芥 | (t/年) | | | | | | | | | | | | 727.00 | 1,047.00 | 1,506.00 | 1,920.00 | 2,293.00 | 2,850.00 | | | | | |
| 資源化量(合計) | (t/年) | 2,656.10 | 2,542.04 | 2,359.29 | 2,037.84 | 1,914.45 | 2,460.00 | 2,416.00 | 2,378.00 | 2,335.00 | 2,315.00 | 2,292.00 | 2,271.00 | 2,252.00 | 2,232.00 | 2,215.00 | 2,194.00 | 2,172.00 | | | | | |
| 資源化率 | (%) | 16.55 | 16.59 | 15.68 | 16.69 | 16.68 | 17.79 | 31.21 | 31.73 | 32.22 | 32.80 | 33.36 | 37.24 | 39.33 | 42.10 | 44.75 | 47.23 | 50.06 | | | | | |
| 資源化量(エコトピア) | (t/年) | 1,508.80 | 1,518.37 | 1,495.31 | 1,571.13 | 1,568.38 | 1,364.00 | 1,831.00 | 1,981.00 | 2,123.00 | 2,285.00 | 2,436.00 | 2,582.00 | 2,723.00 | 2,859.00 | 2,987.00 | 3,108.00 | 3,057.00 | | | | | |
| 資源化量(民間) | (t/年) | 2,656.10 | 2,542.04 | 2,359.29 | 2,037.84 | 1,914.45 | 2,460.00 | 5,466.00 | 5,289.00 | 5,112.00 | 4,989.00 | 4,865.00 | 5,474.00 | 5,679.00 | 6,024.00 | 6,326.00 | 6,585.00 | 7,082.00 | | | | | |
| 不燃性粗大ごみ処理物 | (t/年) | 63.02 | 74.25 | 58.43 | 76.37 | 72.57 | 68.00 | 66.00 | 65.00 | 64.00 | 63.00 | 63.00 | 62.00 | 61.00 | 61.00 | 60.00 | 59.00 | 59.00 | | | | | |
| スプレー缶 | (t/年) | 17.60 | 15.19 | 26.95 | 26.79 | 20.18 | 18.00 | 17.00 | 17.00 | 16.00 | 16.00 | | | | | | | | | | | | |

第8章 亀岡市のごみ処理の課題

第1 前計画（中間目標年度）における達成状況

1 目標値

前計画の途中経過で実績値の確認できる2021年度に掲げた4つの目標について、ごみ発生量、資源化率、焼却処理量及び最終処分量の目標値はいずれも未達成となりました。

前計画（途中経過）における達成状況は次のとおりです。



表 8-1 前計画（中間目標年度）における達成状況



| 項目 | 基準年度 2016年度 (平成28年度) | 途中経過 2021年度 (令和3年度) | | | |
|-------|----------------------------|---------------------------|------------|-----------|------|
| | | 目標値 | 実績 | 増減 | 達成状況 |
| ごみ発生量 | 25,980.21t | 23,833.64t | 24,195.77t | 362.13t増 | 未達 |
| 資源化率 | 17.36% | 17.89% | 16.68% | 1.21ポイント減 | 未達 |
| 焼却処理量 | 19,995.77t | 18,487t | 19,267.44t | 780.44t増 | 未達 |
| 最終処分量 | 3,856.52t | 3,292.67t | 3,994.47t | 701.8t増 | 未達 |


2 施策の実施状況



前計画の施策の実施状況に対する評価は次の通りです。

表 8-2 施策の実施状況

| 基本方針 | 施策 | 実施状況 | 達成度 |
|---|--|---|---|
| 基本方針1 こどもたちに「美しいふるさと亀岡」を残すための活動を支援します。 | （1）ごみ減量・資源化の活動を支援する体制の充実 ①美化活動や環境保全活動に取り組む市民団体や地域コミュニティの支援 ②地域のコミュニティなどによる資源化・分別排出の取り組みの支援 | エコウォーカーの実施、ポイ捨てごみ回収ボックスの設置等を実施しました。 集団回収報奨制度を継続的に実施しました。 | 達成  |
| | （2）環境に配慮したイベントの推進・環境学習の充実 ①環境配慮型イベントの推進 ②環境学習の場の提供 | 「ごみゼロゲーム」の導入、人型ロボットを用いた環境学習の実施等を実施しました。 環境学習ツールの作成に協力しました。 | 達成  |

| | | | |
|---|---|--|---|
| | <p>③小中学校における環境教育の強化</p> <p>④就学前教育の充実</p> <p>⑤施設見学会の開催</p> | <p>学校の社会科見学等を実施しました。</p> <p>見学会は適宜実施しました。</p> | |
| | <p>(3) ゼロエミッションをオールかめおかで取り組むための支援</p> <p>①誰もがわかるごみ分別情報の提供</p> <p>②環境ポスター・標語等の募集</p> <p>③高齢者等のごみ出し支援の仕組みの構築</p> | <p>「AI チャットボット」でのごみ分別情報の提供を開始しました。</p> <p>環境ポスター、標語の募集は、クリーンかめおか推進会議にて継続して実施しています。</p> <p>高齢者等のごみ出し支援は、2022年10月から事業を開始します。</p> | <p>達成</p>  |
| <p>基本方針2 2R（リデュース/減量・リユース/再使用）を強化します。</p> | <p>(1) 生活系ごみの2Rに向けた取り組み</p> <p>①家庭から排出される食品廃棄物などの減量</p> <p>②環境家計簿の普及拡大</p> <p>③ごみを出さない買い物や環境にやさしい生活習慣の普及に向けた環境の整備</p> <p>④不用品交換会の実施</p> <p>(2) 事業系ごみの2Rに向けた取り組み</p> <p>①各公共施設の事業系一般廃棄物管理票の導入</p> <p>②排出者責任を浸透させる啓発活動</p> <p>③事業系一般廃棄物管理票（マニフェスト）の義務化（条例制定など）の検討</p> <p>④環境マネジメントシステムの導入支援</p> <p>⑤多量排出事業者の届出制度（条例制定など）の検討</p> | <p>「食品ロス実態調査」の環境省モデル事業を実施しました。</p> <p>ペットボトルの水平リサイクルを2022年度から開始しました。</p> <p>「リユース品回収交換会」を、2022年度は、複数回実施しました。</p> <p>啓発活動を実施しました。</p> <p>条例制定は引き続き検討中です。</p> <p>条例は引き続き検討中です。</p> | <p>一部達成</p>  |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | <p>⑥紙ごみ搬入禁止（条例制定など）の検討</p> <p>⑦クリーンセンターにおける搬入指導の実施</p> <p>⑧事業者から排出される食品廃棄物の実態の把握</p> <p>⑨事業者から排出される食品廃棄物減量の取り組み</p> | <p>桜塚クリーンセンター、エコトピア亀岡に紙ごみ回収ボックスを設置しました。</p> <p>搬入運搬許可業者を対象とした展開組成検査を継続的に実施しています。</p> <p>「食品ロス実態調査」の環境省モデル事業を実施しました。</p> | |
| <p>基本方針 3</p> <p>取り組みやすい資源化システムを構築します</p> | <p>（1）市民が取り組みやすい資源化システムの構築</p> <p>①公共施設における拠点回収の拡充</p> <p>②事業者が提供する資源ごみ回収拠点の支援</p> <p>③イベント回収の実施</p> <p>（2）事業者が取り組みやすい資源化システムの構築</p> <p>①事業者による古紙の資源化の拡大</p> <p>（3）中間処理等の充実による資源化システムの構築</p> <p>①中間処理施設（民間）の活用による資源回収</p> <p>②焼却灰のリサイクルの検討</p> <p>③生ごみ等のバイオマス利用の検討</p> <p>④剪定枝や落葉等の堆肥化の推進</p> | <p>小型家電、インクカートリッジ、水銀使用製品の回収を実施しています。</p> <p>日本紙業(有)等とパートナーシップ協定を締結しました。</p> <p>エコゲートにて使用済み小型家電のイベント回収を実施しました。</p> <p>2021年度には、「プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」を実施し、市民参加で製品プラスチックの回収方法改善を探りました。</p> <p>桜塚クリーンセンター、エコトピア亀岡に紙ごみ回収ボックスを設置しました。</p> <p>2020年度より埋立ごみの中間処理を実施しています。</p> <p>継続的に検討します。</p> <p>(株)カネカと共同して実証実験を実施しました。</p> <p>2022年度より木質系廃棄物の資源化を実施しています。</p> | <p>達成</p>  |

| | | | |
|---|--|---|---|
| <p>基本方針 4</p> <p>ごみの適正処理に向けた体制・仕組みを整備します。</p> | <p>(1) 収集・運搬体制の充実に向けた取り組み</p> <p>①生活系ごみの公益法人等による収集・運搬の継続</p> <p>②収集体制等の効率化</p> <p>(2) 受益者負担の適正化の取り組み</p> <p>①事業系のごみ処理手数料の見直し</p> <p>②家庭系のごみ処理手数料(亀岡市指定ごみ袋の料金含む)の見直し</p> <p>(3) 適正処理困難物を適正に排出できる体制の整備</p> <p>①適正処理困難物に対する体制の整備</p> <p>②廃蛍光管や水銀体温計等有害ごみの安全な回収方法の整備</p> <p>(4) 最終処分体制の充実に向けた取り組み</p> <p>①第3期大阪湾フェニックス計画への参加</p> <p>(5) 計画の着実な履行に向けた取り組み</p> <p>①ごみ処理基本計画の進捗状況の点検・評価</p> | <p>継続的に実施しました。</p> <p>効率化を意識した収集運搬を実施しました。</p> <p>2018年度より処理手数料を改定しました(150円/10kg→180円/10kg)。</p> <p>亀岡市循環型社会推進審議会にて手数料の見直しについて検討しました。</p> <p>リチウムイオン電池、バッテリー等の適正排出体制を整備しました。</p> <p>回収協力店の追加等の拡充を図りました。</p> <p>継続的に実施しました。</p> <p>本計画策定に伴い点検と評価を実施しました。</p> | <p>達成</p>  |
| <p>基本方針 5</p> <p>不法投棄対策及び災害廃棄物対策を強化します。</p> | <p>(1) 不法投棄対策の強化</p> <p>①不法投棄に対する監視活動の強化</p> <p>②捜査機関などの関係機関との連携強化</p> <p>(2) 災害廃棄物対策の点検・見直し</p> <p>①災害廃棄物処理計画についての点検及び見直し</p> <p>②災害廃棄物についての適正処理の実施(発生時)</p> | <p>ポイ捨て監視員を配置し、活動しました。</p> <p>必要により警察等と相談しています。</p> <p>2021年度に、「市町村災害廃棄物処理計画骨子(案)」を策定しました。</p> | <p>達成</p>  |

第2 亀岡市のごみ処理の課題

亀岡市のごみ処理の課題を以下に示します。

1 ごみの減量化に関する課題

亀岡市における1人1日当たりのごみ排出量(2021年度)は756.7g/人・日です。

事業系一般廃棄物は全体の約25%を占めており、近年は横ばいの傾向にあります。この中には、産業廃棄物であるプラスチックも混入しており、排出事業者の指導などの対策が必要です。

生活系ごみに関しては、生ごみが紙類に次いで多く、食べ残し対策、使い切り対策、水切り対策などを進める必要があります。

2 ごみの資源化に関する課題

亀岡市の資源化率は、2021年度において16.68%であり、全国平均の20.0%、京都府平均の14.3%と比較すると、全国平均よりは低いものの、京都府平均より高い資源化率となっています。

前計画からも引き続き、事業者への指導、集団回収への協力の呼びかけなどを実施することにより、紙の資源化率を上げる必要があります。

また、脱プラごみ宣言を行っているものの、燃えるごみ中のプラスチック比率は過去5年間の平均値で約20%であり、プラスチック類に対する対策も重要となります。

3 最終処分場

亀岡市における最終処分は、エコトピア亀岡及び大阪湾広域臨海環境整備センター(神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場)において行っており、焼却残渣(灰)については大阪湾広域臨海環境整備センターで最終処分を行っています。

エコトピア亀岡については、残余容量の減少が現実味を帯びており、処分場の延命のため、現在は埋立区分である製品プラスチックを資源化するなど、分別拡大により最終処分量を削減していく余地があります。

廃棄物処理に関する用語

【あ行】

◇アスベスト

鉱物が繊維状になったもので、建設資材などとして使用されていたが人体に害を及ぼすため昭和 50 年に使用禁止となっている。

◇一般廃棄物

一般廃棄物は、廃棄物処理法の第 2 条 2 項で規定されている。産業廃棄物以外の廃棄物のことである。主に家庭から排出される廃棄物

◇エコウォーカー

ウォーキングしながら行う、身近で気軽に自由な清掃活動のこと。また、エコウォーカーを、幼稚園・保育園の年長児向けの参加型環境教育に応用した「エコウォーカーキッズ・チャレンジプログラム」もある。

◇エシカル消費

エシカルとは、倫理的・道徳的という意味であり、自分・他人や社会、地球環境、自然にとってもよいものを積極的に選ぶという消費行動のこと。

◇SDGs (エスディージーズ)

2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、わが国としても積極的に取り組んでいる。

◇大阪湾フェニックス計画

近畿圏の内陸部はすでに高密度の土地利用が進み、個々の地方自治体や事業主が最終処分場を確保するのは、きわめて困難な状況であることから、大阪湾の埋立により長期安定的に、また広域的に廃棄物を適正処理するための計画。

この計画の目的は、大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に処理し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること、港湾の秩序ある整備により、港湾機能の再編・拡充を図ること、新たな埋立地を活用し、地域の均衡ある発展に寄与することとされている。

現在は近畿2府4県の195市町村から排出される廃棄物を受入れている。

【か行】

◇家庭系ごみ

一般廃棄物の中で家庭から排出される廃棄物

◇家電リサイクル法

テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫の家電4品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付け、資源の有効活用することを目的とした法律（平成10年施行）

◇環境基本法

環境保全、環境負荷の低減、国際的取組みの推進を目的とし、各自治体に国の施策に準じて実施することを基本理念とし、環境保全の進め方を定めた法律。（平成5年施行）

◇環境基本計画

環境基本法第15条の規定に基づき、政府全体の環境保全に関する政策を総合的、長期的に推進することを目的とし、環境の保全を推進するために必要な事項を定める基本計画

◇下水道法

公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とした法律（昭和34年施行）

◇原単位

1人1日当たりの排出量または1日当たりの排出量をいう。

家庭系ごみは1人1日当たり排出量で、事業系ごみは1日あたりの排出量で示されることが多い。

◇建設リサイクル法

特定建設資材（アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等の建設・解体工事に伴う廃棄物について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けた法律（平成14年施行）

◇公共下水道

市街地における下水を処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を処理すべき排水施設の相当部分が地下に埋設した構造のものをいう。（下水道法第2条第3項）。

◇公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共水路、灌漑用水路その他公共の用に供される水路（公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。（水質汚濁防止法第2条）

◇公民連携

ごみ処理施設の事業手法の一つ。施設整備資金の調達、施設整備および管理運営は、民間が自ら行ない、公共は民間が整備し管理運営する民間施設に処理委託する。

事業の透明性確保のため、民間は、公共が実施するモニタリングで求められたデータ等、全ての情報を提供し、公共は民間施設の管理運営の全般についてモニタリングを実施、その結果を公表する。

公共による建設費等の多額の費用準備の負担が回避され、万一の大規模災害時等の災害廃棄物の処理能力を確保できる等の利点がある。

◇小型家電リサイクル法

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、国に再資源化事業計画を提出し認定を受けた再資源化事業者について廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律（平成25年施行）

◇コンポスト

家庭から出る生ごみを各家庭で手軽に堆肥にできる容器

【さ行】

◇サーキュラーエコノミー

循環型経済または循環経済とも呼ばれ、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とし、気候危機や生物多様性の喪失など様々な負の外部性をもたらす「資源を採掘して、作って、捨てる」というリニア（直線）型の経済システムに代わる新たなシステムのこと

◇災害廃棄物

地震や津波、火災などの災害に伴い発生する瓦礫などの廃棄物。災害により増える生活ごみや、避難所仮設トイレに溜まるし尿なども災害廃棄物に含まれる。

◇再資源化

使用済物品等のうち有用なものの全部又は一部を再生資源又は再生部品として利用することができる状態にすることをいう。

◇産業廃棄物

産業廃棄物は、廃棄物処理法の第2条4項で規定されている、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

◇三成分

廃棄物を可燃分、灰分、水分に分類すること。この三成分で廃棄物の性状や燃焼性を認識することができ、ごみ焼却施設の設計に欠かせない項目で、可燃分が多いと燃えやすい、水分が多いと燃えにくい廃棄物であることがわかる。灰分は、燃やしても残る成分で、最終処分量の検討に利用される。

◇事業系ごみ

事業者が排出する産業廃棄物以外の廃棄物

◇資源化率

資源化量をごみ排出量（処理量+集団回収量）で除して割合を示した値で、この割合が高いほど資源化が進んでいることとなる。

◇自動車リサイクル法

使用済み自動車の有用な資源の回収と廃棄物の減量を目的とし、リサイクルについてクルマの所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律（平成17年施行）

◇循環型社会形成推進基本法

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を形成することを目的し、循環型社会に関する基本事項を定めた法律

◇循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められる計画

◇焼却残渣

廃棄物を焼却処理した後に残るもので、可燃物の灰分、不燃物・可燃物の燃え残り（未燃分）からなる。

◇食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)

食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの食品廃棄物を減らし、リサイクルを進めるため、生産者は販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律

◇食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。

◇水銀

液体金属で、体温計、気圧計、蛍光灯、水銀灯等に使用されてきたが、その有害性から、水銀に関する水俣条約に基づき、段階的にその使用、製造等が規制されている。蛍光灯等の水銀使用製品は、法律に従った処理・処分方法が定められている。

◇ゼロエミッション

エミッションとは、「排出」のことであり、数字のゼロを加えて、「排出のない」状況を表している。

◇組成

ごみの中に混ざり合っている物質の種類を、分析によって 10 種類又は 6 種類に分類したもの。

【た行】

◇脱炭素

地球温暖化の原因となる代表的な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量をゼロにしよという取り組みのこと。二酸化炭素排出が実質ゼロになった社会のことを「脱炭素社会」という。地球温暖化の加速を受けて、世界全体で脱炭素に向けた取り組みが推進されていて、わが国においては、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボン

ニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」としている。

◇単位体積重量

ごみの比重のことで、ごみ質分析において、容量が分かっている容器にごみを入れ 30 cm位のところから 3 回落とし、目減りしたら、さらにごみを入れて重さを計り、容器の容積で割った値をいう。

ごみ焼却施設設計の機器能力計算、施設維持管理において重要な指標となる。

◇地域循環共生圏

環境と経済・社会の統合的向上、地域資源を活用したビジネスの創出や生活の質を高める「新しい成長」を実現するための新しい概念であり、各地域が、その地域固有の資源を活かしながら、それぞれの地域特性に応じて異なる資源を持続的に循環させる自立・分散型のエリアを形成するという考え方のこと。

◇低位発熱量

ごみの発熱量から、ごみに含まれる水分が気化する際に失われる熱量を除いた熱量であり、ごみ焼却施設の設計や運転管理に重要な指標となる単位。真発熱量ともいう。

低位発熱量が高いごみで、プラスチック類や紙類などの含有が多く水分の少ない 9,000kJ/kg 以上のごみを高カロリーごみともいい、焼却炉の運転管理や炉の設計に高カロリーごみの特別な対策が必要となる。

◇特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物は、廃棄物処理法の第 2 条 3 項で規定されている。一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの。

【は行】

◇廃棄物

廃棄物は廃棄物処理法の第 2 条で規定されている。ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）。

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上

を図ることを目的とした法律

◇破砕機

不燃ごみ・粗大ごみを破砕処理する機器。高速破砕機と低速破砕機がある。

◇BCP

BCPとは、事業継続計画のことで、自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと

◇PCB

PCBはポリ塩化ビフェニルの略称である。廃コンデンサー、廃エアコンや廃テレビなどの熱媒体として使用された化学物質であり人体への悪影響がある為に現在は使用禁止となっている。特別管理産業廃棄物に定められており平成13年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定され事業者が適切に処理することが義務付けられている。

◇プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

プラスチックの資源循環を進めることを目的とし、プラスチック使用製品の設計・製造から、販売・提供、排出・回収・リサイクルするまでの各段階において、必要な措置を定めた法律

【や行】

◇容器包装リサイクル法

容器包装廃棄物の排出の抑制と再資源化を促進し、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という役割分担の下でリサイクルを推進することを目的とした法律（平成9年施行）

亀岡市ゼロエミッション計画 2023(令和5)年3月



亀岡市 環境先進都市推進部 資源循環推進課 〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神 8 番地
電話 0771-22-3131(大代表) ホームページ <https://www.city.kameoka.kyoto.jp>

亀岡市は SDGs に取り組んでいます。 SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS